

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月7日
【会社名】	アルヒ株式会社
【英訳名】	ARUHI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO兼COO 瀧田 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 吉田 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 吉田 恵一
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 14,504,428,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,450,550,000円 (注) 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、平成29年12月5日(火)に決定される予定の引受価額にて下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(平成29年12月14日(木))に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	10,824,200	14,504,428,000	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands CJP CSM Holdings, L.P. 10,015,700株 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合 808,500株
計(総売出株式)	-	10,824,200	14,504,428,000	-

(注)1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,340円)で算出した見込額であります。

3 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は18,040,300株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し10,824,200株、海外売出し7,216,100株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。また、売出数等は変更となる可能性があります。加えて、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

4 海外売出しは、海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行われる予定であります。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照ください。

5 引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社がCJP CSM Holdings, L.P. から1,082,500株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

- 6 引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オファリング」と総称する。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
- 7 グローバル・オファリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)であります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社であります。
- 8 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、150,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社グループ社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 9 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成29年 12月7日(木) 至 平成29年 12月12日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 U B S 証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社 S B I 証券	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

売出価格は、平成29年11月27日(月)に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に引受価額と同時に決定される予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 当社は、引受人及び売出人と売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に元引受契約を締結する予定であります。

5 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6 株式受渡期日は、平成29年12月14日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

- 7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 8 申込み在先立ち、平成29年11月28日(火)から平成29年12月4日(月)までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 9 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,082,500	1,450,550,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,082,500株
計(総売出株式)	-	1,082,500	1,450,550,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により売出株式数が減少し、又は売出しが全く行われない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプション及びシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,340円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)9に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 12月7日(木) 至 平成29年 12月12日(火)	100	未定 (注) 1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。但し、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成29年12月14日(木))の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 5 野村證券株式会社の販売方針は、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 8に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びU B S証券株式会社を共同主幹事会社として、平成29年12月14日(木)に東京証券取引所への上場を予定しております。

2 海外売出しについて

引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(海外売出し)が、Nomura International plc、UBS AG、London Branch及びMizuho International plcを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外幹事引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります。

引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は18,040,300株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し10,824,200株、海外売出し7,216,100株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3 グリーンシュエーション及びシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社がCJP CSM Holdings, L.P.(以下「貸株人」という。)から借り入れる当社普通株式1,082,500株(上限)(以下「借入株式」という。)であります。これに関連して、貸株人は野村證券株式会社に対して、1,082,500株を上限として、平成30年1月11日行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を付与する予定であります。

また、野村證券株式会社は、借入株式の返却を目的として、上場(売買開始)日(平成29年12月14日)から平成30年1月5日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、みずほ証券株式会社及びU B S証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びU B S証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。シンジケートカバー取引により買付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより貸株人への返却に代えることといたします。

4 ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、売出人及び貸株人であるCJP CSM Holdings, L.P.、当社の株主であるS B Iホールディングス株式会社、濱田 宏、アルヒグループ社員持株会、五十川 毅、細野 恭史、井上 明大、荻野 大輔、市川 裕康、小松 俊介、吉田 恵一、土門 智康、宮脇 訓晴、木原 亮、岡田 通孝及び若松 智彦並びに当社の新株予約権者である当社グループの役職員108名(株主である者を除く。)は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等(但し、売出人によるグローバル・オフリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し、グリーンシュエーションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オフリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(但し、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

5 英文目論見書における「主要な財務情報及びその他の情報」について

前記「2 海外売出しについて」に記載のとおり、当社は、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しております。

当該英文目論見書の「主要な財務情報及びその他の情報」において、大要以下の記載を行っております。なお、当社の前身であるCSMホールディングス株式会社（以下「CSMホールディングス」という。）は、住宅ローン事業を営むSBIモーゲージ株式会社（以下「SBIモーゲージ」という。）の買収目的会社として設立されました。その後、平成27年5月にCSMホールディングスはアルヒグループ株式会社、SBIモーゲージはアルヒ株式会社（以下「旧アルヒ株式会社」又は「旧アルヒ」という。）に商号変更し、平成29年7月にアルヒグループを存続会社（形式上の存続会社）、旧アルヒ（実質上の存続会社）を消滅会社とする吸収合併を実施するとともに、同日にアルヒ株式会社へ商号変更しております。以下の記載は、実質上の存続会社である旧アルヒ株式会社に関するものであります。

日本基準に基づく主要な非連結財務情報

以下に記載された各表は、旧アルヒ株式会社の平成25年3月期、平成26年3月期、平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期に係る日本基準に準拠した主要な非連結財務情報です。平成25年3月期、平成26年3月期、平成27年3月期、平成28年3月期及び平成29年3月期に係る日本基準に準拠した主要な非連結財務情報は、英文目論見書に含まれていない旧アルヒ株式会社の非連結財務情報に基づいております。以下に表示されている日本基準に基づいて作成された財務情報は、国際会計基準に従って作成された情報と比較することはできず、当該情報に全面的に依拠することはできません。

○主要な損益計算書情報

（単位：百万円）

決算年月	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	12,013	12,968	13,623	15,355	20,447
営業費用	8,665	9,196	10,227	10,898	14,346
税引前当期純利益	3,251	3,812	3,384	3,390	6,058
当期純利益	1,995	2,353	2,114	2,222	4,237

○主要な財政状態計算書情報

（単位：百万円）

決算年月	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
資産					
総資産額	43,228	58,894	41,902	55,093	60,966
流動資産合計	38,755	48,216	30,961	42,183	53,874
現金及び現金同等物	8,288	10,847	4,290	12,009	13,245
営業貸付金	23,228	28,369	16,645	19,001	23,059
固定資産合計	4,473	10,678	10,940	12,910	7,091
投資その他の資産合計	3,635	9,073	9,436	11,523	5,626
負債					
負債合計	28,234	42,307	23,603	34,572	36,208
流動負債合計	26,267	38,578	22,458	33,493	35,188
固定負債合計	1,966	3,728	1,145	1,079	1,019
資本					
純資産額	14,994	16,587	18,298	20,520	24,758
負債・資本合計	43,228	58,894	41,902	55,093	60,966

第3【その他の記載事項】

株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク **ARUHI** を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 ARUHIについて」～「5 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

当社グループは、アルヒ株式会社及びその子会社であるアルヒマーケティング株式会社により構成されております。

以下、当社グループ又は当社若しくはアルヒマーケティング株式会社を文中では「ARUHI」と称しております。

1 ARUHIについて

ARUHIは、住宅ローンを中心に「探す・買う・暮らす」をつなぐ、住生活プロデュース企業です。

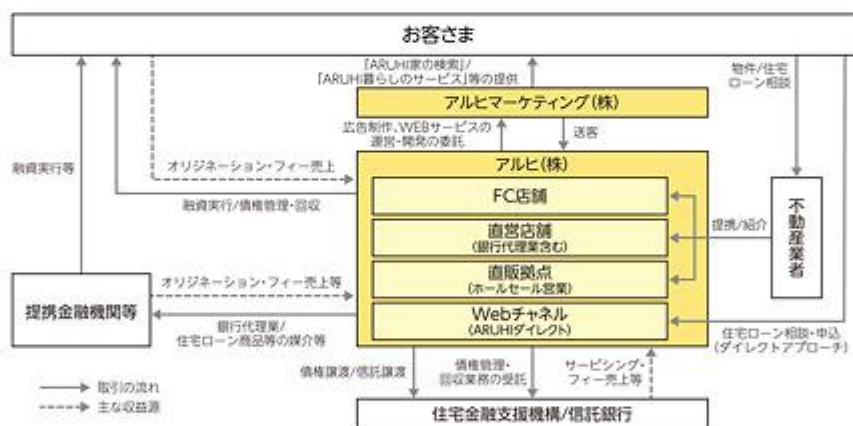
日本初のモーゲージバンク（証券化を資金調達手段とした住宅ローン専門の金融機関）として創業したARUHIは、住宅ローン専門金融機関のパイオニアとして成長して参りました。住宅ローンのご融資を核に、お客さまが歩むライフステージに寄り添い、新しい生活がより楽しく充実したものとなるようお手伝いする企業です。

事業の内容

ARUHIは、主に貸金業法に基づく「貸金業者」として、証券化を資金調達手段とした住宅ローンのオリジネート（貸付）とサービシング（回収）を行う住宅ローン事業会社です。

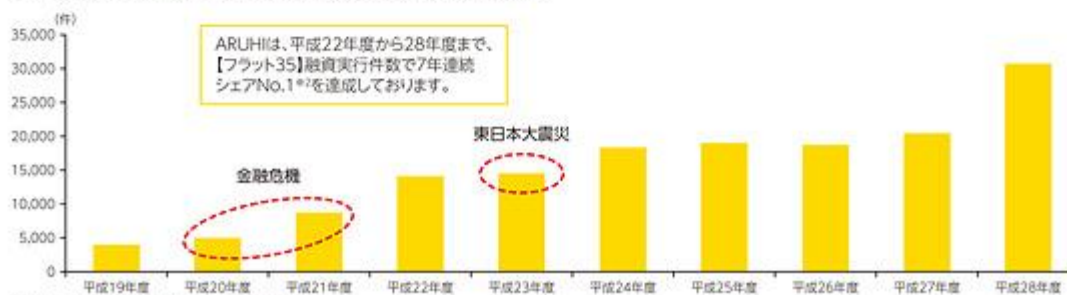
加えて、提携金融機関等の住宅ローン商品等の媒介や、銀行法に基づく「銀行代理業者」として提携金融機関等の住宅ローン商品を代理で販売しております。

事業系統図



ARUHIにおける融資実行件数の推移（住宅ローン商品及び投資用マンションローンの合計件数）

年間20兆円^{※1}（新規貸出額）という巨大な住宅ローン市場で、金融危機や東日本大震災などの外部環境にも大きく左右されず、融資実行件数は成長を実現しております。



2 ARUHIの商品・サービス

住宅ローンを核に、お客さまの家探しから住宅購入後の日々の暮らしまで、お客さまのライフステージに合わせた様々な商品・サービスをご提供しております。



ARUHIプラットフォーム(お客さまの日々の暮らしの視点から)



「ARUHI住宅ローン」で買う



ARUHI住宅ローン

【フラット35】関連商品をはじめ、様々なニーズにお応えする住宅ローン商品を提供しております。

*ARUHI住宅ローンのご相談イメージ

【フラット35】関連商品をはじめ、銀行代理商品(変動金利、固定金利)、「ARUHIフラットつなぎ」や「諸費用・リフォームローン」などの住宅ローン補完商品、投資用マンションローンや「ARUHI買取再販ローン」、さらには各種保険の取り扱いなど、お客さまの多様なニーズに多岐にわたるラインナップでお応えしております。

商品ラインナップ(一部)

(平成29年9月30日現在)

住宅ローン商品

【フラット35】関連商品

- ARUHIフラット35
- ARUHIスーパーフラット
- ARUHIフラットα
- ARUHIフラット35(リフォーム一体型/リノベ)

銀行代理商品(変動金利、固定金利)

ARUHIは、複数の大手ネット銀行と銀行代理委託契約を締結し、全国の直営店舗を通じて各行の変動金利・固定金利商品を取り扱っています。

住宅ローン補完商品

- ARUHIフラットつなぎ
- 諸費用・リフォームローン
- 家計応援プラン
- 各種保険取り扱い

その他商品

- 投資用マンションローン
- ARUHI買取再販ローン

「ARUHI家の検索」で探す



ARUHI家の検索

「おススメ物件情報」による物件紹介や「購入者事例」など、ARUHIならではのサービスで理想の家探しをサポートしております。

*「ARUHI家の検索」検索イメージ

Webで家賃や年齢など、簡単な質問に答えるだけで、現在の家賃をベースにしたおすすめエリア、物件種別及び条件に合う物件の提示や住宅ローンのシミュレーションを行います。



◎おススメ物件診断webページ



◎おススメ物件診断結果



◎「チャット」で家の検索

「ARUHI家の検索」画面イメージ

「ARUHI暮らしのサービス」で暮らす



ARUHI暮らしのサービス

新生活や日々の暮らしのコストを下げるための様々な優待特典を、複数の提携企業とともに提供しております。

*「ARUHI暮らしのサービス」提供イメージ

住宅購入後の豊かな住生活の実現をお手伝いするため、様々な優待特典を67社(平成29年9月30日現在)の提携企業とともにご提供しております。

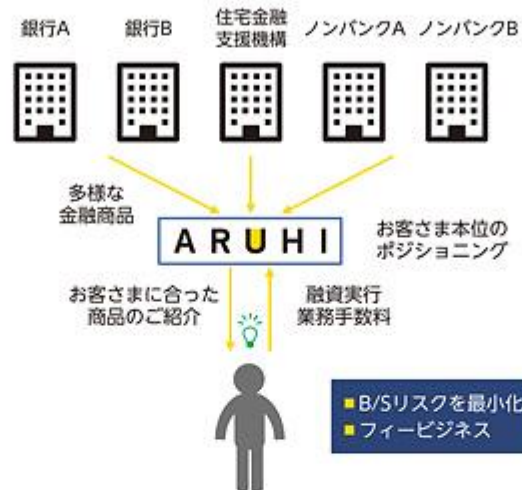
主な提携サービスのカテゴリー

引越し	食品・外食・日用品
カーライフ	美容・健康・ファッション
リサイクル・リユース	家電
レジャー・旅行	ハウスサービス
インテリア	子育て
電気・ネット回線	ライフイベント

3 ARUHIの特徴

1) お客さま本位のビジネスモデル

ARUHIの住宅ローン事業は、融資実行した住宅ローンの債権を原則として債権譲渡しているため、バランスシートリスクが最小化された「フィービジネス」です。そのためARUHIは、お客さまのご要望に応じた住宅ローン商品のご紹介から適切なタイミングでの借換のご提案まで、お客さま本位のビジネスを徹底することが可能です。

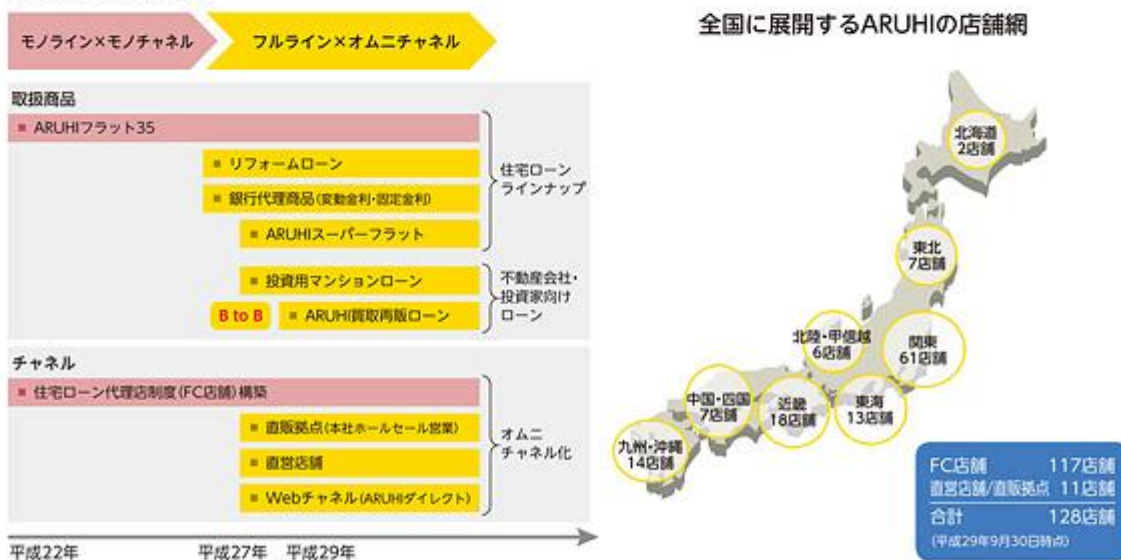


2) 多岐にわたる住宅ローン商品を様々な販売チャネルで提供

～「モノライン×モノチャネル」から「フルライン×オムニチャネル」への進化～

お客さまのニーズに応じた多様な商品を、FC（フランチャイズ）店舗、直営店舗に加えて不動産業者や大手デベロッパーなどを対象とする直販ホールセール営業やWebチャネル（ARUHIダイレクト）など様々な販売チャネル（オムニチャネル）を拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセスすることが可能な体制となっております。

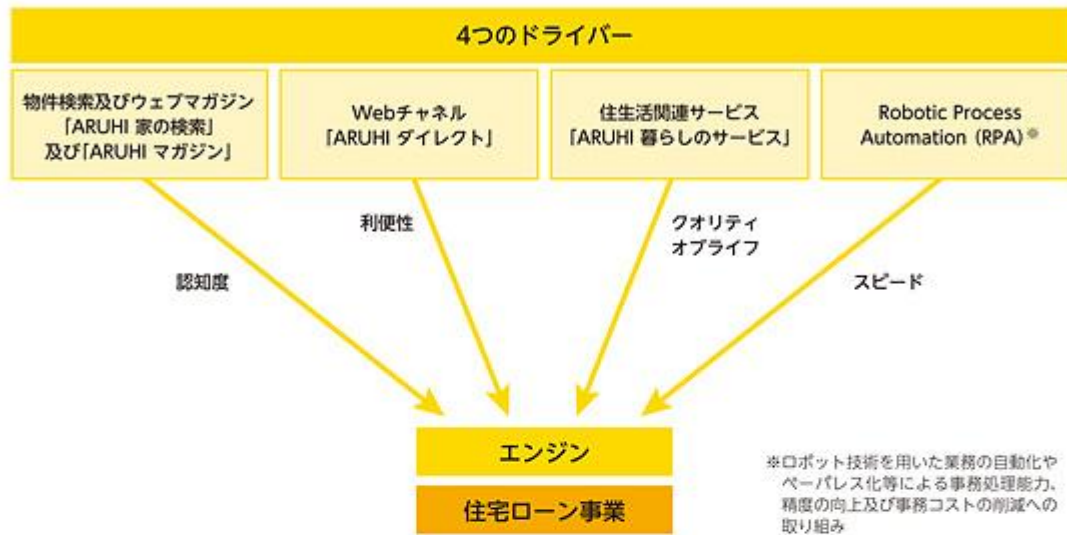
リアルチャネルでは全国に128のFC店舗と直営店舗/直販拠点を展開（平成29年9月30日現在）し、お客さまの意思決定を左右する不動産業者への営業に加え、お客さまに住宅ローンの相談から手続きまでのアドバイスを対面で行っております。



3) テクノロジーの活用によりお客さまの利便性を向上

～4つのドライバーにより、住宅ローン事業を加速～

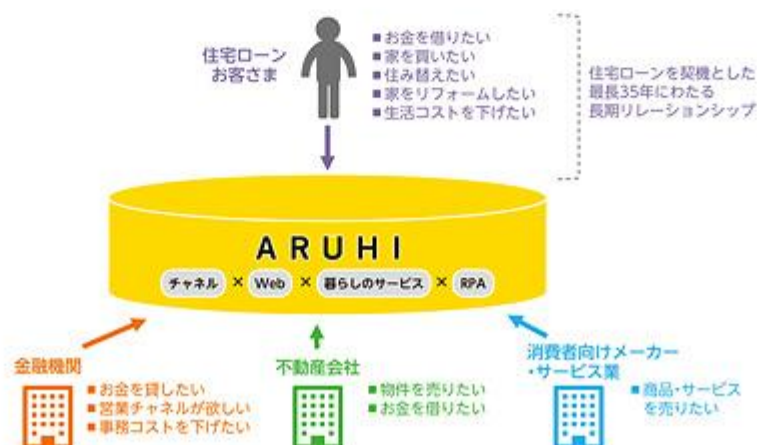
テクノロジーを活用した「ARUHI家の検索」及び「ARUHIダイレクト」などの、お客さまの認知度、利便性、クオリティオブライフ及び事務スピードを向上させる4つのドライバーを成長エンジンとして、住宅ローン事業の中期的な成長を加速させて参ります。



4 ARUHI が目指す姿

お客さまとの長期にわたる関係を活かし、住まいと暮らしに関するニーズをマッチングするプラットフォームの構築を目指しております。

ARUHIは、住宅ローンのご契約を核に、お客さまとの長期にわたる関係を活かし、お客さまと金融機関、不動産会社、消費者向けメーカーやサービス業者の住まいと暮らしに関するあらゆるニーズをマッチングするためのプラットフォームの構築を目指しております。



5 業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(単位:百万円)

回次 決算年月	国際会計基準		
	第2期 平成28年3月	第3期 平成29年3月	第4期第2四半期 平成29年9月
営業収益	16,904	21,472	10,370
税引前(四半期)利益	3,104	4,864	3,139
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益	1,204	3,227	3,372
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)包括利益	1,247	3,227	3,372
親会社の所有者に帰属する持分	17,422	20,659	20,158
総資産額	89,950	87,230	72,686
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	496.30	588.36	-
基本的1株当たり当期(四半期)利益 (円)	33.70	91.94	95.84
希薄化後1株当たり当期(四半期)利益 (円)	33.70	91.01	94.11
親会社所有者帰属持分比率 (%)	19.4	23.7	27.7
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	6.9	17.0	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,047	8,281	10,028
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,007	△381	△223
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,841	△6,588	△13,343
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	12,033	13,345	9,806
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	220 (48)	281 (79)	- (-)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表に基づいております。

3. 当社は、平成26年5月に新たに設立され、設立初年度の連結財務諸表より国際会計基準を適用していることから、国際財務報告基準(以下「IFRS」という)第1号「国際財務報告基準の初度適用」の目的において要求事項や免除規定を適用しておりません。

4. 第2期及び第3期の国際会計基準に基づく連結財務諸表並びに第4期第2四半期の国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査及び四半期レビューを受けております。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む)は、年間平均人員を()外数で記載しております。

7. 平成29年9月22日の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期(四半期)利益及び希薄化後1株当たり当期(四半期)利益を算定しております。

8. 第4期第2四半期における営業収益、税引前四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期包括利益、基本的1株当たり四半期利益、希薄化後1株当たり四半期利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第4期第2四半期連結累計期間の数値を、親会社の所有者に帰属する持分、総資産額、親会社所有者帰属持分比率並びに現金及び現金同等物の四半期末残高については、第4期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

(単位:百万円)

回 次 決 算 年 月	日本基準		
	第1期 平成27年3月	第2期 平成28年3月	第3期 平成29年3月
売上高	-	-	-
経常損失(△)	△2,512	△1,015	△553
当期純損失(△)	△2,513	△1,017	△553
資本金	12,000	12,000	6,000
発行済株式総数			
普通株式 (株)	380,000	380,000	380,000
A種優先株式 (株)	100,000	-	-
純資産額	21,486	13,567	13,020
総資産額	44,567	42,810	42,900
1株当たり純資産額 (円)	43,384.73	341.53	367.06
1株当たり配当額			
普通株式 (円)	-	-	-
A種優先株式 (円)	-	1,035.62	-
(うち1株当たり中間配当額)			
(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)
(A種優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△7,658.70	△28.46	△15.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	48.21	31.39	30.04
自己資本利益率 (%)	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
従業員数 (人)	-	2	1

- (注) 1. 当社は、純粋持株会社であったため、第1期、第2期及び第3期において売上高を計上しておりません。
2. 平成29年9月22日の取締役会決議により、平成29年9月30日付で自己株式19,194株の消却を、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、本書提出日現在の発行済株式総数は36,080,600株となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第1期、第2期及び第3期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 配当性向については、当期純損失のため、記載しておりません。
7. 第1期は平成26年5月20日から平成27年3月31日までの10ヶ月12日間となっております。
8. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和36年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
なお、第1期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時雇用者は従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 当社は、平成29年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であった旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。なお、「第二部 企業情報 第1 企業の概況(はじめに)」に記載のとおり、当社は平成26年5月に買収目的会社として設立された会社であり、旧アルヒ株式会社を吸収合併する前となる第1期、第2期及び第3期は、経常損失及び当期純損失を計上しております。
11. 当社は、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。
また、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次 決 算 年 月	第1期 平成27年3月	第2期 平成28年3月	第3期 平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	433.85	341.53	367.06
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△76.59	△28.46	△15.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額			
普通株式 (円)	-	-	-
A種優先株式 (円)	-	1,035.62	-
(うち1株当たり中間配当額)			
(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)
(A種優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)

(参考情報)

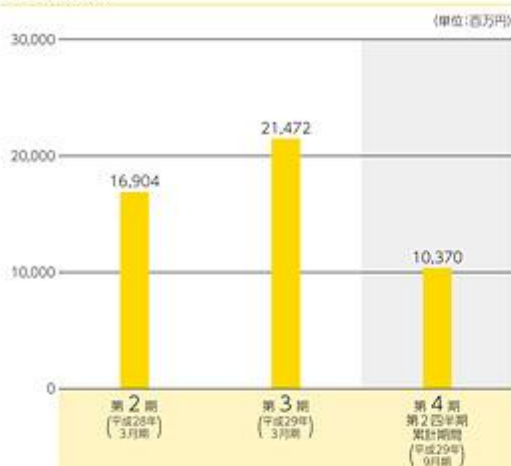
「第二部 企業情報 第1 企業の概況(はじめに)」に記載のとおり、当社は平成26年5月に買収目的会社として設立された会社であるため、比較可能性の観点から、参考情報として実質上の存続会社である旧アルヒ株式会社(単体)の平成25年3月期から平成29年3月期に係る主要な経営指標等の推移(会社計算規則に基づき算出した数値)を記載しております。なお、旧アルヒ株式会社は、平成29年7月1日に当社との吸収合併により消滅しております。

(単位:百万円)

回 次 決 算 年 月	日本基準				
	第13期 平成25年3月	第14期 平成26年3月	第15期 平成27年3月	第16期 平成28年3月	第17期 平成29年3月
売上高	12,013	12,968	13,623	15,355	20,447
経常利益	3,257	3,816	3,385	4,461	6,058
当期純利益	1,995	2,353	2,114	2,222	4,237
資本金	4,556	4,556	4,556	4,556	4,556
純資産額	14,994	16,587	18,298	20,520	24,758
総資産額	43,228	58,894	41,902	55,093	60,966

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

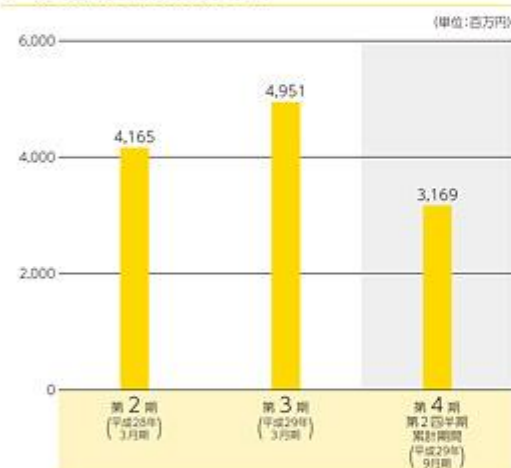
● 営業収益



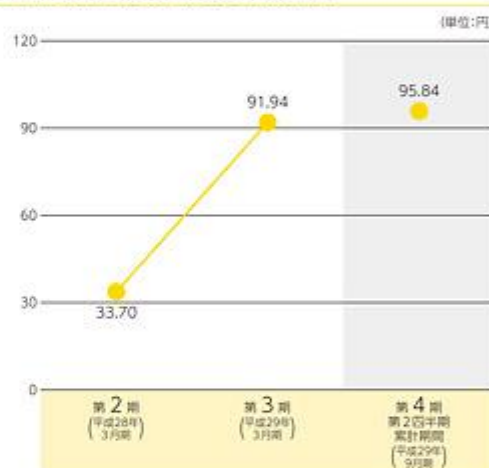
● 総資産額



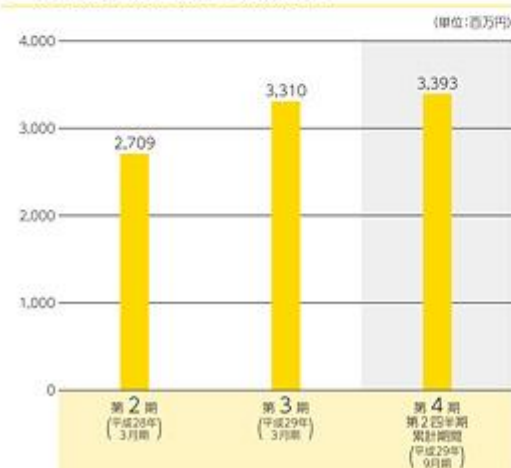
● (参考) 調整後税引前利益



● 基本的1株当たり当期(四半期)利益



● (参考) 調整後当期(四半期)利益



- (注) 1. 調整後税引前利益 = 税引前利益 + 非公開化関連費用(非公開化に伴うファイナンス関連費用を含む) + 上場関連費用
 2. 調整後当期(四半期)利益 = 当期(四半期)利益 + 非公開化関連費用(非公開化に伴うファイナンス関連費用を含む) + 上場関連費用 + 非継続事業に係る損失 + 調整項目の税効果調整
 3. 調整後税引前利益及び調整後当期(四半期)利益はIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、第三者にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考える財務指標であります。当該財務指標は非経常的な費用項目(通常の営業活動の結果を示しているとは考えられない項目)及び現時点で連結対象外となっている事業に係る損益の影響を除外しております。なお、調整後税引前利益及び調整後当期(四半期)利益は、税引前利益及び当期(四半期)利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおける調整後税引前利益及び調整後当期(四半期)利益は、同業他社の同指標又は類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。
 4. 調整後税引前利益及び調整後当期(四半期)利益は、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。
 5. 平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、基本的1株当たり当期(四半期)利益は第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算出しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

（はじめに）

当社の前身であるCSMホールディングスは、住宅ローン事業を営むSBIモーゲージの買収目的会社として設立されました。

現在に至るまでの主な経緯は次のとおりです。

SBIモーゲージは、我が国の住宅ローン業界に新しい住宅金融のシステムを創造すべく、既に証券化による住宅金融システムが確立されていた米国のビジネスモデルを参考に平成13年5月に日本初のモーゲージバンク（証券化を資金調達手段とした住宅ローン貸出専門の金融機関）として住宅ローン事業を開始したグッドローン株式会社を前身としており、独自商品の開発を進めるにあたって資金調達力の強化・多様化を実現する手段として上場を検討した結果、高い流動性を有しており、かつ、事業展開の可能性が期待できる韓国取引所有価証券市場（以下「KOSPI」という。）への上場の検討を進めるに至り、平成24年4月30日にKOSPIに上場を果たしました。

KOSPIへ上場後、SBIモーゲージの日本国内での住宅ローン事業は融資実行実績を伸ばし引き続き成長を続けてきた一方で、韓国国内での事業展開については、事業開始に向けた調査を行う中で、住宅そのものに対する考え方に文化の違いが大きいことや韓国における証券化を前提とした住宅ローン市場が十分成熟しているとは必ずしも言えない状況であることが判明したため、韓国国内での本格的な事業展開は難しいという判断に至りました。

このような状況の下、日本国内の住宅ローン市場におけるシェアの極大化と新たな事業展開を加速させるために、「フラット35」という画一的な商品や住宅ローンの貸出・回収といった単一のサービスの提供企業ではなく、ライフステージに応じて一気通貫でサービスを提供するビジネスモデルへ進化する必要があると考え、事業・資本の両面でビジネスパートナーとの協働を模索していたところ、更なる企業価値の向上を図るためには、より機動的な経営体制の下でスピーディーかつ柔軟な経営判断を行っていく必要があるという考えを有するカーライル・グループとの接点を持つに至りました。

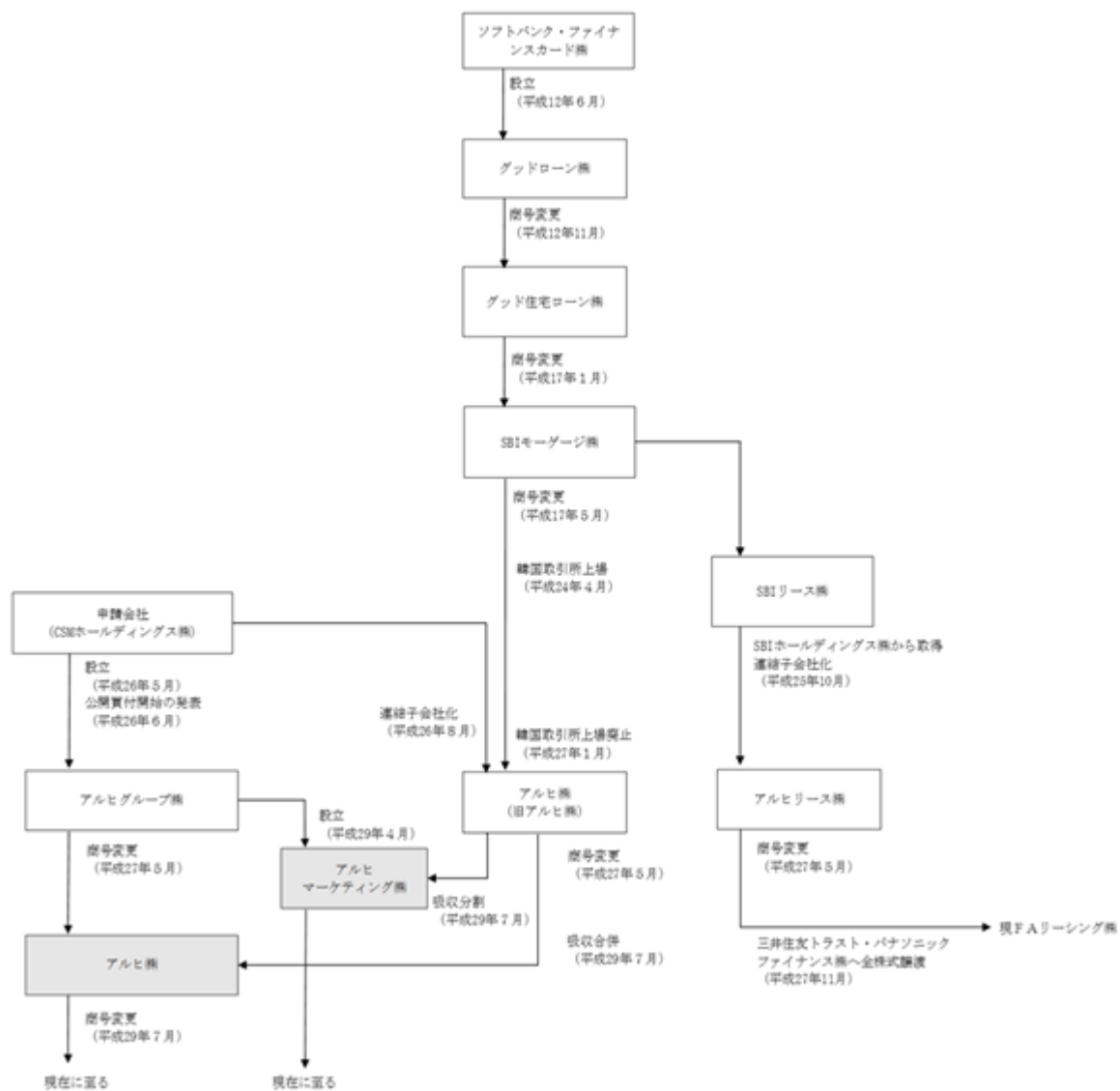
その後、度重なるカーライル・グループとの協議を経て、平成26年5月20日にカーライル・ジャパン・エルエルシーが投資助言を行うファンドによって間接的に株式を保有するCSMホールディングスが設立され、同社がSBIモーゲージの普通株式及び普通株式を裏付資産として韓国預託決済院により韓国で発行されKOSPIに上場している韓国預託証券を対象として日本において公開買付けを実施し、並行して韓国においても当該韓国預託証券を対象として公開買付けを実施した結果、SBIモーゲージは平成27年1月に非公開化されると共に、CSMホールディングスの完全子会社となりました。

非公開化の後、平成27年5月にCSMホールディングスはアルヒグループ株式会社、SBIモーゲージはアルヒ株式会社に商号変更し、新たな経営体制の下で、第二創業期として新たな事業への取組みを開始いたしました。具体的には、新しい生活をより楽しく充実させる「住生活プロデュース企業」を経営理念に掲げ、テクノロジーとデータベースの活用により不動産(物件)、ヒト(借入人顧客)、金融を繋ぐ「ARUHI家の検索」や「ARUHI暮らしのサービス」といった新しいサービスを開発し、ライフステージに応じた商品・サービスを一気通貫で提供する事業プラットフォームを構築して参りました。

当社グループは現在、中核事業である住宅ローン事業に加え、豊富な既存顧客基盤というビジネスアセットの強みを活かしたプラットフォーム事業を推進しており、このような状況の下、事業展開をさらに自由かつ柔軟な発想に基づき戦略的に行っていくため、当社は平成29年4月3日にアルヒマーケティング株式会社（以下「アルヒマーケティング」という。）を設立し、平成29年7月1日を効力発生日として、旧アルヒが運営するWEBサイトの「ARUHI家の検索」、「ARUHIマガジン」及び「ARUHI暮らしのサービス」並びに当該WEBサイト運営事業を吸収分割によりアルヒマーケティングへ承継しております。

また、さらなる経営の効率化を目指すべく、意思決定のスピードアップと事務の合理化、及び内部統制強化を目的に、平成29年7月1日を効力発生日としてアルヒグループを存続会社（形式上の存続会社）、旧アルヒ（実質上の存続会社）を消滅会社とする吸収合併を実施するとともに、同日にアルヒ株式会社へ商号変更しております。

当社グループの変遷は、下図のようになります。



1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第2期	第3期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (百万円)	16,904	21,472
税引前利益 (百万円)	3,104	4,864
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,204	3,227
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	1,247	3,227
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	17,422	20,659
総資産額 (百万円)	89,950	87,230
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	496.30	588.36
基本的1株当たり当期利益 (円)	33.70	91.94
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	33.70	91.01
親会社所有者帰属持分比率 (%)	19.4	23.7
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	6.9	17.0
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,047	8,281
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,007	381
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,841	6,588
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	12,033	13,345
従業員数 (人)	220	281
(外、平均臨時雇用者数)	(48)	(79)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表に基づいております。

3. 当社は、平成26年5月に新たに設立され、設立初年度の連結財務諸表より国際会計基準を適用していることから、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第1号「国際財務報告基準の初度適用」の目的において要求事項や免除規定を適用しておりません。

4. 第2期及び第3期の国際会計基準に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 平成29年9月22日の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	-	-	-
経常損失 () (百万円)	2,512	1,015	553
当期純損失 () (百万円)	2,513	1,017	553
資本金 (百万円)	12,000	12,000	6,000
発行済株式総数			
普通株式 (株)	380,000	380,000	380,000
A種優先株式 (株)	100,000	-	-
純資産額 (百万円)	21,486	13,567	13,020
総資産額 (百万円)	44,567	42,810	42,900
1株当たり純資産額 (円)	43,384.73	341.53	367.06
1株当たり配当額			
普通株式 (円)	-	-	-
A種優先株式 (円)	-	1,035.62	-
(うち1株当たり中間配当額)			
(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)
(A種優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 () (円)	7,658.70	28.46	15.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	48.21	31.39	30.04
自己資本利益率 (%)	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
従業員数 (人)	-	2	1

(注) 1. 当社は、純粋持株会社であったため、第1期、第2期及び第3期において売上高を計上していません。

2. 平成29年9月22日の取締役会決議により、平成29年9月30日付で自己株式19,194株の消却を、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、本書提出日現在の発行済株式総数は36,080,600株となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。

4. 第1期、第2期及び第3期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載していません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

6. 配当性向については、当期純損失のため、記載していません。

7. 第1期は平成26年5月20日から平成27年3月31日までの10ヶ月12日間となっております。

8. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第1期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、臨時雇用者は従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

10. 当社は、平成29年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であった旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。なお、（はじめに）に記載のとおり、当社は平成26年5月に買収目的会社として設立された会社であり、旧アルヒ株式会社を吸収合併する前となる第1期、第2期及び第3期は、経常損失及び当期純損失を計上しております。
11. 当社は、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。
- また、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額	(円)	433.85	341.53	367.06
1株当たり当期純損失金額	(円)	76.59	28.46	15.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額				
普通株式	(円)	-	-	-
A種優先株式	(円)	-	1,035.62	-
(うち1株当たり中間配当額)				
(普通株式)	(円)	(-)	(-)	(-)
(A種優先株式)	(円)	(-)	(-)	(-)

(参考情報)

（はじめに）に記載のとおり、当社は平成26年5月に買収目的会社として設立された会社であるため、比較可能性の観点から、参考情報として実質上の存続会社である旧アルヒ株式会社（単体）の平成25年3月期から平成29年3月期に係る主要な経営指標等の推移（会社計算規則に基づき算出した数値）を記載しております。なお、旧アルヒ株式会社は、平成29年7月1日に当社との吸収合併により消滅しております。

回次	日本基準					
	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	
売上高	(百万円)	12,013	12,968	13,623	15,355	20,447
経常利益	(百万円)	3,257	3,816	3,385	4,461	6,058
当期純利益	(百万円)	1,995	2,353	2,114	2,222	4,237
資本金	(百万円)	4,556	4,556	4,556	4,556	4,556
純資産額	(百万円)	14,994	16,587	18,298	20,520	24,758
総資産額	(百万円)	43,228	58,894	41,902	55,093	60,966

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

2【沿革】

（はじめに）に記載のとおり、当社の前身であるCSMホールディングスは住宅ローン事業を営むSBIモーゲージの買収目的会社として設立されました。SBIモーゲージは、平成13年5月に日本初のモーゲージバンクとして住宅ローン事業を開始したグッドローン株式会社を前身としており、平成24年4月30日にKOSPIに上場を果たしました。その後、CSMホールディングスがSBIモーゲージの普通株式及び普通株式を裏付資産として韓国預託決済院により韓国で発行されKOSPIに上場している韓国預託証券を対象として日本において公開買付けを実施し、並行して韓国においても当該韓国預託証券を対象として公開買付けを実施した結果、SBIモーゲージは平成27年1月に非公開化されると共に、CSMホールディングスの完全子会社となり、同年5月にCSMホールディングスはアルヒグループ株式会社（以下「アルヒグループ」という。）、SBIモーゲージはアルヒ株式会社（以下「旧アルヒ」という。）に商号変更しております。また、平成29年7月1日を効力発生日としてアルヒグループを存続会社（形式上の存続会社）、旧アルヒを消滅会社（実質上の存続会社）とする吸収合併を実施すると共に、同日にアルヒ株式会社（以下「当社」又は「アルヒ株式会社」という。）へ商号変更し、現在に至ります。

そこで、以下では、沿革を当社と旧アルヒ（実質上の存続会社）の2つに分けて記載しております。

当社の沿革は、以下に記載のとおりであります。

年月	概要
平成26年5月	CSMホールディングス株式会社設立
平成26年8月	SBIモーゲージ株式会社の株式及び韓国預託証券を公開買付けにより取得し筆頭株主となる
平成27年5月	商号をアルヒグループ株式会社へ変更
平成29年4月	アルヒマーケティング株式会社設立
平成29年6月	関東財務局長より貸金業者登録（関東財務局長（1）第01512号）を取得 関東財務局長より銀行代理業者許可（関東財務局長（銀代）第319号）を取得
平成29年7月	アルヒグループ株式会社を存続会社、アルヒ株式会社（旧アルヒ株式会社）を消滅会社とする吸収合併を実施 商号をアルヒ株式会社へ変更

旧アルヒ（実質上の存続会社）の沿革は、以下に記載のとおりであります。

年月	概要
平成12年6月	ソフトバンク・ファイナンスカード株式会社設立
平成12年10月	東京都知事より貸金業者登録（東京都知事（1）第22222号）を取得
平成12年11月	商号をグッドローン株式会社へ変更
平成13年5月	モーゲージバンク（証券化を資金調達手段とした住宅ローン専門の金融機関）として、30年全期間固定金利型住宅ローン「グッド住宅ローン」の取扱開始
平成13年11月	インターネットによる繰上返済サービスを開始
平成14年3月	東京都知事登録に代えて、関東財務局長より貸金業者登録（関東財務局長（1）第01291号）を取得
平成16年3月	最長35年全期間固定金利型住宅ローンの取扱開始
平成16年12月	住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の証券化支援事業（買取型）（注1）に参加 ファイナンス・オール株式会社（現SBIホールディングス株式会社）より、ホームローン・コンサルティング株式会社（SBIモーゲージ株式会社）の全株式を取得し、子会社化
平成17年1月	商号をグッド住宅ローン株式会社へ変更
平成17年5月	商号をSBIモーゲージ株式会社へ変更 ホームローン・コンサルティング株式会社の商号をSBIモーゲージ・コンサルティング株式会社へ変更
平成18年1月	当社初の対面型店舗「SBIモーゲージ六本木」をオープン
平成18年4月	SBIモーゲージ・コンサルティング株式会社と合併
平成18年9月	生命保険代理店との提携により、本格的な住宅ローン代理店制度を構築
平成18年10月	証券化による全期間固定金利の投資用不動産ローンの取扱開始
平成18年11月	8疾病保障特約付住宅ローンの取扱開始
平成19年2月	住宅ローン代理店制度における初の店舗「SBI住宅ローン 名古屋」をオープン
平成19年9月	フラット35（保証型）の取扱開始
平成20年3月	フラット35（買取型）をご利用のお客さまに対し、インターネットによる繰上返済サービスを開始 SBI住宅ローンショップ20店舗目として「SBI住宅ローン 町田」をオープン
平成20年9月	銀行代理業者許可（関東財務局長（銀代）第269号）を取得

年月	概要
平成21年7月	様々な金融商品をワンストップで提供する「SBI住宅ローン/SBIマネープラザ」1号店を柏市にオープン
平成22年6月	政策金融機関のオンラインシステムと連携したクラウドシステムを構築
平成22年12月	SBI住宅ローンショップ100店舗突破
平成23年8月	家賃返済特約付き「フラット35」の取扱開始
平成24年4月	韓国取引所有価証券市場（KOSPI）に上場
平成24年7月	リフォーム用パッケージローンの取扱開始
平成25年10月	株式取得によりSBIリース株式会社を連結子会社化（平成27年5月に商号をアルヒリース株式会社に変更。現FAリーシング株式会社）
平成26年6月	カーライル・グループに属する投資会社のCSMホールディングス株式会社が公開買付けの開始を発表
平成26年8月	CSMホールディングス株式会社が筆頭株主となる
平成27年1月	韓国取引所有価証券市場（KOSPI）の上場を廃止
平成27年3月	住信SBIネット銀行株式会社の変動金利商品の取扱開始
平成27年5月	商号をアルヒ株式会社へ変更 SBIリース株式会社の商号をアルヒリース株式会社（現FAリーシング株式会社）へ変更
平成27年7月	提携企業のサービスや商品の優待特典を提供する「ARUHI暮らしのサービス」を開始
平成27年11月	アルヒリース株式会社（現FAリーシング株式会社）の全株式を売却
平成28年3月	住宅の購入者事例を元に家探しをサポートするWEBサービス「ARUHI家の検索」を開始
平成28年10月	「ARUHIスーパーフラット」の取扱開始
平成28年11月	ソニー銀行株式会社の住宅ローンの取扱開始、変動金利商品の取扱拡充
平成29年1月	RPA（Robotic Process Automation）（注2）の活用によりARUHIの住宅ローン申込書の記入項目を大幅に削減
平成29年7月	WEBサイト及び当該WEBサイト運営事業を、吸収分割によりアルヒマーケティング株式会社へ承継
平成29年10月	楽天銀行株式会社の住宅ローンの取扱開始、変動金利商品の取扱拡充

（注）1．独立行政法人住宅金融支援機構が、民間金融機関が融資する長期固定金利住宅ローン債権を買取り、証券化を行う制度。

2．ロボット技術を用いた業務の自動化やペーパーレス化等による事務処理能力、精度の向上及び事務コスト削減への取り組み。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の子会社であるアルヒマーケティング株式会社により構成されており、住宅ローンを核に、お客さまの家探しから住宅購入後の日々の暮らしまで、お客様のライフステージに合わせた様々な商品・サービスをご提供しております。

当社グループの住宅ローン事業は、主に貸金業法に基づく「貸金業者」として、証券化を資金調達手段とした住宅ローンのオリジネート（貸付）とサービシング（回収）を行う、いわゆるモーゲージバンク事業（注1）であります。加えて、提携金融機関等の住宅ローン商品等の媒介や、銀行法に基づく「銀行代理業者」として提携金融機関等の住宅ローン商品を代理で販売しております。すなわち、当社グループが融資実行した住宅ローンの債権は原則として債権譲渡され、媒介又は代理で販売した住宅ローン商品等は当社グループのバランスシートに計上されないため、当社グループの住宅ローン事業はバランスシートリスクが最小化されたフィービジネスとしての特徴を有しております。そのため、お客さまのご要望に応じた住宅ローン商品のご紹介から適切なタイミングでの借換のご提案まで、お客さま本位の各種サービスを提供することが可能となっております。

このような特徴を活かして、当社グループは年間約20兆円（注2）という巨大な住宅ローン市場で、金融危機や東日本大震災などの外部環境にも大きく左右されず着実な成長を実現して参りました。当社グループは、7年連続シェアNo.1（注3）を獲得している「ARUHIフラット35」をはじめ、銀行代理商品（変動金利商品・固定金利商品）等の住宅ローン商品、「ARUHIフラットつなぎ」や「諸費用・リフォームローン」等の住宅ローン補完商品、投資用マンションローンや「ARUHI買取再販ローン」、さらには各種保険の取り扱いなど、お客さまの多様なニーズに多岐にわたる商品ラインナップでお応えすると共に、全国128の店舗やWebチャネルを活用し、フルライン×オムニチャネルでの事業展開を行っております。

加えて、不動産購入者事例のビッグデータを活用し、Webで家賃や年齢など、簡単な質問に答えるだけで、現在の家賃をベースにしたおすすめエリア、物件種別及び条件に合う物件の提示や住宅ローンのシミュレーションを行う「ARUHI家の検索」や、住宅購入後の豊かな住生活の実現をお手伝いするため、様々な優待特典を67社（平成29年9月30日現在）の提携企業とともにご提供する「ARUHI暮らしのサービス」など、お客さまの理想の家探しから住宅購入後の生活に至るまで、住宅ローン事業の川上・川下領域への事業展開を行っております。

（注）1．具体的には、まず当社でオリジネートされた住宅ローン債権が、原則として、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）や信託銀行などの金融機関にそれぞれ債権譲渡されます。その後、当該住宅ローン債権を裏付資産とする住宅ローン担保証券（Mortgage-Backed Securities）又は信託受益権が発行され、投資家へ販売されます。これにより、当社は資金調達リスク、金利変動リスク、信用リスクなど事業運営に関わる各種リスクの最小化を図っております。また、当社は住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収を行っております。

2．出典：住宅金融支援機構

3．融資実行件数ベース（当社調べ）

なお、当社グループは住宅ローン事業の単一セグメントであり、区分すべき事業セグメントが存在しないためセグメント別の記載は省略しておりますが、業務区分ごとの内容を以下に記載しております。

融資実行業務

当社はフラット35をはじめ、様々な住宅ローン商品を住宅ローン顧客に対して提供しております。当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出）であり、主な費用はFC（フランチャイズ）運営法人へ支払う支払手数料（オリジネーション・フィー売上の約50%）であります。

債権管理回収業務

当社は、当社が実行した住宅ローン債権について、住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収業務を受託しております。当業務における主な収入は当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上であります。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。

保険関連収益

当社は住宅ローンの販売に際して、保険会社からの業務委託を受けて、保険代理店としての業務を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上であります。

ファイナンス業務

当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っております。また、融資実行後、債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っております。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの）及び当社で保有している貸付債権から発生する利息収入であります。

その他業務

その他業務の主な売上の内容は、FC運営法人に対するシステム利用料であります。

（取扱商品）

現在当社が取り扱っている主な住宅ローン商品は以下のとおりであります。

商品名	資金用途	特徴
[住宅ローン]		
(フラット35)		
ARUHIフラット35	新規借入及び借換	住宅金融支援機構の証券化支援事業（買取型）（注1）を活用し、住宅金融支援機構に対し住宅ローン債権を売却。住宅建設費（土地取得費を含む。）や住宅購入価格の10割以下までの借入が可能。繰上返済手数料が無料。
ARUHIスーパーフラット8	新規借入	住宅金融支援機構の証券化支援事業（保証型）（注2）を活用し、当社で住宅ローン債権を証券化。住宅建設費（土地取得費を含む。）又は住宅購入価格の2割を手持ち金とすることで、ARUHIフラット35より低金利で利用できる。
ARUHIスーパーフラット9	新規借入	住宅金融支援機構の証券化支援事業（保証型）（注2）を活用し、当社で住宅ローン債権を証券化。住宅建設費（土地取得費を含む。）又は住宅購入価格の1割を手持ち金とすることで、ARUHIフラット35より低金利で利用できる。
ARUHIフラット	新規借入	ARUHIフラット35（融資比率9割以下）と組み合わせることで物件価額の10割まで借入が可能となる変動金利タイプのパッケージローン。
ARUHIフラット35（リフォーム一体型/リノベ）	新規借入及び借換	中古住宅購入時にリフォームを行うことを前提としたパッケージローン。従来のリフォームローンと比較し、借入期間が長期（最長35年）となるため、顧客は月々の返済額を低減することが可能。
(銀行代理商品)		
MR・住宅ローンREAL	新規借入及び借換	当社が住信SBIネット銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。変動金利タイプと固定金利特約タイプ（2・3・5・7・10・15・20・30・35年）、及びそれら2つを組み合わせた「ミックス・ローン」を選択可能。団体総合生活補償保険料・8疾病保障保険料・交通傷害補償保険料・一部繰上返済手数料が無料。
変動セレクトローン	新規借入及び借換	当社がソニー銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。金利タイプの変更（変動金利 固定金利、又は固定金利 変動金利）手続きをインターネット経由で行え、1つの住宅ローンで借入後に変動金利と固定金利を同時に利用可能。保証料、団体信用生命保険料、繰上返済手数料が無料。
住宅ローン	新規借入及び借換	当社がソニー銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。金利タイプの変更（変動金利 固定金利、又は固定金利 変動金利）手続きをインターネット経由で行え、1つの住宅ローンで借入後に変動金利と固定金利を同時に利用可能。保証料、団体信用生命保険料、繰上返済手数料が無料。
楽天銀行住宅ローン	新規借入及び借換	当社が楽天銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。固定金利タイプと変動金利タイプを自由に選択し、何度でも変更することが可能。団体信用生命保険料、繰上返済手数料が無料。

商品名	資金使途	特徴
[住宅ローン補完商品]		
ARUHIフラットつなぎ	新規借入	土地取得資金、着工金等の住宅建築過程で必要となる資金及び中古住宅購入後にリフォームをする過程で必要となる資金を対象としたローン。（ARUHIフラット35の借入者のみが対象）
諸費用・リフォームローン	新規借入	株式会社アプラスが提供する、ARUHIフラット35利用者専用の諸費用及びリフォームを対象としたローン。
家計応援プラン	新規借入	株式会社アプラスが提供する、ARUHIフラット35利用者を対象とした、他金融機関借入金の借換資金を対象としたローン。
[その他商品]		
投資用マンションローン	新規借入及び借換	株式会社アプラスが提供する、投資用マンション購入資金及び購入に必要な諸費用を対象としたローン。
ARUHI買取再販ローン	新規借入	株式会社アプラスが提供する、不動産業者専用の中古住宅購入資金及びリフォーム工事資金を対象としたローン。

- (注) 1. 住宅金融支援機構が、民間金融機関が融資する長期固定金利の住宅ローン債権を買い取り、証券化を行う制度。
2. 住宅金融支援機構が、民間金融機関が融資する長期固定金利の住宅ローンについて、住宅ローン利用者が返済不能となった場合に民間金融機関に対し保険金の支払いを行う住宅融資保険（保証型用）を引き受け、当該住宅ローン（その信託の受益権を含む。）を担保として発行された債券等に係る債務の支払いについて、投資家に対し期日どおりの元利払い保証を行う制度。

（販売チャネル）

当社グループはリアルチャネルであるFC店舗、直営店舗及び直販拠点（ホールセール営業）に加え、Webチャネルである「ARUHIダイレクト」を配置しております。

リアルチャネルは顧客の意思決定を左右する不動産会社へのアプローチに加え、対面型店舗による顧客に対する相談サービスを提供しております。店舗・拠点展開に当たってはアプローチ対象である不動産会社の規模や物件種別、出店地域の住宅需要等を勘案し、最適な地域に最適な形態の店舗・拠点を展開しております。また、Webチャネルを利用して集客した顧客の送客拠点としても位置付けており、不動産会社向けの営業拠点としてのみではなく、集客拠点としても機能しております。

Webチャネルでは事前審査から融資実行まで非対面による利便性の高いサービスを提供すると同時に、顧客が自らの希望に合わせてリアルチャネルとWebチャネルを自由に行き来できるオムニチャネル化を推進しております。

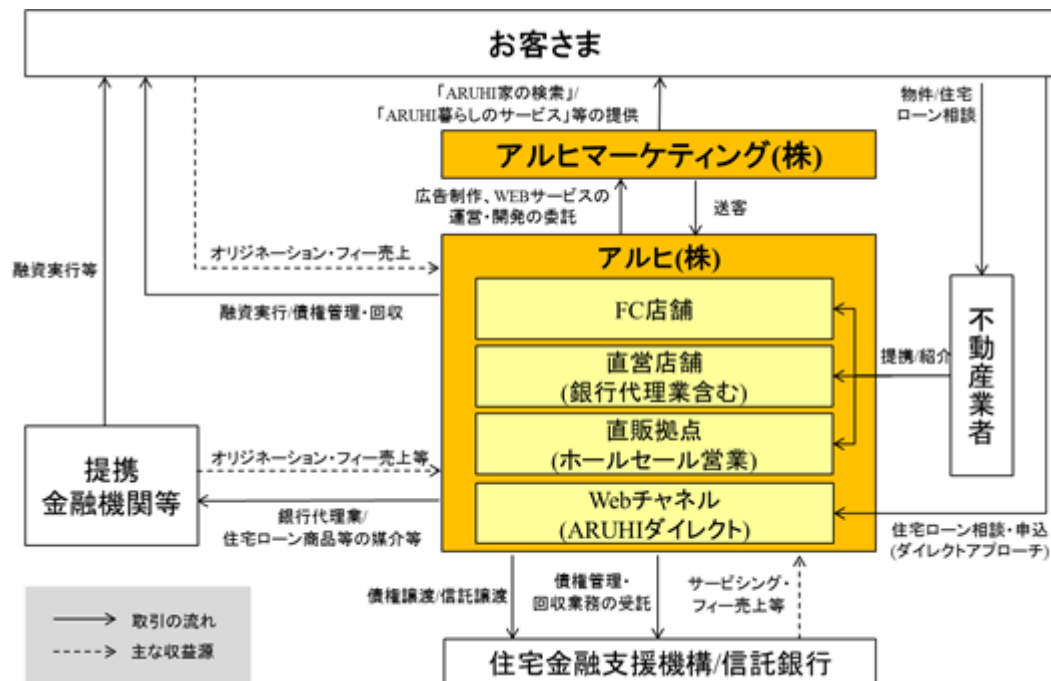
販売チャネルごとの特徴は以下のとおりであります。

区分	特徴
FC店舗	FC店舗では、直営店舗による出店と比して体制面・コスト面・スピード面の全ての面で優位性のあるフランチャイズ方式の特徴を活かして全国に多店舗展開を行っております。
直営店舗	直営店舗では、銀行代理による変動金利商品の取扱等、新しい試みに対応すると同時に戦略的なセグメントに対する営業を行っております。
直販拠点 （ホールセール営業）	マンション事業者及びハウスメーカーとの提携等、BtoB事業を推進しており、アカウント別の営業を行っております。
Webチャネル （ARUHIダイレクト）	Webからの住宅ローンの事前審査や借換の申し込み、本申し込みから融資実行まで来店不要での手続きを可能にする、ARUHIダイレクトサービスを展開しております。

平成29年9月末現在の地区別店舗数は以下のとおりであります。

地区	FC店舗	直営店舗/直販拠点	合計
北海道	1店舗	1店舗	2店舗
東北	6店舗	1店舗	7店舗
関東	55店舗	6店舗	61店舗
北陸・甲信越	6店舗	-	6店舗
東海	12店舗	1店舗	13店舗
近畿	17店舗	1店舗	18店舗
中国・四国	7店舗	-	7店舗
九州・沖縄	13店舗	1店舗	14店舗
計	117店舗	11店舗	128店舗

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

平成29年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アルヒ株式会社(旧アルヒ株式会社)	東京都港区	4,556	住宅ローン事業	所有 100	当社の住宅ローン事業の運営

(注) 1. 平成29年7月1日を効力発生日とする吸収合併に伴い、旧アルヒ株式会社は消滅しております。なお、本書提出日現在における関係会社は、下記に記載のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) アルヒマーケティング株式会社	東京都港区	10	住宅ローン事業	所有 100	当社からの広告制作、WEBサービスの運営及びWEBサービス開発業務の委託並びに役員の兼任(注)3

2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

3. 当社の執行役員1名が、同社の役員を兼任しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
住宅ローン事業	290 (76)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社は住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
290(75)	37.86	3.82	5,128,344

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が最近1年間で289名増加しております。これは主に、平成29年7月1日を効力発生日とする旧アルヒ株式会社の吸収合併によるものであります。

4. 当社は住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第3期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当連結会計年度の我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融政策等の下支えによって、企業収益や雇用環境が改善するなど、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら世界経済におきましては、新興国や資源国の景気減速、英国のEU離脱問題及び米国新大統領の政策動向に対する懸念等から、景気の先行きが不透明な状況が続いています。一方、住宅不動産市場においては、当連結会計年度における新設住宅着工戸数が974,137戸（前年度比5.8%増、国土交通省：建設着工統計より）となり、前連結会計年度に続き増加しました。

当社グループは、当連結会計年度末時点において、持株会社であるアルヒグループ株式会社と事業会社である旧アルヒ株式会社の2社で構成されておりましたが、旧アルヒ株式会社の主力商品である「フラット35」については、マイナス金利政策を契機とした市場金利の低下を背景に、貸出金利の低下が進み、過去最低水準で推移したことを受けて、新規借入需要が堅調に推移したほか、借換需要が大きく伸張しました。

このような経済状況のもとで、当社グループは借換需要の取り込みに加え、新商品として「ARUHIスーパーフラット」やソニー銀行株式会社の住宅ローン商品、投資用マンションローン等を投入すると同時に、RPA（Robotic Process Automation）の推進等により顧客利便性と事務効率の向上に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は21,472百万円（前年度比27.0%増）、税引前利益は4,864百万円（前年度比56.7%増）、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は3,227百万円（前年度比168.0%増）となりました。当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益が大きく増加している要因は、主に支払利息の減少によりその他の費用が1,032百万円減少したことに加え、前連結会計年度に発生した非継続事業からの当期損失461百万円が当連結会計年度において計上されなくなったことによるものです。

なお、当社グループは住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当社グループが属する住宅関連業界については、雇用・所得環境の改善に加え、政府による住宅取得支援制度の継続や日本銀行による金融緩和と政策等の影響により住宅ローン金利が低水準で推移していることを背景として、住宅取得需要は底堅く推移しております。また、当社グループの主力商品である「フラット35」については、融資金利が過去最低水準を維持して推移しており、新規借入需要が堅調に推移しております。一方、住宅ローン金利の低下局面で昨年度に急速に高まっていた借換需要は落ち着いた動きを見せております。

このような経済状況のもとで、当社グループは代理店運営法人に対する採用・育成支援制度を導入するなど代理店運営体制の強化、当社グループの独自商品である「ARUHIスーパーフラット」の販売及び銀行代理業者として取扱いをしている変動金利型商品の直営店舗による販売体制の強化に注力しております。また、媒介方式にて取扱いをしている投資用マンションローンについては、比較的堅調に推移している需要の取り込みに努めております。借換については、昨年度からの反動により大きく減少しているものの、借換メリットが見込める顧客に対しては引き続きマーケティング活動による集客を継続しております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は10,370百万円（前年同期比12.9%減）、税引前四半期利益は3,139百万円（前年同期比5.4%減）、四半期利益及び親会社の所有者に帰属する四半期利益は3,372百万円（前年同期比51.6%増）となりました。なお、四半期利益及び親会社の所有者に帰属する四半期利益が大きく増加している要因は、前連結会計年度においては当社の税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識しておりませんが、平成29年7月1日に当社の子会社であった旧アルヒ株式会社を吸収合併したことに伴い、当第2四半期連結累計期間において、将来その控除対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、1,240百万円の繰延税金資産を認識したことによるものです。

なお、当社グループは住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は13,345百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,311百万円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは8,281百万円の収入となりました。これは主として、営業貸付金の増加額7,547百万円及び預り金の減少額1,401百万円などのキャッシュの減少要因があった一方で、税引前利益が4,864百万円となり、未収入金の減少額12,284百万円などのキャッシュの増加要因があったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは381百万円の支出となりました。これは主として、無形資産の取得による支出が395百万円となったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは6,588百万円の支出となりました。これは主として、流動化負債の減少額が6,692百万円となったことによります。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は9,806百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,538百万円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは10,028百万円の収入となりました。これは主として、税引前四半期利益が3,139百万円となり、営業貸付金の減少額13,942百万円などのキャッシュの増加要因があった一方で、預り金の減少額3,256百万円や法人所得税の支払額2,087百万円などのキャッシュの減少要因があったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは223百万円の支出となりました。これは主として、無形資産の取得による支出が231百万円となったことによります。

財務活動によるキャッシュ・フローは13,343百万円の支出となりました。これは主として、短期借入金の純減額が7,626百万円、配当金の支払額が3,999百万円となったことによります。

(3) 国際会計基準により作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

主要な項目と差異の概要は次のとおりであります。なお、当社グループは日本基準に基づく連結財務諸表を作成していないため、記載した概算額は一定の仮定の下、把握できる範囲で算出したものであります。

のれんの償却

日本基準では、のれんは一般的に20年を上限とした見積耐用年数にわたり償却され、その償却費は「販売費及び一般管理費」に計上されます。一方、国際会計基準ではのれんは償却されず、每期減損テストが求められています。仮に各期末にのれんを日本基準に従い償却していた場合、1,223百万円の償却費になります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループの事業の性格上、受注状況の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(3) 販売の状況

販売実績

第3期連結会計年度及び第4期第2四半期連結累計期間における販売実績の内訳は次のとおりです。なお、当社グループは住宅ローン事業の単一セグメントであるため、業務別に記載を行っております。

(単位：百万円(前年同期比を除く。))

業務	第3期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比	第4期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
融資実行業務	14,791	143.1%	5,925
債権管理回収業務	2,190	125.8%	1,168
保険関連収益	816	86.2%	386
ファイナンス業務	3,459	94.2%	2,793
その他業務	214	100.8%	96
合計	21,472	127.0%	10,370

(注) 販売実績の内訳には、消費税等は含まれておりません。

融資実行業務売上

第3期連結会計年度及び第4期第2四半期連結累計期間における融資実行業務売上の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円(前年同期比を除く。))

区分	第3期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比	第4期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
新規借入	10,031	110.8%	5,428
借換	4,760	371.7%	497
合計	14,791	143.1%	5,925

(注) 融資実行業務売上の内訳には、消費税等は含まれておりません。

融資実行件数

第3期連結会計年度及び第4期第2四半期連結累計期間における融資実行件数は、次のとおりです。

(単位：件(前年同期比を除く。))

区分	第3期連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比	第4期第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
新規借入	21,054	118.6%	11,250
借換	9,690	361.2%	1,140
合計	30,744	150.5%	12,390

（参考情報）

「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、当社は平成26年5月に買収目的会社として設立された会社であります。投資情報としての有用性の観点から、参考情報として実質上の存続会社である旧アルヒ株式会社（単体）の平成20年3月期から平成29年3月期に係る融資実行件数の推移を記載しております。なお、旧アルヒ株式会社は、平成29年7月1日に当社との吸収合併により消滅しております。

	融資実行件数(件)
平成20年3月期	3,988
平成21年3月期	4,991
平成22年3月期	8,758
平成23年3月期	14,110
平成24年3月期	14,520
平成25年3月期	18,345
平成26年3月期	19,010
平成27年3月期	18,722
平成28年3月期	20,433
平成29年3月期	30,744

また、平成27年3月期から平成30年3月期第2四半期連結会計期間に係る融資実行件数については、新規借入・借換区分別に四半期ごとの実行件数を下記に記載しております。

新規借入

（単位：件）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
平成27年3月期	3,059	3,236	3,583	4,121	13,999
平成28年3月期	3,980	4,163	4,520	5,087	17,750
平成29年3月期	4,771	5,095	5,496	5,692	21,054
平成30年3月期	5,633	5,617	-	-	11,250

借換

（単位：件）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
平成27年3月期	824	934	798	2,167	4,723
平成28年3月期	844	283	178	1,378	2,683
平成29年3月期	3,584	3,907	1,343	856	9,690
平成30年3月期	699	441	-	-	1,140

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

日本初のモーゲージバンクとして創業した当社は、住宅ローン専門金融機関のパイオニアとして成長して参りました。お客さまの家探しから日々の暮らしまで、お客さまが歩むライフステージに寄り添い、新しい生活をより楽しく充実させる「住生活プロデュース企業」を目指すべく、当社グループは以下を基本理念としております。

<ミッション（私たちの使命）>

私たちは、「探す・買う・暮らす」をつなぐ、住生活プロデュース企業です。

（ARUHIの家の検索で探す）

- ・家賃が決めるベストな家とベストなローン
- ・世界初の不動産フィンテックサービス

（ARUHIの住宅ローンで買う）

- ・住宅ローン取扱高、国内No.1へ
- ・多様な商品、多様なチャネル、テクノロジーを駆使したサービス

（ARUHIのサービスで暮らす）

- ・最も多様で最も嬉しい住生活関連サービスを提供

<バリュー（私たちが重んじる価値）>

- ・お客さま満足の追求
- ・倫理観・誠実性・持続性
- ・尊敬と感謝
- ・チームワークと風通しのよいカルチャー
- ・働き方と人材の多様性
- ・イノベーション・チャレンジ・スピード

(2) 全社戦略

当社グループは経営の基本方針に基づき、住宅ローンの契約を核に、お客さまとの長年にわたる関係を活かし、お客さまと金融機関、不動産会社、消費者向けメーカーやサービス業者の住まいと暮らしに関するあらゆるニーズをマッチングするためのプラットフォームの構築を目指しております。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、利益ある成長を経営目標とし、営業収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益を重視しております。

(4) 中長期的な事業戦略と対処すべき課題

住宅ローン市場を取り巻く環境としましては、長期的には少子高齢化に伴う人口の減少によりマーケット全体は縮小傾向に向かうと予想されるものの、住宅需要は人口よりも世帯数に影響を受けることから、人口減少に比して世帯数自体は大きく減少しないと想定しております。また、地域別では地方から大都市圏への人口流入を背景とした住宅需要の活性化、セグメント別では国の中古物件流通促進政策を背景とした中古セグメント等、住宅ローン市場において引き続き成長が見込める領域が存在すると想定しております。

このような事業環境を踏まえ、当社グループは、住宅ローン市場の成長ポテンシャルの着実な取込みを通じたシェアアップによる住宅ローン事業の中期的な成長を基盤としつつ、川上・川下領域への事業拡大を進めております。

中期経営計画における主な取組み内容と対処すべき課題は以下のとおりです。

中核ビジネスの成長

（主な取組み内容）

当社グループはこれまで、お客さまのニーズに応じた多様な商品を、FC（フランチャイズ）店舗、直営店舗に加えて不動産業者や大手デベロッパーなどを対象とする直販ホールセール営業やWebチャネル（ARUHIダイレクト）など様々な販売チャネルを拡大して提供することでより大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備すると共に、全国に128のFC店舗と直営店舗/直販拠点を展開（平成29年9月30日現在）し、お客さまの意思決定を左右する不動産業者への営業に加え、お客さまに住宅ローンの相談から手続きまでのアドバイスを対面で行って参りました。

今後の取り組みとしては、変動金利商品を含む、商品ラインナップの拡充を目指すフルライン戦略やお客さまが自らの希望に合わせてリアルチャネルとWebチャネルを自由に行き来できるオムニチャネル戦略を推進することで、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでまいります。

加えて、テクノロジーの活用による認知度の向上（「ARUHI家の検索」及び「ARUHIマガジン」等）、利便性の向上（Webチャネル「ARUHIダイレクト」）、クオリティオブライフの向上（住生活関連サービス「ARUHI暮らしのサービス」）及び事務処理スピードの向上（RPA：Robotic Process Automation）等を図り、これら4つのドライバーを成長エンジンとして、住宅ローン事業の中期的な成長を加速させて参ります。

（対処すべき課題）

a. 変動金利型住宅ローン市場への参入

日本銀行によるマイナス金利政策や変動金利型住宅ローン金利引き下げ競争の激化を背景とした当社の主力商品である「フラット35」の金利競争力が相対的に低下する可能性がある中で、当社グループは今後、変動金利型住宅ローンを志向されるお客さまの開拓にも取り組んで参りますが、その際固定金利型住宅ローンである「フラット35」と銀行代理業者として取扱う変動金利型住宅ローンとでは、お客さまの属性に違いがあること等から、新たな顧客層及び不動産会社等への営業強化による営業基盤強化、及び魅力的な変動金利型住宅ローン商品の開発等が課題であると認識しております。

b. FC店舗網の拡大に伴う販売体制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループはFC店舗網の強化に取り組んでおり、FC店舗を含む人材の安定的な確保と雇用の拡大、能力向上及びコンプライアンス体制の強化が課題であると認識しております。従って、FC運営法人の指導サポート体制の強化、新規出店及び新規店舗の早期育成、許認可事業の全社横断的管理、継続的な臨店監査の実施等に積極的に取り組むべく専門部署を設置し、引き続き販売体制及びコンプライアンス体制の強化に取り組んで参ります。

c. Webチャネル（ARUHIダイレクト）の推進

当社グループはこれまでFC店舗や直営店等のリアルチャネルにおいて住宅ローンのお申し込み、ご契約に関するお手続きなど幅広いサービスを対面で提供して参りましたが、多様化するお客さまのニーズに合わせて、住宅ローンのWeb申込サービスである「ARUHIダイレクト」を開始いたしました。今後はリアルチャネルとWebチャネルを自由に行き来できる導線を確保し、オムニチャネル化へ向けた取り組みを推進していくことが課題であると認識しております。

d. RPA（Robotic Process Automation）推進による顧客利便性と事務効率の向上

当社グループは住宅ローン業務において、最先端テクノロジーを活かしてバリューチェーン上の業務プロセスの再構築に取り組み、お客さまの利便性と事務効率の向上に取り組んで参りましたが、今後も引き続きRPAを推進し、住宅ローン業務の自動化・ペーパーレス化等を通じた更なる事務処理能力、精度の向上及び事務コストの削減に取り組んで参ります。

また、RPA技術を用いた他金融機関等への事務受託サービス等、最先端テクノロジーを活かした新サービスの開発及び収益化に取り組んで参ります。

川上・川下領域への事業拡大

（主な取組み内容）

当社グループは住宅ローン事業を中核ビジネスと位置づけ、中核ビジネスの川上領域である家探しサービス「ARUHI家の検索」から、川下領域である住宅購入後の住生活関連サービス「ARUHI暮らしのサービス」の提供によって、お客さまの生涯を通じて価値を提供できるよう事業領域の拡大に引き続き取り組んで参ります。

具体的には、「ARUHI家の検索」とは、Webで家賃や年齢など、簡単な質問に答えるだけで、現在の家賃をベースにしたおすすめエリア、物件種別及び条件に合う物件の提示や住宅ローンのシミュレーションを行う

サービスであり、金融と不動産の両方に接点を持つ当社グループならではのポジショニングを活かして、過去の取引データを基に住宅購入検討者に対して最適化された物件情報及びローン情報を提供しようとするものです。

また、「ARUHI暮らしのサービス」とは、住生活に関する様々な提携企業の商品・サービスの優待特典を、当社グループの住宅ローンを利用したお客さまに入会金・年会費無料で提供するサービスであり、今後も提携社数の充実を図るとともにお客さまの利用効率向上に取り組んで参ります。

（対処すべき課題）

「住生活プロデュース企業」へ向けた事業ドメインの拡大

当社グループは、今後住宅ローン事業を核としつつ、「ARUHI家の検索」・「ARUHI暮らしのサービス」をはじめとする新しい住生活関連サービスの展開を推進して参りますが、従来のローンビジネスの枠組みを超えて、住宅ローンを契機としたお客さまとの長期に渡るリレーションシップを活かし、住生活に関する様々なニーズをマッチングする「探す・買う・暮らす」の一気通貫のプラットフォームを構築し、またこれらの新規事業を軌道に乗せ、継続的な事業として確立することが課題であると認識しております。このため、金融機関、不動産会社、消費者向けメーカー・サービス業者とも連携し、不動産フィンテックやロボアドバイザーといった新技術を積極的に取り入れ、当社グループのプラットフォームを通して、お客さまのニーズに合わせた高付加価値サービスの構築及び収益化に引き続き取り組んで参ります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開における現在及び将来のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループとして必ずしもリスク要因とは考えていない事項についても、投資家の判断上又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、本項目中の記載内容については、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1．市場環境に関するリスク

(1) 市場環境について

景気動向、消費動向、金利動向、不動産市況、住宅着工件数の動向、人口動態、世帯動態等の経済情勢、住宅に関連する税制の変更、社会構造、政府の方針の変化等により、住宅ローンの新規需要が減少した場合や、経済情勢の悪化等により、住宅ローンのデフォルトが増加した場合等には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 競合他社との競争環境について

銀行をはじめとする民間金融機関は住宅ローンを中心にリテール向けの中核商品と位置づけ、商品性・サービスの強化を推し進めており、熾烈な競争が行われております。当社グループは全国店舗網の充実や審査スピード、商品ラインナップの拡充、川上・川下領域への事業展開等により同業他社との差別化を図っているものの、今後さらに住宅ローン市場における競争の激化が進み、住宅ローン事業の収益性が低下した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

2．事業に関するリスク

(1) 単一事業であることについて

当社グループは住宅ローン事業の単一事業であり、引き続き成長戦略の1つとしてプラットフォームの構築・収益化へ向けた取り組みを本格化させておりますが、住宅ローン市場に影響する環境変化が発生した場合には、他事業によるカバーが困難であるため、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) プラットフォームの構築による収益化が遅れるリスクについて

当社グループは、成長戦略の1つとして、住宅ローンの契約を核に、顧客との長期にわたる関係を活かし、顧客と金融機関、不動産会社、消費者向けメーカーやサービス業者の住まいと暮らしに関するあらゆるニーズをマッチングするためのプラットフォームの構築を目指しております。しかし、当該プラットフォームの構築が予期したとおりに進まず収益化ができないか又は遅れる場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制及び法改正について

当社グループは事業活動を行うにあたり、関係監督官庁から許認可を受けております。

その主な内容及び関連する法規制については次のとおりであります。

法規制等の名称	貸金業法	銀行法
取得年月	平成29年6月	平成29年6月
許認可等の名称	貸金業者登録	銀行代理業者許可
所管官庁等	関東財務局	関東財務局
許認可等の内容	関東財務局長（1） 第01512号	関東財務局長（銀代） 第319号
有効期限	平成32年6月6日	期限なし
法令違反の要件 及び主な許認可取 消事由	登録取消事由 貸金業法第24条の6の 5に該当した場合	許可失効事由 銀行法第52条の57に該 当した場合

なお、本書提出日現在において、登録取消事由に該当する事実はございませんが、将来何らかの理由により登録の拒否又は登録の取消があった場合には、当社グループの事業活動に重大な支障をきたし、当社グループ全体の業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

また、今後、当該各種法規制の改正があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) フラット35及び住宅金融支援機構への依存について

当社グループは住宅ローン事業の単一事業であり、住宅ローン事業のオリジネーションの大半を占めているのが「フラット35」であり、当社グループの事業は「フラット35」に大きく依存しています。「フラット35」は、住宅金融支援機構が提携民間金融機関から債権を買い取り、証券化することにより実現する商品ですので、「フラット35」の商品競争力という観点から当社グループは住宅金融支援機構及び資本市場に大きく依存しています。当社グループは引き続き多様なニーズにお応えすべく、銀行代理商品（変動金利商品・固定金利商品）や不動産会社・投資家向けの投資用マンションローン、「ARUHI買取再販ローン」等の多岐にわたる商品ラインナップを取りそろえ、「フラット35」以外の住宅ローン商品の拡販にも注力して参りますが、住宅金融支援機構との提携関係に何らかの変化が生じた場合、住宅金融支援機構の信用力の低下、その他の理由により住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保住宅金融支援機構債券の利回りが上昇した場合、政府の住宅金融支援機構に関する方針の変化若しくは住宅金融支援機構が提供するプログラムの変更等が生じた場合、又は「フラット35」のパフォーマンスの悪化、その他の理由により「フラット35」の商品競争力が低下した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) FC店舗展開について

当社グループは、FC店舗数の拡大を販売力強化のための重要な施策と位置付けており、FC運営法人のサポート体制の強化、新規出店及び新規店舗の早期育成等を行っておりますが、FC店舗の運営法人が見つからない場合、又は出店計画地域において適当な物件が見つからない場合、出店時期の遅延が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。また、当社グループはFC店舗の運営法人に対して、事務指導を中心とした店舗運営指導を行っておりますが、事務指導体制の構築が店舗網の拡大に対応できない場合、貸金業法違反などの店舗運営上の問題が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

その他、運営法人側の諸事情を理由とする撤退、又は新規出店を希望する運営法人の減少等により、店舗数の拡大が計画を下回る可能性があります。上記のような事象が起きた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 銀行代理業に関するリスクについて

当社グループは変動金利の住宅ローンを含む取扱商品の多様化のため、複数の銀行との間で契約を締結して銀行代理業を行っておりますが、変動金利の住宅ローンは当社グループの過去の取扱い実績が限定的であり、また、大手銀行と競合することから、当該事業がフラット35と同様の収益を上げる保証はありません。また、現在銀行代理業務に係る商品の取扱いを行っているチャンネルは直営店舗及び直販拠点に限られており、販売チャンネルを拡充できない場合には目標とする成長を達成できない可能性があります。

(7) 提携先に関するリスクについて

当社グループが推進する事業においては、FC運営法人、不動産会社及び暮らしのサービスにおける提携企業等、多数の企業等と提携しており、良好な関係を構築・継続できるよう各種サポート体制やコンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、適切な提携先を見つけることができない場合や、提携先との関係及び提携先の業績悪化の結果、例えば提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、提携先の事業継続が困難になった場合等においては、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 事務リスクについて

当社グループは、住宅ローン事業における事務処理を行ううえで、事務処理体制の整備、事務処理状況の点検等の事務リスク管理を通じて円滑かつ適正な事務処理を行っており、事務処理上の過誤や内部不正等の潜在的な事務リスクの顕在化を未然に防止するよう努めております。

しかしながら、仮にこうした事務リスク管理が奏功せずに事務リスクが顕在化し、重大な事務過誤や内部不正等が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

3. 財務に関するリスク

(1) 有利子負債に関するリスクについて

当社グループは、旧アルヒ株式会社の株式取得資金として、金融機関を貸付人とする融資契約（シンジケートローン）を締結しており、借入を行っております。

今後も借入金を減少させるべく取り組んで参りますが、変動金利による借入を行っているため、金利が上昇した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業計画の未達等により借入金の返済計画に変更が生じた場合や金融市場の混乱や金融機関の融資姿勢の変化等により借換えが困難になった場合には、事業資金の減少等や事業環境の変化への適応力の低下等が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該融資契約（シンジケートローン）に基づく借入金については、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば契約上の期限の利益を失うため、ただちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となり、当社グループの財務状況及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があるとともに、かかる資金の確保ができない場合は、当社グループの他の借入についても期限の利益を喪失することが予測され、当社グループの存続に影響を与える可能性があります。

(2) 証券化に関するリスクについて

資金調達リスク

当社グループの住宅ローン事業は、住宅ローン事業の資金調達を原則債権譲渡や証券化に依存しています。また、一部ローン商品の資金調達については、当社独自の信用力等に基づいて銀行借入という形で金融機関より資金調達をしております。当社は資金調達先の分散及びバックアッププランの確保に努めておりますが、当社の信用力の低下その他様々な内外環境の変化により、住宅金融支援機構が債権譲渡に応じなくなる場合や金融機関が証券化により組成される信託受益権や社債を購入しなくなる場合又は金融機関が当社に対する貸付を行わなくなる場合、資金調達ができなくなり、結果としてローン商品の販売を停止せざるを得なくなり、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

見積将来キャッシュ・フローの変動リスク

当社グループでは、住宅ローン債権（住宅ローン債権を裏付資産とした信託受益権を含む。）の債権譲渡の結果、当社に残存することとなる回収サービス権又は配当受領権について、当該権利から発生する将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積将来キャッシュ・フローの現在価値を無形資産として認識しております。この評価は、期限前返済率、割引率等について一定の前提条件を設定して行っておりますが、当該前提条件が市場動向の変化等により修正された場合、当該評価が変動し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

信用リスク

当社グループの住宅ローン事業の主力商品である「フラット35」は、貸付後速やかに債権譲渡されるため、当社は原則として信用リスクを負いません。しかし、「フラット35」以外の商品で証券化・流動化を実施するまでの間に当社にて保有し続けるローン債権及び証券化スキームにおいて当社が保有する劣後受益権の裏付資産となる住宅ローン債権（住宅金融支援機構が提供する融資保険の対象となる住宅ローン債権を除く。）については、経済環境の変化や景気変動等の要因により、当該ローン債権の延滞やデフォルトが想定を上回った場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

買戻しリスク

当社グループが実施している流動化・証券化スキームの契約においては、債権譲渡先である住宅金融支援機構や信託銀行に対する当社の事実表明や譲渡した住宅ローン債権に関する事実表明に重要な点における瑕疵等があった場合、一旦譲渡された住宅ローン債権を債権譲渡先から当社が買い戻すことが義務付けられております。当社グループは住宅ローンの融資実行及び住宅ローン債権の債権譲渡に際してのチェック体制を引き続き強化して参りますが、何らかの理由により、当該買戻し事由が発生し、実際に買戻しが実施された場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

免責リスク

住宅金融支援機構が提供する融資保険が付保されている住宅ローン債権については、当該債権が融資保険約款上の免責事由に該当した場合、本来住宅金融支援機構より交付されるはずの保険金が交付されない場合があります。当社グループは住宅ローンの融資実行及び住宅ローン債権の債権譲渡に際してのチェック体制を引き続き強化して参りますが、何らかの理由により、当該免責事由が発生し、保険金の交付が受けられない場合、信用リスクが顕在化して、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

金利変動リスク

当社グループが利用している一部の債権流動化・証券化スキームにおいては、当社グループが住宅ローンの融資を実行し住宅ローン債権を保有してから、証券化による資金調達を行うまでの間に最大で数ヶ月のタイムラグが発生するため、市場金利の変動により、当社グループが融資実行時に想定していた金利水準と証券化時に投資家から求められる金利水準が大きく異なった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) のれん等の減損リスクについて

当社は、「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、旧アルヒ株式会社の株式を公開買付けにより取得しており、平成29年9月30日現在、のれんを24,464百万円計上しております。当社はIFRSに基づき連結財務諸表を作成しているため、当該のれんの償却は不要となり、また当該のれんについて将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、のれんの対象となる事業の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上するため、当社グループの業績及び財務状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該のれんは全て住宅ローン事業にかかるものであり、減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。例えば、当連結会計年度において回収可能価額と帳簿価額が等しくなるのは、成長率を考慮した事業計画上の各期の見積りキャッシュ・フローが28.4%減少した場合、又は、税引前割引率が5.5%上昇した場合であります。

(4) 会計・税務リスクについて

株式取得費用

当社は、「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、旧アルヒ株式会社の株式を公開買付けにより取得しており、その際に発生した株式取得費用を税務上損金として処理しておりますが、税務当局が当社と異なる見解を採用する場合、当社の申告する損金の全部又は一部が、税務当局から損金として認定されず課税所得が増加する結果、法人所得税費用が増加し、加算税・延滞税の支払いを命じられる可能性があります、その場合当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

消費税処理

当社は、課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額の算出にあたり、個別対応方式による計算を行っておりますが、課税期間における個々の課税仕入れ等を、課税売上対応分、非課税売上対応分及び共通対応分に区分する際の区分方法について、税務当局が当社と異なる見解を採用する場合、課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等にかかる消費税額が減少する結果、消費税費用が増加し、加算税・延滞税の支払いを命じられる可能性があります、その場合当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

流動化・証券化取引

住宅ローンの流動化・証券化取引は、世界的な金融・経済危機により、その取引に係る税務・会計上の法規や基準等の制度は細部に至って規制が強化されております。当社グループでは、個別案件の取組に際し、取引に係る税務・会計上の処理及びスキームが及ぼす影響について、都度、税理士・公認会計士等の専門家とともに慎重な検討・判断を行っております。しかしながら、今後、取引に係る税務・会計制度が新たに制定された場合や現行法規等の解釈に変化が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) 税務上の繰越欠損金に関するリスクについて

当社には本書提出日現在において税務上の繰越欠損金が3,878百万円存在しております。これは法人税負担の軽減効果があり、今後も当該欠損金の繰越期間の使用制限範囲内においては納税額の減少により、キャッシュ・フロー改善に貢献することになりますが、当社の業績が順調に推移するなどして繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税等が計上されることとなるため、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 財務報告に係る内部統制に関するリスクについて

当社グループは、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備及び運用を重要な経営課題の一つとして位置付け、グループを挙げて管理体制等の点検・改善等に継続的に取り組んでおりますが、内部統制報告制度のもとで当社グループの財務報告に係る内部統制に重要な不備が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制を整備及び運用できる保証はありません。さらに、内部統制に本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制が有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制に重要な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

4. コンプライアンスに関するリスク

(1) 個人情報の管理について

当社グループの主たる事業である住宅ローン事業は、個人の顧客を対象に住宅ローンを提供しており、住宅ローンの相談、申込にあたり各種個人情報を収集しております。このため、当社は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者等に該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっております。当社は、個人情報保護方針等の個人情報保護に関する各種規程を定めて運用し、顧客情報の流出や不正アクセス行為などにより、顧客の利益が侵害されないようセキュリティ対策を講じ、顧客情報の保護に細心の注意を払っております。しかしながら、外部からの侵入者及び当社関係者並びに業務委託先等により、個人情報が外部に流出し、不正に使用された場合又は何らかの事由により個人情報の漏洩や毀損等が起こった場合、民事上又は行政上の法的責任を問われるとともに、当社グループ全体に対する信用及び当社グループのプラットフォームに対する信用が低下し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 労務に関するリスクについて

当社グループでは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる人的資産の損失・損害を未然に防止するため、コンプライアンスの研鑽等、適切な管理に努めております。また、健全な業務運営のため、労務関連法令諸規則を踏まえた人事関連諸制度を制定し、その運用を通じて、適切な人事処遇や労務管理に努めております。

しかしながら、当社従業員の不適切な行動や人事労務上の問題に関連する重大な訴訟が発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社グループは、保有する商標等の知的財産権の保護に努めておりますが、当社グループのノウハウや知的財産権が適切に保護される保証はありません。また、当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しない体制として、知的財産権の保護に関する業務を所管する部署を定め、当社グループの広告・宣伝・営業活動等が他社の権利を侵害していないかを確認しており、また必要に応じて顧問弁護士や弁理士等の意見を聴取し対応しておりますが、万一、当社グループが事業を推進する中で第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴訟を提起される可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 当社グループ従業員、顧客又は不動産業者等の不正により損失を被るリスクについて

当社グループは、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する委員会組織を設置し、基本方針・行動計画の決定及びモニタリング等を当該委員会で実施する等、コンプライアンス体制の強化に努めておりますが、当社グループの主たる事業である住宅ローン事業において、当社グループの従業員、FC店舗の従業員、顧客又は不動産業者による詐欺やその他の不正が発生した場合、例えば、違法な販売活動、年収や物件価格等の虚偽の申告等の不正等により、当社が直接的な損失を被るリスクや行政処分の対象となる可能性があります。また、当該不正等の発生により、当社グループ全体のイメージが悪化すると共に社会的信用が低下し、ひいては当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生に関するリスクについて

当社グループの営む事業の性質上、契約違反、労働問題、消費者保護等に関する訴訟が発生する可能性があります。将来業績に大きな影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、かかる訴訟において当社グループに不利な判断がなされた場合又は当社グループに不利な和解がなされた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 反社会的勢力との取引に関するリスクについて

当社グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、新規の取引に先立ち、反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の徴求など、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っています。しかしながら、当社グループの厳格なチェックにもかかわらず、反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、その内容によっては、監督官庁等より業務の制限又は停止や課徴金納付命令等の処分・命令を受ける可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

5. その他経営環境等のリスク

(1) システムに関するリスクについて

当社グループは、住宅ローン事業において、FC店舗及び直営店舗といったチャネルに加え、インターネット及び情報システムの仕組みに基づき、住宅ローンを提供しており、インターネット接続環境やシステムネットワークインフラが良好に稼動することが事業を円滑に運営する上で求められます。当社グループは、セキュリティ対策プログラムを有すると共に、コンピューターシステムについて、安定稼動のためのシステム運用やバックアップシステムの構築などの対策を講じておりますが、不正アクセス、社外からの破壊行為、サイバー攻撃、地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害、コンピューターウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者、システム事業者に起因するサービスの中断や停止などの外的要因だけでなく、システム開発における不備、人為的ミス、機器故障、外部委託先の瑕疵などの現段階では予測不可能かつ当社グループのコントロールを超えた事由により、システムに重大な支障が生じた場合、当社グループの顧客（潜在的な顧客を含みます。）に対してサービスを提供することができず、当社グループの顧客の個人情報及び取引情報その他の情報の保護に問題が生じ、又は当社グループの財務・会計・データ処理その他のシステム及び設備が適切に稼働しない可能性があります。これらの事象が生じた場合、データの喪失や当社グループの処理能力に悪影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 風評等のリスクについて

当社グループの主たる事業である住宅ローン事業は、個人の顧客に対して資金の貸出を行うという事業特性上、当社グループに対する社会的信用度合いが非常に重要となります。そのため、事実の有無にかかわらず、当社グループの業務、技術、コーポレート・ガバナンス及び規制当局の行為等から生じ得る否定的な世論、又はマスコミ報道やインターネット上の誹謗中傷等により、当社の風評が著しく悪化した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 筆頭株主であるカーライル・グループとの関係について

当社は、グローバルなプライベート・エクイティファームである、カーライル・グループに属するカーライル・ジャパン・エルエルシーが投資助言を行うファンドからの出資を受け入れており、本書提出日現在において当社の大株主となっております。また、同社より取締役1名が派遣されております。

カーライル・グループは、当社の上場時に所有する当社株式の一部を売却する予定であります。当社株式上場後においても、同社の株式の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。また、カーライル・グループが相当数の当社株式を保有することにより、当社の役員の選解任、他社との合併等の組織再編、重要な資産・事業の譲渡、定款の変更、剰余金の配当等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社とカーライル・グループとの間に重要な営業上の取引関係はありません。

当社は、独立性、自主性に基づき企業運営を行っておりますが、上記のようにカーライル・グループは、当社について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、一般株主が期待する議決権の行使その他の行為を行わない可能性があります。

(4) 新株予約権の行使による株式希薄化について

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しており、当社グループの役員及び従業員に対して、業績及び企業価値向上のインセンティブを与えること等を目的として新株予約権を発行しております。将来においてこれらの新株予約権が行使された場合には、当社株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は1,894,100株であり、発行済株式総数の5.25%に相当しております。但し、新株予約権それぞれの行使期間に制限がある点では、新株予約権の全てが即時に行使され、即時に当社株式価値が希薄化する予定はありません。新株予約権の詳細は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。なお、新株予約権の将来的な行使に備えるため、自己株式取得を含む資本政策を検討して参ります。

(5) 人的資源・内部管理体制に関するリスクについて

当社グループは、成長過程にあるため、今後の更なる業容の拡大及び業務内容の多様化に対応して、優秀な人材の積極的な採用・確保、従業員の育成体制の強化、内部管理体制の強化に努めております。しかしながら、人材の採用及び育成が順調に進まず、また、事業規模に応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 経営陣等への依存に係るリスクについて

当社グループは、当社の代表取締役会長兼社長CEO兼COOである濱田宏を含む経営陣の先見性及びリーダーシップ及び専門的知識を有する従業員が業務執行について重要な役割を果たしております。このため、同氏を含む経営陣又は従業員が何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(7) リスク管理の限界によるリスクについて

当社グループは、グループERM基本規程を定め、リスク管理部署にて信用リスク、市場リスク、金利リスク、流動性リスク、規制リスク、法的リスク、風評リスク等の経営に係る各種リスクを認識し、適切に管理することとしております。また、リスク管理体制として、取締役会においてリスク管理方針の制定、リスク管理担当役員の選任を行い、リスク管理担当役員がリスク管理部署を管掌しております。また、リスク管理に関する重要事項を審議する場として、代表取締役の諮問機関としてERM委員会を設置しております。

当社グループはこのようなリスク管理体制を構築し、全社的なリスクの適切な管理を実践しているものの、様々なリスクの全てに対応できる保証はなく、リスクに対する十分な対応ができない場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

（業務上の重要な契約）

当社グループの経営上の重要な契約には、当社が住宅金融支援機構と締結した住宅ローン債権売買基本契約及び買取債権管理回収業務委託契約並びに当社と各代理店の運営法人との間で締結した代理業務委託契約等があり、主な契約内容は以下のとおりです。

名称	契約内容
住宅ローン債権売買基本契約	<p>イ．契約相手方：住宅金融支援機構</p> <p>ロ．契約締結日：平成16年12月1日、毎年1年間自動更新</p> <p>ハ．契約の目的及び内容：「フラット35」債権の売買</p> <p>ニ．契約金額及び代金授受方法： 契約金額：指定なし 代金授受方法：当社が買取申請し住宅金融支援機構が買取承認をした「フラット35」債権に対し、その債権額が住宅金融支援機構から入金されます。</p> <p>ホ．契約の重要な内容：当社及び住宅金融支援機構間で「フラット35」債権の売買を行います。 「フラット35」債権の売却代金は月に3回、住宅金融支援機構が指定する日に当社に入金されます。</p>
買取債権管理回収業務委託契約	<p>イ．契約相手方：住宅金融支援機構</p> <p>ロ．契約締結日：平成16年12月1日、毎年1年間自動更新</p> <p>ハ．契約の目的及び内容：「フラット35」債権回収業務等の受託</p> <p>ニ．委託手数料：業務内容に応じて住宅金融支援機構から委託手数料が支払われます。</p>
代理業務委託契約	<p>イ．契約相手方：各代理店の運営法人</p> <p>ロ．契約締結時期及び契約期間：運営法人との個別契約による</p> <p>ハ．契約の目的及び内容：住宅ローン業務等の委託</p> <p>ニ．契約金額及び代金授受方法（基準）等：当社から代理店の運営法人に対して住宅ローン融資金額に一定料率を乗じて算出された金額を支払います。</p> <p>ホ．契約の重要な内容：代理店の運営法人は当社から委託を受けて住宅ローンに関する業務を遂行し、当社は代理店の運営法人に対して住宅ローン融資金額に事前に定められた比率を乗じて算出された金額を翌月に支払います。</p>

（合併契約）

当社は、平成29年4月14日の取締役会において、旧アルヒ株式会社を吸収合併することを決議し、同社との間で、平成29年5月15日付で合併契約を締結し、平成29年7月1日付で吸収合併いたしました。

合併の概要は以下のとおりです。

1．本吸収合併の目的

上場に向けた意思決定のスピードアップと事務の合理化及び内部統制の強化を目的としております。

2．本吸収合併の条件等

(1) 本吸収合併の方法

当社を存続会社、旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(2) 引継資産・負債の状況

吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社である旧アルヒ株式会社の一切の資産、負債及び権利義務は、吸収合併存続会社である当社に引き継いでおります。

3．本吸収合併に係る割当ての内容

本吸収合併は、当社の完全子会社である旧アルヒ株式会社との間で行うものであることから、無対価合併とし、株式その他金銭等の割当て及び交付は行いません。

4. 本吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の資本金・事業の内容等

	吸収合併存続会社
商号	アルヒグループ株式会社（注）
所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長CEO兼COO 濱田 宏
資本金の額	6,000百万円
事業の内容	住宅ローンの貸出、取次業務、保険代理店業務、銀行代理業務

（注）本吸収合併の実行に伴い、平成29年7月1日をもって、アルヒグループ株式会社はアルヒ株式会社に商号を変更しております。

（株式会社みずほ銀行等と締結しているタームローン契約）

当社は平成28年2月22日に株式会社みずほ銀行をエージェントとする金銭消費貸借契約変更契約書（平成27年3月26日付金銭消費貸借契約書の変更契約書）（以下「タームローン契約」という。）を締結しております。主な契約内容は、以下のとおりです。

1. 契約の相手先

契約の締結先は株式会社みずほ銀行ほか9社となります。

2. 借入金額の残高（平成29年9月末日時点）

タームローンA：6,250百万円

タームローンB：13,963百万円

3. 金利

TIBOR（東京銀行間取引金利）+ スプレッド

タームローンA及びタームローンBにそれぞれ適用されるスプレッドは、平成29年3月末日以降の各決算期末に関して、フィナンシャルコベナント等計算書が提出されるべき日の10営業日後の日以降に到来する日を開始日とする利息期間以降、フィナンシャルコベナント等計算書におけるレバレッジ・レシオに応じて、タームローン契約において予め定められた料率とされております。

4. 返済期限

タームローンA：平成32年8月20日を最終回とする分割返済

タームローンB：平成32年8月20日一括返済

5. 主な借入人の義務

（ア）住宅金融支援機構との間の重要な契約について取引の中止、解除又は大幅な取引条件の変更が生じた場合等にエージェントに書面により報告すること。

（イ）タームローン契約において許容される場合を除き、担保提供又は保証提供を行わないこと。

（ウ）タームローン契約において許容される場合を除き、合併等の組織再編行為、事業・資産の一部又は全部の譲渡・譲受等を行わないこと。

（エ）住宅金融支援機構との間の重要な契約について、タームローン契約及びその関連契約に基づく債務の履行に重大な悪影響を及ぼすような変更、修正、前提条件の放棄、債務不履行の宥恕又は解除を行わないこと。

（オ）主たる事業の内容を変更しないこと。

（カ）チェンジ・オブ・コントロール（当社の最終的な親会社であるCJP CSM Holdings, L.P.が直接に借入人の発行済普通株式総数又は総株主の議決権の67%（希薄化後）以上を保有しなくなったときをいう。）を生じさせないこと。

但し、上記は、当社株式の新規上場申請が行われた場合等には適用されないものとするが、その後一定期間内に新規上場が行われない場合には、再度適用されるものとする。

（キ）レバレッジ・レシオ等にかかる基準を含む財務制限条項を遵守すること。

なお、財務制限条項の詳細を含むタームローン契約の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 15. 借入債務」にも記載しております。

（株式会社みずほ銀行等と締結しているコミットメントライン契約）

当社は平成28年2月22日に株式会社みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン変更契約書（平成26年8月15日付コミットメントライン契約書の変更契約書）（以下「コミットメントライン契約」という。）を締結しております。主な契約内容は、以下のとおりです。

1．契約の相手先

契約の締結先は株式会社みずほ銀行ほか11社となります。

2．借入枠

コミットメントラインA：15,000百万円

コミットメント期間内タームローン：3,000百万円

コミットメントラインC：2,000百万円

3．借入金額の残高（平成29年9月末日時点）

コミットメントラインA：7,000百万円

コミットメント期間内タームローン：2,796百万円

コミットメントラインC：無し

4．金利

TIBOR（東京銀行間取引金利）＋スプレッド

スプレッドは、コミットメントライン契約において予め定められた料率となります。

5．コミットメント極度枠利用期間

コミットメントラインA：平成26年8月21日～平成31年2月末日

コミットメント期間内タームローン：平成26年8月21日～平成31年2月末日

コミットメントラインC：平成26年8月21日～平成32年8月20日

6．返済期限

コミットメントラインA：1週間以上1ヶ月以内で借入人が任意に指定する期間

コミットメント期間内タームローン：1週間以上12ヶ月以内で借入人が任意に指定する期間

コミットメントラインC：1週間、1ヶ月、2ヶ月又は3ヶ月で借入人が任意に指定する期間

7．主な借入人の義務

（ア）コミットメントラインAの貸付の元本残高が住宅ローン貸付残高等の合計額以下であることを維持すること。

（イ）コミットメントライン契約において許容される場合を除き、担保提供又は保証提供を行わないこと。

（ウ）コミットメントライン契約において許容される場合を除き、合併等の組織再編行為、事業・資産の一部又は全部の譲渡・譲受等を行わないこと。

（エ）主たる事業の内容を変更しないこと。

（オ）財務制限条項を遵守すること。

6【研究開発活動】

第3期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は国際会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たっては、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の将来に関する主要な仮定及び報告期間末における見積りは、当社の連結財務諸表に大きな影響を及ぼします。

繰延税金資産

資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との間に生じる一時的な差異及び税務上の繰越欠損金に係る税効果については、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において、当該差異及び税務上の繰越欠損金の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

のれんの評価

当社グループが計上するのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。当該回収可能価額の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを使用しております。

金融商品の公正価値

当社グループが保有する金融商品の公正価値の見積りにおいては、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法を使用しております。

(2) 財政状態の分析

第3期連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

資産

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末の89,950百万円と比較して2,720百万円減少し、87,230百万円となりました。主な要因は、現金及び現金同等物が1,311百万円、営業貸付金が7,547百万円増加する一方、未収入金が12,284百万円減少したことによりです。

負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末の72,528百万円と比較して5,958百万円減少し、66,570百万円となりました。主な要因は、未払法人所得税が1,191百万円増加する一方、預り金が1,401百万円、借入債務が6,328百万円減少したことによりです。

資本

当連結会計年度末の資本は、前連結会計年度末の17,422百万円と比較して3,237百万円増加し、20,659百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が3,229百万円増加したことによりです。また、減資により資本金が6,000百万円減少し、資本剰余金が6,000百万円増加しております。

第4期第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

資産

当第2四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末の87,230百万円と比較して14,543百万円減少し、72,686百万円となりました。主な要因は、現金及び現金同等物が3,538百万円、営業貸付金が13,942百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末の66,570百万円と比較して14,041百万円減少し、52,528百万円となりました。主な要因は、預り金が3,256百万円、借入債務が9,548百万円それぞれ減少したことによるものであります。

資本

当第2四半期連結会計期間末の資本は、前連結会計年度末の20,659百万円と比較して501百万円減少し、20,158百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が3,372百万円増加した一方、3,999百万円の配当が行われたことによるものであります。

（３）経営成績の分析

第３期連結会計年度（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）

営業収益の状況

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度と比較して27.0%増加の21,472百万円となりました。主な要因は融資実行件数が前連結会計年度と比較して50.5%増加し30,744件となった結果、融資実行業務では前連結会計年度と比較して43.1%増加の14,791百万円、債権管理回収業務では前連結会計年度と比較して25.8%増加の2,190百万円となりました。

利益の状況

当連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度と比較して168.0%増加の3,227百万円となりました。主な要因は営業収益が前連結会計年度と比較して増加したことに伴い営業費用が増加した一方で、支払利息の減少によりその他の費用が1,032百万円減少、及び前連結会計年度に発生した非継続事業からの当期損失461百万円が当連結会計年度において計上されなくなったことによるものです。

第４期第２四半期連結累計期間（自平成29年４月１日至平成29年９月30日）

営業収益の状況

当第２四半期連結累計期間の営業収益は、前第２四半期連結累計期間と比較して12.9%減少の10,370百万円となりました。主な要因は融資実行件数が前第２四半期連結累計期間と比較して28.6%減少し12,390件となった結果、融資実行業務では前第２四半期連結累計期間と比較して30.3%減少の5,925百万円、債権管理回収業務では前第２四半期連結累計期間と比較して1.9%増加の1,168百万円となりました。

利益の状況

当第２四半期連結累計期間の親会社の所有者に帰属する四半期利益は、前第２四半期連結累計期間と比較して51.6%増加の3,372百万円となりました。主な要因は、前連結会計年度においては当社の税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を認識しておりませんでした。平成29年７月１日に当社の子会社であった旧アルヒ株式会社を吸収合併したことに伴い、当第２四半期連結累計期間において、将来その控除対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、1,240百万円の繰延税金資産を認識したことによるものです。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

第３期連結会計年度（自平成28年４月１日至平成29年３月31日）

当連結会計年度の現金及び現金同等物の増加額は、前連結会計年度と比較して1,901百万円減少し、1,311百万円となりました。内訳は、営業活動によるキャッシュ・フローが前連結会計年度と比較して6,766百万円の減少、投資活動によるキャッシュ・フローが前連結会計年度と比較して1,389百万円の減少となった一方で、財務活動によるキャッシュ・フローが6,253百万円増加したことによるものです。

なお、具体的な状況については「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要（２）キャッシュ・フローの状況」においても記載しております。

第４期第２四半期連結累計期間（自平成29年４月１日至平成29年９月30日）

当第２四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の減少額は、前第２四半期連結累計期間と比較して735百万円増加し、3,538百万円となりました。内訳は、営業活動によるキャッシュ・フローが前第２四半期連結累計期間と比較して6,327百万円の減少、投資活動によるキャッシュ・フローが前第２四半期連結累計期間と比較して118百万円の減少となった一方で、財務活動によるキャッシュ・フローが5,711百万円増加したことによるものです。

なお、具体的な状況については「第２ 事業の状況 １ 業績等の概要（２）キャッシュ・フローの状況」においても記載しております。

（５）経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

住宅ローン事業は金利動向や住宅市場の状況、人口動態、世帯動態等の市場環境に大きく影響を受けることとなりますが、当社グループはこのような事業環境の分析を踏まえて適切なセグメントに対する最適なりソース配分を行うことで、更なるシェアアップによる成長が可能であると考えております。

（６）経営戦略の現状と見通し

当社グループは、住宅ローン市場の成長ポテンシャルの着実な取込みを通じたシェアアップによる住宅ローン事業の中期的な成長を基盤としつつ、川上・川下領域への事業拡大を進めております。

平成30年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画では、変動金利型住宅ローン市場の参入等により商品ラインナップを充実させ、全国店舗網の拡充やオムニチャネル化を通じて住宅ローン事業の成長を推進すると同時に、川上領域である家探しサービス「ARUHI家の検索」から、川下領域である住宅購入後の住生活関連サービス「ARUHI暮らしのサービス」の提供によって、お客さまの生涯を通じて価値を提供できるよう事業領域の拡大に引き続き取り組んでまいります。

なお、本項目については「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の記載事項もご参照ください。

（７）経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、引き続き中核ビジネスである住宅ローン事業の成長を実現させることに加え、川上・川下領域をはじめとする新しい住生活関連サービスを展開して参りますが、従来のローンビジネスの枠組みを超えたプラットフォームの構築や、これらの新規事業を軌道に乗せ、継続的な事業として確立することが課題であると認識しております。このため、不動産フィンテックやロボアドバイザーといった新技術を積極的に取り入れ、当社グループのプラットフォームを通じて、お客さまのニーズに合わせた高付加価値サービスの構築及び収益化に引き続き取り組んで参ります。

なお、本項目については「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の記載事項もご参照ください。

（参考情報）

当社グループは、非公開化関連費用や上場関連費用等の非経常的な費用項目及び非継続事業に係る損益の影響を除外することで、投資家が当社グループの業績評価を行い、当社グループの企業価値についての純粋な成長を把握するうえで有用な情報を提供することを目的として、IFRSにより規定された財務指標以外に、経営成績に関する重要な財務指標として、調整後税引前利益及び調整後当期（四半期）利益の推移を下表のとおり把握しております。なお、調整後税引前利益及び調整後当期（四半期）利益の算出方法は次のとおりであります。

調整後税引前利益
= 税引前利益
+ 非公開化関連費用
+ 上場関連費用

調整後当期（四半期）利益
= 当期（四半期）利益
+ 非公開化関連費用
+ 上場関連費用
+ 非継続事業に係る損失
+ 調整項目の税効果調整

(1) 税引前利益及び調整後税引前利益の推移

(単位：百万円)

決算年月	第 2 期	第 3 期	第 4 期第 2 四半期
IFRSに準拠した連結財務諸表における税引前利益	3,104	4,864	3,139
非公開化関連費用			
商号変更費用（注 3）	49	-	-
リファイナンス費用（注 4）	165	-	-
メザニン費用（注 5）	526	-	-
LB0ローンの超過利息部分（注 6）	319	-	-
上場関連費用			
アドバイザー費用（注 7）	-	87	29
調整後税引前利益	4,165	4,951	3,169

(2) 当期（四半期）利益及び調整後当期（四半期）利益の推移

(単位：百万円)

決算年月	第 2 期	第 3 期	第 4 期第 2 四半期
IFRSに準拠した連結財務諸表における当期（四半期）利益	1,204	3,227	3,372
非公開化関連費用			
商号変更費用（注 3）	49	-	-
リファイナンス費用（注 4）	165	-	-
メザニン費用（注 5）	526	-	-
LB0ローンの超過利息部分（注 6）	319	-	-
上場関連費用			
アドバイザー費用（注 7）	-	87	29
非継続事業に係る損失（注 8）	461	-	-
調整項目の税効果調整	16	5	9
調整後当期（四半期）利益	2,709	3,310	3,393

- (注) 1 . 調整後税引前利益及び調整後当期（四半期）利益はIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、第三者にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考えられる財務指標であります。当該財務指標は非経常的な費用項目（通常の営業活動の結果を示しているとは考えられない項目）及び現時点で連結対象外となっている事業に係る損益の影響を除外しております。なお、調整後税引前利益及び調整後当期（四半期）利益は、税引前利益及び当期（四半期）利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおける調整後税引前利益及び調整後当期（四半期）利益は、同業他社の同指標又は類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。
- 2 . 調整後税引前利益及び調整後当期（四半期）利益は、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。
- 3 . 商号変更費用は、SBIモーゲージ株式会社からアルヒ株式会社への商号変更により生じた看板費用及び外注コンサルティング費用です。
- 4 . リファイナンス費用は、当社の非公開化に関して発生した当社借入について平成28年2月に通常のコーポレートローンと類似した条件への変更を行ったことに関連して発生した手数料であり、当該借入の貸付人に対して支払ったものです。
- 5 . メザニン費用は、当社の非公開化に関して発生し、平成28年2月に完済されたメザニン契約に関して支払われた現物支給額、配当額及びその他の費用です。

6. LB0ローンの超過利息部分は、当社の非公開化に関して発生した当社借入に関連して、当該借入について支払った利息金額と、当該借入の利率が当社のリファイナンス後のタームローンの水準であった場合に支払うべき利息金額とを比較した場合に、当社が支払った超過部分の利息の金額です。
7. アドバイザリー費用は、グローバル・オファリングを含む上場準備に関連するアドバイザリー費用及びその他の費用です。
8. 非継続事業に係る損失は、当社グループのリース事業子会社であったアルヒリース株式会社（現、FAリーシング株式会社）に関する損失であります。なお、当社グループはアルヒリース株式会社を平成27年11月30日に三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社に譲渡したことから、リース事業を非継続事業に分類しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期連結会計年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資は、総額554百万円であります。これは主に、業務効率化を目的とした、住宅ローンサービスに係るソフトウェアへの投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第4期第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当第2四半期連結累計期間に実施した当社グループの設備投資は、総額209百万円であります。これは主に、業務効率化を目的とした、住宅ローンサービスに係るソフトウェアへの投資であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社は平成29年3月31日現在において設備を有しておりませんので、該当事項はありません。

なお、当社は、平成29年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社であった旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しておりますので、本書提出日現在においては旧アルヒ株式会社の主要な設備は当社に移転しております。

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)	
				有形固定資産		無形固定資産			合計
				工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	リース 資産		
旧アルヒ 株式会社	本社 (東京都港区)	住宅 ローン 事業	本社 機能	2	97	239	931	1,270	235
	ARUHI札幌支店 (北海道札幌市中央区)		直営 店舗	-	3	-	-	3	3
	ARUHI仙台支店 (宮城県仙台市青葉区)		-	4	-	-	4	1	
	ARUHI銀座支店 (東京都中央区)		-	6	-	-	6	4	
	ARUHI東京ローン センター (東京都中央区)		-	27	-	-	27	6	
	ARUHI池袋支店 (東京都豊島区)		-	5	-	-	5	2	
	ARUHI横浜ランドマーク タワー支店 (神奈川県横浜市西区)		-	8	-	-	8	7	
	ARUHIたまプラーザ支店 (神奈川県横浜市青葉区)		-	24	-	-	24	4	
	ARUHI大阪支店 (大阪府大阪市中央区)		-	4	-	-	4	13	
	ARUHI鹿児島支店 (鹿児島県鹿児島市)		-	5	-	-	5	5	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の設備は、本書提出日現在においては当社が有しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年9月30日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。計画策定に当たっては、提出会社を中心にグループ全体の調整を図っております。

（1）重要な設備の新設

事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年 月	完了予 定年月	完成後の 増加能力
		総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
本社 （東京都港区）	新規支店開設費用	10	-	自己資金又 は借入金	平成29 年4月	平成30 年3月	（注）3
	オフィス移転費用	200	-	自己資金又 は借入金	平成30 年4月	平成31 年3月	（注）3

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当社グループは、住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

（2）重要な設備の改修

事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年 月	完了予 定年月	完成後の 増加能力
		総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
本社 （東京都港区）	システム改修等	540	231	自己資金又 は借入金	平成29 年4月	平成30 年3月	（注）3
	システム改修等	591	-	自己資金又 は借入金	平成30 年4月	平成31 年3月	（注）3
	システム改修等	460	-	自己資金又 は借入金	平成31 年4月	平成32 年3月	（注）3

（注）1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当社グループは、住宅ローン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

（3）重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

(注)平成29年10月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は139,250,000株増加し、140,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	360,806	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	360,806	-	-

(注)1.平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。上記の普通株式数は株式分割前の数で記載しておりますが、株式分割により、本書提出日現在の発行済株式総数は35,719,794株増加し、36,080,600株となっております。

2.平成29年10月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款を変更し、単元株制度を導入しております。本書提出日現在における単元株式数は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

甲種新株予約権

平成26年8月11日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	165	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,920(注)1	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	-
新株予約権の行使期間	自平成26年8月19日 至平成36年8月18日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	-
新株予約権の行使の条件	1個の本新株予約権の一部行使はできない。	-
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡により取得することについては、当社の取締役の過半数の賛成による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	-

(注) 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社の普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社の普通株式を処分する（以下、当社の普通株式の発行又は処分を「交付」という。）数は、基準価額（以下に定義する。）をその時有効な行使価額で除して得られる数とする（但し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

「基準価額」は、当初金2,350,000円とする。但し、当社が本新株予約権の発行後に当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で普通株式を目的とする新株予約権（以下「ストック・オプション」という。）を発行した場合、基準価額は、以下に定める額とする。

$$\text{基準価額} = \text{金 } 2,350,000 \text{ 円} \times \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{①}}$$

= 本新株予約権の割当日における発行済普通株式の数及び本新株予約権の全てが当初の条件で行使された場合に交付される普通株式の数の合計数（387,755株。但し、普通株式につき株式の分割、併合又は株式無償割当てをする場合、当社は当該数につき必要な調整を行う。）

= 本新株予約権の発行後に発行されたストック・オプションの全てが当初の条件で行使された場合に交付される普通株式の数（但し、当該各ストック・オプションの発行後に普通株式につき株式の分割、併合又は株式無償割当てをする場合、当社は当該数につき必要な調整を行う。）

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記に定義する。）に対象株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、50,000円とする。

行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(c) 調整前の行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(1)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、行使価額調整式における「新規発行普通株式数」は「新規発行普通株式数及び処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。但し、本(c)による行使価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (d)調整前の行使価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(d)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。
- (e)行使することにより、調整前の行使価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(e)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。
- (2)上記(1)に掲げた事由によるほか、下記(a)ないし(d)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a)会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (b)上記(a)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。
- (c)上記(1)の(d)に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
- (d)上記(1)の(e)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (3)行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- (4)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額にこの差額を加除した額を使用する。
- (5)行使価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、調整後の行使価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- (6)行使価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権の新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知する。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、株式交換（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ又はホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、下記第(1)号から第(7)号に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な範囲で適切に株式数の調整を行う。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な範囲で適切に調整される行使価額とする。

(5) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 承継新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準ずる。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じる。

4. 本新株予約権は、本書提出日現在においてすべて行使されております。

第1回新株予約権

平成27年6月25日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	3,060(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,060(注)2、7	306,000(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)3、7	500(注)3、7
新株予約権の行使期間	自平成30年3月31日 至平成37年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,100 資本組入額 25,550 (注)7	発行価格 511 資本組入額 255.5 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき1,100円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

5. 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

6. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）2．に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額 = 組織再編行為前出資金額 × 1 / 割当比率

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

・当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定する。

7. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

第2回新株予約権

平成27年6月25日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	3,951	3,911
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,951(注)1、6	391,100(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2、6	500(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成30年3月31日 至平成37年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注)6	発行価格 500 資本組入額 250 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。
 - 1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

4. 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

5. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）1.に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額 = 組織再編行為前出資金額 × 1 / 割当比率

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

・当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、()会社都合による退職をした場合、()定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、()当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、()新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、()新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は()新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、()懲戒解雇された場合、()取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は()自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

第3回新株予約権

平成28年6月29日定時株主総会決議及び平成28年8月22日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,530(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,530(注)2、7	253,000(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)3、7	500(注)3、7
新株予約権の行使期間	自平成31年3月31日 至平成38年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,010 資本組入額 25,505 (注)7	発行価格 510.1 資本組入額 255.05 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,010円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分割・併合の比率

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4．新株予約権の行使条件

新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

5．新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

6．合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）2.に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編行為後出資金額} = \text{組織再編行為前出資金額} \times 1 / \text{割当比率}$$

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- ・当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

第4回新株予約権

平成28年6月29日定時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,043	1,965
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,043(注)1、6	196,500(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2、6	500(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成31年3月31日 至平成38年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注)6	発行価格 500 資本組入額 250 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1 株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1 株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

4. 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

5. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）1.に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編行為後出資金額} = \text{組織再編行為前出資金額} \times 1 / \text{割当比率}$$

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- ・当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定する。

6. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

第5回新株予約権

平成29年6月14日定時株主総会決議で委任された同日付取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	-	4,514(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	451,400(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	750(注)3、7
新株予約権の行使期間	-	自平成32年3月31日 至平成39年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 765 資本組入額 382.5 (注)7
新株予約権の行使の条件	-	(注)4、7
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)5
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)6

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき1,500円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

3. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ÷ 分割・併合の比率

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、割当日から 2 年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1 株当たり750円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1 株当たり750円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1 年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が750円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、750円を下回る価格となったとき。

5. 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

6. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）2.に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編行為後出資金額} = \text{組織再編行為前出資金額} \times 1 / \text{割当比率}$$

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- ・ 当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・ 当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・ 上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定する。

7. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

第6回新株予約権

平成29年6月14日定時株主総会決議で委任された同日付取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	-	2,911
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	291,100(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	750(注)2、6
新株予約権の行使期間	-	自平成32年3月31日 至平成39年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 750 資本組入額 375 (注)6
新株予約権の行使の条件	-	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2)新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり750円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

1株当たり750円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が750円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、750円を下回る価格となったとき。

4. 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

5. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）1.に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編行為後出資金額} = \text{組織再編行為前出資金額} \times 1 / \text{割当比率}$$

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- ・ 当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、()会社都合による退職をした場合、()定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、()当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、()新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、()新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は()新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・ 当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、()懲戒解雇された場合、()取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は()自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・ 上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

第7回新株予約権

平成29年8月25日臨時株主総会決議で委任された同日付取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	-	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	5,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	750(注)2、6
新株予約権の行使期間	-	自平成32年3月31日 至平成39年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 750 資本組入額 375 (注)6
新株予約権の行使の条件	-	(注)3、6
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- (1)新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社及び子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2)新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり750円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり750円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が750円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、750円を下回る価格となったとき。

4. 新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

新株予約権の質入等の処分は認めない。

5. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）1.に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により1株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{組織再編行為後出資金額} = \text{組織再編行為前出資金額} \times 1 / \text{割当比率}$$

新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

上記に定めるところと同様とする。

新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は上記の定めに基づいて定める。

新株予約権の取得事由及び条件

- ・ 当社は、新株予約権者が当社及び子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、
（ ）会社都合による退職をした場合、（ ）定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、（ ）当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、
（ ）新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、（ ）新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は（ ）新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・ 当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、（ ）懲戒解雇された場合、（ ）取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は（ ）自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
- ・ 上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限等

新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)		発行済株式総数残高 (株)		資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
	普通株式	A種優先株式	普通株式	A種優先株式				
平成26年5月20日 (注)1.	1	-	1	-	0	0	-	-
平成26年6月26日 (注)2.	339,999	-	340,000	-	8,500	8,500	8,500	8,500
平成26年8月13日 (注)3.	40,000	-	380,000	-	1,000	9,500	1,000	9,500
平成26年8月19日 (注)4.	-	100,000	380,000	100,000	2,500	12,000	2,500	12,000
平成26年10月31日 (注)5.	-	-	380,000	100,000	-	12,000	10,500	1,500
平成27年9月1日 (注)6.	-	-	380,000	100,000	-	12,000	10	1,510
平成27年9月1日 (注)7.	-	18,800	380,000	81,200	-	12,000	-	1,510
平成28年2月29日 (注)7.	-	81,200	380,000	-	-	12,000	-	1,510
平成29年3月31日 (注)8.	-	-	380,000	-	6,000	6,000	-	1,510
平成29年9月30日 (注)9.	19,194	-	360,806	-	-	6,000	-	1,510
平成29年10月13日 (注)10.	35,719,794	-	36,080,600	-	-	6,000	-	1,510

(注)1. 当社設立による割当

発行価格50,000円、資本組入額50,000円

2. 有償第三者割当 発行価格50,000円、資本組入額25,000円
割当先 CJP CSM Holdings, L.P.
3. 有償第三者割当 発行価格50,000円、資本組入額25,000円
割当先 SBIホールディングス株式会社
4. 有償第三者割当 発行価格50,000円、資本組入額25,000円
割当先 東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合
5. 平成26年9月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、分配可能額の確保のため、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。この結果、資本準備金が10,500百万円減少（減資割合87.5%）しております。
6. A種優先株主に対する配当による増加であります。
7. A種優先株式の消却による減少であります。
8. 平成29年2月17日開催の臨時株主総会の決議に基づき、分配可能額の確保のため、減資を実施いたしました。この結果、資本金が6,000百万円減少（減資割合50.0%）しております。
9. 自己株式の消却による減少であります。
10. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行ったことによる増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	1	-	14	16	-
所有株式数 (株)	-	-	-	36,212	307,802	-	16,792	360,806	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	10.04	85.31	-	4.65	100.00	-

(注) 1. 自己株式8,085株は、「個人その他」に含めて記載しております。なお、自己株式はその全株を甲種新株予約権の行使に伴う株式の交付に充当しており、本書提出日現在における自己株式数は0株となります。

2. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。上記の所有株式数は株式分割前の数で記載しております。

3. 平成29年10月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款を変更し、単元株制度を導入しております。本書提出日現在における単元株式数は100株であります。

4. 本書提出日現在の所有者別状況は下表のとおりになっております。

本書提出日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	1	-	15	17	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	36,212	307,802	-	16,792	360,806	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	10.04	85.31	-	4.65	100.00	-

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,085	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 352,721	352,721	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	360,806	-	-
総株主の議決権	-	352,721	-

- (注) 1. 上記記載の自己株式はその全株を甲種新株予約権の行使に伴う株式の交付に充当しており、本書提出日現在における自己株式数は0株となります。
2. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。上記の株式数は株式分割前の数で記載しております。
3. 平成29年10月13日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款を変更し、単元株制度を導入しております。本書提出日現在における単元株式数は100株であります。
4. 本書提出日現在の議決権の状況は下表のとおりになっております。

本書提出日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,080,600	360,806	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	36,080,600	-	-
総株主の議決権	-	360,806	-

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
アルヒ株式会社	東京都六本木一丁目 6番1号	8,085	-	8,085	2.24
計	-	8,085	-	8,085	2.24

- (注) 1. 上記記載の自己株式はその全株を甲種新株予約権の行使に伴う株式の交付に充当しており、本書提出日現在における自己株式数は0株となります。
2. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。上記の自己株式数は株式分割前の数で記載しております。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年6月25日定時株主総会決議）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの取締役 5 当社グループの執行役員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員の退任等による権利の喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社グループの取締役3名、執行役員3名となっております。

第2回新株予約権（平成27年6月25日定時株主総会決議）

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの取締役 6 当社グループの執行役員 5 当社グループの従業員 66
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員の退任等による権利の喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社グループの取締役3名、当社の常勤監査役1名、当社グループの執行役員5名、当社グループの従業員50名となっております。

第3回新株予約権（平成28年6月29日定時株主総会決議及び平成28年8月22日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年8月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの取締役 4 当社グループの執行役員 6 当社グループの従業員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員の退任等による権利の喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社グループの取締役3名、当社グループの執行役員5名、当社グループの従業員5名となっております。

第4回新株予約権（平成28年6月29日定時株主総会決議）

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの取締役 1 当社グループの執行役員 3 当社グループの従業員 79
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員の退任等による権利の喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社グループの執行役員3名、当社グループの従業員68名となっております。

第5回新株予約権（平成29年6月14日定時株主総会決議で委任された同日付取締役会決議）

決議年月日	平成29年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの取締役 5 当社グループの執行役員 5 当社グループの従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員の退任等による権利の喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社グループの取締役3名、当社グループの執行役員7名、当社グループの従業員9名となっております。

第6回新株予約権（平成29年6月14日定時株主総会決議で委任された同日付取締役会決議）

決議年月日	平成29年6月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの執行役員 2 当社グループの従業員 105
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）役員の退任等による権利の喪失等により、本書提出日現在において、付与対象者は当社グループの執行役員2名、当社グループの従業員103名となっております。

第7回新株予約権（平成29年8月25日臨時株主総会決議で委任された同日付取締役会決議）

決議年月日	平成29年8月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社グループの執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	100	5,000,000	1,580	118,500,000
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	19,194	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他（新株予約権の行使）	-	-	808,500	404,250,000
保有自己株式数	28,859	-	-	-

（注）平成29年9月22日の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記表のうち、「その他（新株予約権の行使）」については株式分割後の株式数を、それ以外の項目については株式分割前の株式数を記載しております。

3【配当政策】

「第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、韓国取引所有価証券市場に上場していたSBIモーゲージは、平成27年1月に更なる企業価値の向上を図るべく非公開化いたしました。以降、当社経営陣及び当社従業員とともに、急激に変化する経営環境に対応し、組織改革、販売体制の再構築及び新規成長分野への投資といった収益、組織構造の変革等の施策を実施するため無配を続けてまいりましたが、平成29年9月に非公開化以降初めて3,999百万円の配当（平成29年9月22日開催の取締役会により、当社普通株式1株につき11,340円の配当を決議しております。）を実施いたしました。これは、上記各施策が一定の成果をあげたと考えたことに加え、過去の無配が継続していた状況を考慮の上、資本効率の向上を図る観点から実施したものであります。

この結果、平成30年3月期の単年度においては一時的に、配当総額が3,999百万円と下記記載の上場後配当性向目標を大幅に上回る水準となる予定です。上場後においては、株主の皆様に対する利益配分と継続的な企業発展を経営の最重要課題と認識しており、ROEを重視し適正なレバレッジを維持しながら、十分な成長投資を実施した上で、余剰資金については積極的な配当などにより総還元性向を高めていく考えであります。

また、当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30～40%を目標として、株主の皆様へ継続的な期末配当を行うことを基本方針としており、このほか年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、現時点においては、利益配分の増加策の具体的内容について決定しておりません。

こちらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長 兼社長CEO兼COO	-	濱田 宏	昭和34年5月30日生	昭和57年4月 山下新日本汽船株式会社（現株式会社商船三井）入社 昭和62年3月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（現メットライフ生命保険株式会社）入社 平成4年11月 米国クラーク・コンサルティング・グループ入社 平成7年1月 デル・コンピュータ株式会社（現デル株式会社）入社 平成12年8月 同社代表取締役社長、同社米国本社副社長 平成18年5月 株式会社リヴァンプ代表パートナー 平成20年4月 HOYA株式会社執行役最高執行責任者 平成20年6月 同社取締役 平成23年5月 株式会社Skyharbor代表取締役（現任） 平成23年11月 HOYA株式会社取締役兼代表執行役最高執行責任者 平成26年3月 コクヨ株式会社社外取締役（現任） 平成27年5月 アルヒグループ株式会社（現当社）代表取締役会長CEO、旧アルヒ株式会社代表取締役会長CEO 平成27年9月 アルヒグループ株式会社（現当社）代表取締役会長兼社長CEO兼COO（現任）、旧アルヒ株式会社代表取締役会長兼社長CEO兼COO	(注) 4	550,000
常務取締役CSO (注) 1	企画本部長	細野 恭史	昭和41年12月10日生	平成元年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成11年9月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 平成18年8月 株式会社セルシード取締役最高財務責任者 平成27年2月 SBIモーゲージ株式会社執行役員CFO 平成27年5月 旧アルヒ株式会社取締役CFO 平成27年6月 アルヒリース株式会社（現FAリーシング株式会社）取締役 平成27年7月 アルヒグループ株式会社（現当社）執行役員CFO 平成28年6月 旧アルヒ株式会社常務取締役CFO 平成29年3月 アルヒグループ株式会社（現当社）取締役CFO 平成29年6月 アルヒグループ株式会社（現当社）常務取締役CFO 平成29年8月 アルヒ株式会社常務取締役CSO（現任）	(注) 4	41,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	山田 和広	昭和38年 3月28日生	昭和60年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成11年 4月 大和証券SBキャピタルマーケッツ株式会社（現大和証券株式会社）出向 平成13年 2月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成14年 3月 株式会社アサヒセキュリティ社外取締役 平成15年11月 株式会社キトー社外取締役 平成16年12月 株式会社リズム（現THKリズム株式会社）社外取締役 平成17年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター 平成17年 9月 株式会社学生援護会（現株式会社インテリジェンス）社外取締役 平成19年 6月 コバレントマテリアル株式会社（現クアーズテック株式会社）社外取締役 平成20年 6月 NHテクノグラス株式会社（現AvanStrate株式会社）社外取締役（現任） 平成21年11月 株式会社ブロードリーフ社外取締役 平成22年 6月 コバレントマテリアル株式会社（現クアーズテック株式会社）社外取締役 平成24年 1月 カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本における代表者（現任） 平成26年 1月 シンプレクス株式会社社外取締役 平成27年 5月 アルヒグループ株式会社（現当社）社外取締役（現任） 平成28年 3月 GGCグループ株式会社（現九州ジージーシー株式会社）社外取締役 平成28年 4月 ウイングアーク1st株式会社社外取締役（現任）	(注) 4	-
取締役	-	井手 登喜子	昭和33年 4月16日生	昭和56年 4月 日本ビクター株式会社 入社 昭和63年 4月 日本モトローラ株式会社 入社 平成10年 6月 デル株式会社 入社 平成17年 9月 バクスター株式会社 入社 ファイナンス・ヴァイスプレジデント 平成24年 7月 株式会社アサイアン 最高財務責任者 平成26年 4月 NEW Asurion Asia Pacific Japan合同会社（現アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社）最高財務責任者 平成28年 8月 アシュリオン・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） 平成29年 7月 アルヒ株式会社社外取締役（現任）	(注) 4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	火浦 俊彦	昭和34年10月1日生	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 昭和61年2月 ベイン・アンド・カンパニー入社 平成9年1月 同社パートナー 平成20年1月 ベイン・アンド・カンパニー東京 代表パートナー 平成26年4月 同社 会長 平成29年7月 同社 アドバイザリーパートナー（現任） 平成29年7月 アルヒ株式会社社外取締役（現任）	(注) 4	-
常勤監査役	-	谷 芳樹	昭和27年9月23日生	昭和50年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成7年8月 同行小岩支店支店長 平成9年7月 同行業務渉外部審査役 平成11年5月 同行グローバル審査第一部審査役 平成12年4月 同行鶴見支店支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行鶴見駅前支店支店長 平成14年7月 同行審査第二部審査役 平成16年6月 日本抵当証券株式会社融資第一部長 平成19年6月 同社取締役融資企画部長 平成23年6月 同社常勤監査役 平成24年4月 SBIモーゲージ株式会社内部監査部長 平成28年6月 アルヒグループ株式会社（現当社）常勤監査役（現任） 平成28年6月 旧アルヒ株式会社常勤監査役	(注) 5	-
監査役	-	穴田 卓司	昭和40年6月6日生	昭和63年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年4月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）経営企画部 平成18年8月 佐藤総合法律事務所（現任） 平成23年5月 SBIモーゲージ株式会社（旧アルヒ株式会社）社外取締役 平成25年6月 SBIモーゲージ株式会社（旧アルヒ株式会社）監査役 平成27年5月 アルヒグループ株式会社（現当社）監査役（現任） 平成29年4月 社会福祉法人都築福祉会評議員（現任） 平成29年6月 株式会社ポーラファルマ監査役（現任） 平成29年7月 株式会社MFS監査役（現任）	(注) 5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	藤波 光雄	昭和25年7月25日生	昭和51年4月 株式会社藤波不動産入社 昭和57年1月 日本合同ファイナンス株式会 社（現株式会社ジャフコ）入 社 平成8年6月 同社取締役 平成13年6月 ファイナンス・リサーチアン ドサポート株式会社設立代表 取締役（現任） 平成13年6月 株式会社バイオフロンティア パートナーズ取締役（現任） 平成14年7月 株式会社フューエンス監査役 （現任） 平成14年12月 株式会社メディカル・プロテ オスコープ監査役（現任） 平成14年12月 ベンチャーナビゲーション株 式会社監査役（現任） 平成15年6月 有限会社ユー・コーポー レーション取締役（現任） 平成15年12月 株式会社プロテイン・エク スプレス監査役（現任） 平成16年3月 株式会社ハプロファーマ監査 役（現任） 平成18年1月 株式会社ハイベップ研究所監 査役（現任） 平成18年8月 株式会社横浜バイオリサーチ アンドサプライ監査役 平成20年6月 株式会社植物ゲノムセンター 監査役（現任） 平成21年11月 株式会社ジーンケア研究所監 査役（現任） 平成23年5月 SBIモーゲージ株式会社（旧 アルヒ株式会社）社外監査役 平成27年5月 アルヒグループ株式会社（現 当社）社外監査役（現任） 平成27年6月 株式会社横浜バイオリサーチ アンドサプライ取締役（現 任） 平成27年11月 株式会社フューチャーインク 監査役（現任）	(注) 5	-
監査役	-	今村 誠	昭和36年12月13日生	昭和63年4月 弁護士登録 森綜合法律事務所（現、森・ 濱田松本法律事務所）入所 平成8年1月 同事務所パートナー 平成8年2月 米国ニューヨーク州弁護士登 録 平成10年12月 三宅坂綜合法律事務所パート ナー 平成28年1月 霞門綜合法律事務所パート ナー（現任） 平成29年7月 アルヒ株式会社社外監査役 （現任）	(注) 5	-
計						591,000

(注) 1. CSO: Chief Strategy Officer 最高戦略責任者

2. 取締役の山田 和広、井手 登喜子及び火浦 俊彦は、社外取締役であります。
3. 監査役の藤波 光雄及び今村 誠は社外監査役であります。
4. 平成29年10月13日付臨時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成29年10月13日付臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役を兼務する執行役員は除く。)の氏名、生年月日及び役職は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	役職
五十川 毅	昭和33年2月3日	執行役員副社長
市川 裕康	昭和40年1月25日	執行役員管理本部長
井上 明大	昭和41年12月14日	執行役員オペレーション本部長
岡田 通孝	昭和47年5月19日	執行役員法人営業本部長
荻野 大輔	昭和43年4月16日	執行役員FC本部長
土門 智康	昭和57年8月24日	執行役員マーケティング本部長
宮脇 訓晴	昭和48年3月6日	執行役員営業企画本部長
吉田 恵一	昭和29年8月26日	執行役員CFO
若松 智彦	昭和48年1月15日	執行役員財務本部長

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監視機能の強化及びコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針として認識しております。

企業統治の体制

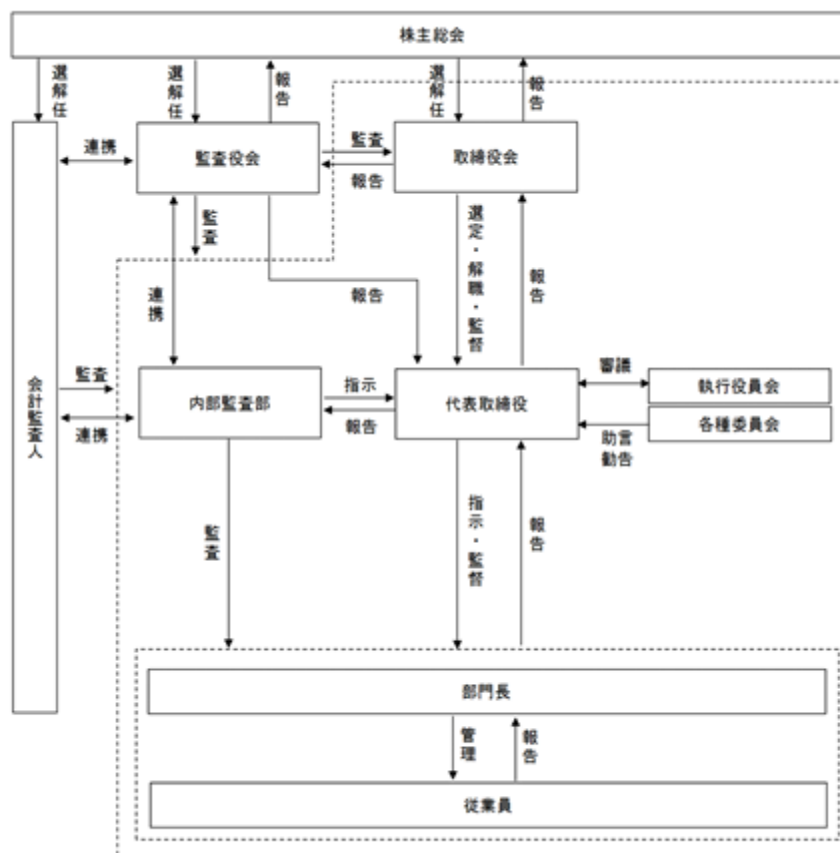
イ.企業統治の体制の概要

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役5名で構成され、基本理念である「ARUHI ミッション、ARUHI バリュー」を踏まえ、経営意思決定、経営監督機能を担っております。具体的には、原則として月1回開催され、中期経営計画などの経営戦略やコンプライアンス及びリスク管理にかかる基本方針を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関しては、執行役員制度の導入によって代表取締役会長兼社長CEO兼COO及び常務取締役CSOを含む執行役員計11名が担っております。また、社内取締役及び執行役員で構成される執行役員会を設置しており、取締役会の付議事項及び報告事項を事前に審議する機能に加え、代表取締役会長兼社長CEO兼COO決裁事項の諮問機関としての機能を有しております。監査役会については、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、各監査役・内部監査部及び会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンス体制の適正性の確保を図っております。

また、内部統制上重要な事項であるコンプライアンスやリスクマネジメントについては、委員会組織を設置し、基本方針・行動計画の決定及びモニタリング等を当該委員会にて実施しています。

これらの機関が相互に連携することにより、意思決定や業務遂行の健全性・透明性・効率性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社の企業統治の体制図は次のとおりであります。



ロ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを代表取締役をして全役員に徹底させるものとします。

b．当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとします。

c．当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その管轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせております。また、内部監査部を設置し、内部監査部が使用人による職務の執行を監査し、法令・定款・諸規則違反行為の防止を未然に図っております。内部監査部は、内部監査の結果について、6ヶ月に一度、代表取締役を通じて取締役会に報告するほか、監査役の求めに応じて報告するものとします。

d．当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為が他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部通報窓口を設置するものとします。

e．当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、コンプライアンス所管部署を中心として適宜必要な調査を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした対応をとるものとします。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記載又は記録して保存し、管理するものとします。

b．文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとします。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるグループE R M基本規程に従い、グループ全体の統合的なリスク管理を行います。

b．当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員及び必要な役職員に共有される体制を整備し、当該リスクに対処するものとします。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．当社は、取締役会の決議により取締役の掌管体制を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、業務執行の責任体制を明確にするものとします。

b．当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとします。

c．当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底します。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとします。

d．当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を可能とすることにより、業務執行機能の効率性を確保するものとします。

5) 当社における業務の適正を確保するための体制

a．当社は、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討及び業務の適正の確保のため、代表取締役、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門の部門長等により構成されるコンプライアンス委員会を設置するものとし、少なくとも四半期に一度当該委員会を開催のうえ、当社のコンプライアンス上の課題・問題の改善に向けた審議、検討を行うものとします。

b．取締役は、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、適宜、外部弁護士その他の専門家に対する相談を行うものとします。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとします。

b. 監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けないものとします。

7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとします。

- . 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
- . 経営に関する重要な事項
- . 内部監査に関連する重要な事項
- . 重大な法令・定款違反
- . その他取締役が重要と判断する事項

b. 取締役及び使用人は、監査役より前項第 号乃至第 号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとします。

c. 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備するものとします。

d. 取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行うものとします。

8) 当社の監査役への報告をした者が上記7)に関する報告を行ったことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、上記7)の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取り扱いを受けないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底するものとします。

9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備するものとする。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとします。

b. 当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとします。

八．内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当社の監査役会は監査役4名で構成され、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に従い、取締役会、各種委員会等の重要会議に出席するほか、内部監査部及び会計監査人等との連携を密にして、取締役の職務執行を監査しております。また、当社の業務全般の内部管理体制の適切性・有効性を検証することを目的として、代表取締役直属の組織として、内部監査部（内部監査部長1名、内部監査部員5名）を設置しており、独立性を確保した内部監査を実施しております。また、監査役会や会計監査人と連携することで、内部牽制組織が十分機能することに努めております。会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、下記の公認会計士により監査業務が執行されております。監査業務に係る補助者の構成については、監査法人の選定基準に基づき、公認会計士及び会計士補等を構成員とし、構成されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数（注）1
坂本 一朗	有限責任監査法人トーマツ	-
竹内 聡	有限責任監査法人トーマツ	-

（注）1．継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2．会計監査に係る補助者の構成は、公認会計士7名、その他4名となっております。なお、その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

二．社外役員が企業統治において果たす役割及び機能

1）社外取締役

本書提出日現在における当社の取締役は5名であり、そのうち山田和広、井手登喜子、火浦俊彦の3氏が社外取締役であります。これにより経営状況などについて外部の視点での意見を聴取し、取締役会の審議内容の充実を図る体制としております。

社外取締役の山田和広氏は、平成13年にカーライル・ジャパン・エルエルシーに入社され、平成24年1月より、同社の日本における代表者を務めております。当社は平成27年5月に締結したコンサルティング契約に基づき、カーライル・グループよりコンサルティングサービスの提供を受けておりましたが、本書提出日現在において、当該契約は終了しております。また、同氏は数多くの会社の社外取締役として企業経営に携わってきた経験を有しており、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えています。

社外取締役の井手登喜子氏は、平成26年にNEW Asurion Asia Pacific Japan合同会社（現アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社）に入社し、平成28年8月よりアシュリオン・ジャパン株式会社の代表取締役社長を務めております。なお、当社と同社の間に営業取引関係はありません。また、同氏は主に財務の専門家として企業経営に携わってきた経験を有しており、当社から独立の立場で、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えています。

社外取締役の火浦俊彦氏は、昭和61年にベイン・アンド・カンパニーに入社し、平成20年1月にベイン・アンド・カンパニー東京の代表パートナーに就任し、平成26年4月より同社の会長を務めております。なお、当社と同社の間に営業取引関係はありません。また、同氏は企業コンサルティングに従事してきた経験を有しており、当社から独立の立場で、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

当社では、コーポレートガバナンス・コードの要請に基づき、取引所が規定する独立性に関する判断基準に抵触しないこと、及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、社外取締役を選任しております。

2）社外監査役

本書提出日現在における当社の監査役は4名であり、そのうち藤波光雄、今村誠の2氏が社外監査役であります。これにより企業統治において経営監視の客観性を保持しつつ、中立性を確保する体制にあると考えております。

社外監査役の藤波光雄氏は、昭和57年に日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ）に入社し、同社の取締役を務めた後、平成13年6月にファイナンス・リサーチアンドサポート株式会社を設立し、同社の代表取締役を務めております。その他にも数多くの企業の社外役員を兼任しておりますが、当社との営業取引関係はありません。また、同氏は数多くの会社の社外役員として企業経営に携わってきた経験を有しており、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

社外監査役の今村誠氏は、昭和63年4月に森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）に入所し、平成28年1月より霞門綜合法律事務所のパートナーを務めております。なお、当社と同氏の間に営業取引関係はありません。また、同氏は会社法を専門分野とする弁護士としての経験を有しており、その経営に対する豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映できるものと考えております。

当社では、コーポレートガバナンス・コードの要請に基づき、取引所が規定する独立性に関する判断基準に抵触しないこと、及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、社外監査役を選任しております。

リスク管理体制の整備の状況

イ．リスク管理体制

当社は、全社的なリスク管理に関する規程として、グループERM基本規程を定め、リスク管理部署にて経営に係る各種リスクを認識し、適切に管理することとしております。

リスク管理体制としては、取締役会においてリスク管理方針の制定、リスク管理担当役員の選任を行い、リスク管理担当役員がリスク管理部署を管掌しております。また、リスク管理に関する重要事項を審議する場として、代表取締役の諮問機関としてERM委員会を設置しております。

ロ．コンプライアンス体制

当社は、全社的なコンプライアンスに関する規程として、コンプライアンス規程を制定し、法令遵守及び適正な業務運営の確保を実践しております。コンプライアンス体制としては、取締役会において、コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス担当役員の選任を行うとともに、コンプライアンス管理部署においてコンプライアンス体制の全体の運営状況のチェックを行っております。また、コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として、代表取締役の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	101,937	39,600	198	62,139	3
監査役 (社外監査役を除く。)	8,874	8,850	24	-	2
社外取締役	-	-	-	-	-
社外監査役	4,650	4,650	-	-	2

(注) 報酬等の総額、報酬等の種類別の総額は、最近事業年度における提出会社の役員を対象とし、当該役員の連結報酬額を記載しております。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬限度額は、株主総会の決議で決定し、役員各個の報酬額については、取締役会の諮問機関である報酬委員会においてその決定をしております。

八．提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

株式の保有状況

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。

取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項**イ．剰余金の配当の決定機関**

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項のうち、中間配当について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ロ．取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

ハ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、株主への利益還元等を目的とした機動的な自己株式の取得を可能にするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

（2）【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	34	7	52	-
連結子会社	13	-	14	-
計	48	7	66	-

【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社内規程の整備に係るアドバイザー業務であります。

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数などを勘案し、当社と同監査法人で協議のうえ、同監査法人の見積り報酬額の妥当性を精査のうえ、監査役会の同意を得た上で、取締役会の承認決裁を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）及び当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによるレビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及び国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適切に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構や監査法人等が主催するセミナーに参加しております。

また、国際会計基準に基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、国際会計基準に準拠するための社内マニュアル等を整備し、それらに基づく会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産			
現金及び現金同等物	8,26	12,033	13,345
売上債権	7,8	491	561
営業貸付金	7,8,27	29,141	36,688
預け金	7,8,27	3,932	4,073
未収入金	7,8	12,322	37
その他の金融資産	7,8,9,27	651	673
その他の資産	10	313	288
有形固定資産	11	275	309
のれん	12	24,464	24,464
無形資産	12	6,292	6,258
繰延税金資産	23	30	530
資産合計		89,950	87,230
負債			
預り金	7,8	11,879	10,477
リース債務	7,8,16	1,392	1,306
借入債務	7,8,15,27	57,037	50,709
引当金	17	82	94
未払法人所得税		450	1,641
その他の金融負債	7,8,13	399	556
その他の負債	14	1,286	1,784
負債合計		72,528	66,570
資本			
資本金	18	9,471	3,471
資本剰余金	18	9,048	15,051
自己株式	18	1,447	1,442
利益剰余金	18	349	3,579
親会社の所有者に帰属する持分		17,422	20,659
資本合計		17,422	20,659
負債・資本合計		89,950	87,230

【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産			
現金及び現金同等物		13,345	9,806
売上債権	7	561	528
営業貸付金	7	36,688	22,745
預け金	7	4,073	4,482
未収入金	7	37	81
その他の金融資産	7	673	679
その他の資産		288	189
有形固定資産		309	280
のれん		24,464	24,464
無形資産		6,258	7,657
繰延税金資産	10	530	1,770
資産合計		87,230	72,686
負債			
預り金	7	10,477	7,220
リース債務	7	1,306	1,417
借入債務	7	50,709	41,160
引当金		94	94
未払法人所得税		1,641	561
その他の金融負債	7	556	409
その他の負債		1,784	1,663
負債合計		66,570	52,528
資本			
資本金	8	3,471	3,471
資本剰余金	8, 9	15,051	10,138
自己株式	8	1,442	404
利益剰余金	8	3,579	6,952
親会社の所有者に帰属する持分		20,659	20,158
資本合計		20,659	20,158
負債・資本合計		87,230	72,686

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
継続事業			
営業収益	20	16,904	21,472
営業費用			
金融費用	21	2,607	3,654
販売費及び一般管理費	21	9,821	12,606
その他の費用	21	35	21
営業費用合計		12,464	16,282
その他の収益・費用			
その他の収益	22	26	4
その他の費用	22	1,361	329
その他の収益・費用合計		1,334	325
税引前利益		3,104	4,864
法人所得税費用	23	1,439	1,636
継続事業からの当期利益		1,665	3,227
非継続事業			
非継続事業からの当期損失	5	461	-
当期利益		1,204	3,227
当期利益の帰属			
親会社の所有者		1,204	3,227
当期利益		1,204	3,227
1株当たり当期利益（は損失）			
(親会社の所有者に帰属)			
基本的（円）			
継続事業	25	46.61	91.94
非継続事業	25	12.90	-
合計		33.70	91.94
希薄化後（円）			
継続事業	25	46.61	91.01
非継続事業	25	12.90	-
合計		33.70	91.01

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期利益		1,204	3,227
その他の包括利益			
純損益に振替えられる可能性のある項目			
キャッシュ・フロー・ヘッジ	24	42	-
税引後その他の包括利益		42	-
当期包括利益		1,247	3,227
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,247	3,227
当期包括利益		1,247	3,227

【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業収益	6	11,904	10,370
営業費用			
金融費用		2,297	1,361
販売費及び一般管理費		6,147	5,738
その他の費用		10	3
営業費用合計		8,456	7,103
その他の収益・費用			
その他の収益		2	2
その他の費用		132	130
その他の収益・費用合計		130	127
税引前利益		3,317	3,139
法人所得税費用	10	1,092	233
四半期利益		2,224	3,372
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		2,224	3,372
四半期利益		2,224	3,372
1株当たり四半期利益 (親会社の所有者に帰属)			
基本的(円)	11	63.36	95.84
希薄化後(円)	11	63.36	94.11

【第2四半期連結会計期間】

（単位：百万円）

	注記	前第2四半期連結会計期間 （自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
営業収益	6	5,890	4,942
営業費用			
金融費用		840	646
販売費及び一般管理費		3,265	2,960
その他の費用		0	1
営業費用合計		4,107	3,608
その他の収益・費用			
その他の収益		0	0
その他の費用		65	66
その他の収益・費用合計		64	66
税引前利益		1,718	1,267
法人所得税費用		566	435
四半期利益		1,152	832
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		1,152	832
四半期利益		1,152	832
1株当たり四半期利益 （親会社の所有者に帰属）			
基本的（円）	11	32.81	23.60
希薄化後（円）	11	32.81	23.18

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期利益		2,224	3,372
四半期包括利益		2,224	3,372
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,224	3,372
四半期包括利益		2,224	3,372

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半連結会計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
四半期利益		1,152	832
四半期包括利益		1,152	832
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,152	832
四半期包括利益		1,152	832

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
		資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 包括利益 累計額	合計	
平成27年4月1日残高		9,471	8,916	-	854	42	17,490	17,490
当期利益		-	-	-	1,204	-	1,204	1,204
その他の包括利益		-	-	-	-	42	42	42
当期包括利益合計		-	-	-	1,204	42	1,247	1,247
自己株式の取得	18	-	-	1,799	-	-	1,799	1,799
自己株式の処分	18	-	-	351	-	-	351	351
新株予約権	19	-	132	-	-	-	132	132
所有者との取引額合計		-	132	1,447	-	-	1,315	1,315
平成28年3月31日残高		9,471	9,048	1,447	349	-	17,422	17,422

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
		資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 包括利益 累計額	合計	
平成28年4月1日残高		9,471	9,048	1,447	349	-	17,422	17,422
当期利益		-	-	-	3,227	-	3,227	3,227
当期包括利益合計		-	-	-	3,227	-	3,227	3,227
減資	18	6,000	6,000	-	-	-	-	-
自己株式の処分	18	-	-	5	-	-	5	5
新株予約権	19	-	3	-	1	-	4	4
所有者との取引額合計		6,000	6,003	5	1	-	9	9
平成29年3月31日残高		3,471	15,051	1,442	3,579	-	20,659	20,659

【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
		資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	合計	
平成28年4月1日残高		9,471	9,048	1,447	349	17,422	17,422
四半期利益		-	-	-	2,224	2,224	2,224
四半期包括利益合計		-	-	-	2,224	2,224	2,224
自己株式の処分	8	-	-	5	-	5	5
新株予約権		-	1	-	1	3	3
所有者との取引額合計		-	1	5	1	8	8
平成28年9月30日残高		9,471	9,050	1,442	2,576	19,654	19,654

当第2四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
		資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	合計	
平成29年4月1日残高		3,471	15,051	1,442	3,579	20,659	20,659
四半期利益		-	-	-	3,372	3,372	3,372
四半期包括利益合計		-	-	-	3,372	3,372	3,372
自己株式の処分	8	-	39	79	-	118	118
自己株式の消却	8	-	959	959	-	-	-
配当金	9	-	3,999	-	-	3,999	3,999
新株予約権		-	6	-	-	6	6
所有者との取引額合計		-	4,913	1,038	-	3,874	3,874
平成29年9月30日残高		3,471	10,138	404	6,952	20,158	20,158

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		3,104	4,864
非継続事業からの税引前損失		650	-
減価償却費及び償却費		472	462
回収サービス資産償却費		1,065	1,994
受取利息		786	701
FVTPLの金融資産から生じる収益		1,343	1,042
支払利息		1,476	416
貸付債権流動化関連収益		1,541	1,714
子会社株式売却損	5	919	-
売上債権の増減額（は増加）		2,048	70
営業貸付金の増減額（は増加）		7,312	7,547
ファイナンス・リース債権の増減額（は増加）		3,340	-
預け金の増減額（は増加）		450	140
未収入金の増減額（は増加）		7,823	12,284
その他の金融資産の増減額（は増加）		90	34
その他の資産の増減額（は増加）		524	25
預り金の増減額（は減少）		7,294	1,401
引当金の増減額（は減少）		26	11
その他の金融負債の増減額（は減少）		108	112
その他の負債の増減額（は減少）		240	500
その他		203	175
小計		15,376	7,844
利息の受取額		2,155	1,743
利息の支払額		1,108	362
法人所得税の支払額		1,375	944
営業活動によるキャッシュ・フロー		15,047	8,281
投資活動によるキャッシュ・フロー			
無形資産の取得による支出	26	287	395
子会社の売却による収入	6,26	1,290	-
その他		4	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,007	381
財務活動によるキャッシュ・フロー			
新株予約権の発行による収入		4	2
自己株式の取得による支出		1,799	-
自己株式の処分による収入		351	5
短期借入金の純増減額（は減少）		2,117	1,282
流動化負債の増減額（は減少）		4,690	6,692
長期借入による収入		2,550	25
長期借入金の返済による支出		10,819	1,000
セール・アンド・リースバックによる収入	26	287	236
リース債務の返済による支出		842	446
財務活動によるキャッシュ・フロー		12,841	6,588
現金及び現金同等物の増減額（は減少）		3,213	1,311
現金及び現金同等物の期首残高		8,821	12,033
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	-
現金及び現金同等物の期末残高	26	12,033	13,345

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

注記	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
	（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）	（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	3,317	3,139
減価償却費及び償却費	220	255
回収サービス資産償却費	1,448	656
受取利息	399	269
FVTPLの金融資産から生じる収益	500	535
支払利息	176	262
貸付債権流動化関連収益	876	1,988
売上債権の増減額（は増加）	8	33
営業貸付金の増減額（は増加）	3,968	13,942
預け金の増減額（は増加）	22	409
未収入金の増減額（は増加）	12,148	44
その他の金融資産の増減額（は増加）	59	13
その他の資産の増減額（は増加）	22	99
預り金の増減額（は減少）	3,314	3,256
引当金の増減額（は減少）	11	0
その他の金融負債の増減額（は減少）	12	131
その他の負債の増減額（は減少）	12	104
その他	97	91
小計	16,059	11,545
利息の受取額	881	806
利息の支払額	151	235
法人所得税の支払額	433	2,087
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,356	10,028
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形資産の取得による支出	113	231
その他	8	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	104	223
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	2	6
自己株式の処分による収入	5	118
短期借入金の純増減額（は減少）	13,315	7,626
流動化負債の純増減額（は減少）	5,020	1,282
長期借入による収入	-	85
長期借入金の返済による支出	500	754
セール・アンド・リースバックによる収入	-	335
リース債務の返済による支出	227	226
配当金の支払額	9	3,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,054	13,343
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,803	3,538
現金及び現金同等物の期首残高	12,033	13,345
現金及び現金同等物の四半期末残高	9,230	9,806

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

アルヒ株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であり、登記されている本社の住所は、東京都港区六本木一丁目6番1号です。当社は、平成26年5月20日にCSMホールディングス株式会社という社名で設立され、平成27年5月1日にアルヒグループ株式会社に社名変更しております。その後、平成29年7月1日に旧アルヒ株式会社を吸収合併して、アルヒ株式会社に社名変更しております。当社の最終的な親会社はCJP CSM Holdings, L.P.であります。当社の連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、当社グループ）により構成されております。当社グループは、住宅ローン事業を主要事業として事業活動を行っております。事業の内容については、「4. 事業セグメント」に記載しております。

なお、連結財務諸表は、平成29年10月31日に代表取締役会長兼社長CEO兼COO 濱田宏及び最高財務責任者である執行役員CFO 吉田恵一によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) 国際会計基準に準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。

当社は、平成26年5月に新たに設立され、設立初年度の連結財務諸表より国際会計基準を適用していることから、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）第1号「国際財務報告基準の初度適用」の目的において要求事項や免除規定を適用しておりません。

(2) 測定的基础

連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品を除き、取得原価を基礎として作成しております。

なお、金融商品の公正価値を測定するために用いられる方法は「7. 金融商品の公正価値」に記載しております。

(3) 表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は当社の機能通貨である円であり、特に注釈のない限り、百万円未満を切り捨てにより表示しております。

(4) 見積り及び判断の利用

国際会計基準に準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積り、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積り及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直しており、会計上の見積りの修正は、修正した期間のみ影響を与える場合は修正が行われた当該期間に認識し、修正した期間及び将来の期間の双方に影響を及ぼす場合には当該期間及び将来の期間で認識しております。

以下は将来に関する主要な仮定及び報告期間末における見積りの不確実性の要因となる主な事項であり、これらは当連結会計年度及び翌連結会計年度以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

(a) 繰延税金資産

資産及び負債の会計上の帳簿価額と課税所得の計算に使用される対応する税務基準額との一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る税効果については、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において、期末日に制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、当該差異及び税務上の繰越欠損金の解消時において適用されると予測される税率を用いて繰延税金資産を認識しております。

(b) のれんの評価

当社グループが計上するのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。当該回収可能価額の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを使用しております。

(c) 金融商品の公正価値

当社グループが保有する金融商品の公正価値の見積りにおいては、観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法を使用しております。

(5) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より強制適用となった基準書及び解釈指針を適用しております。その概要は次のとおりであります。これらについて、当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

基準書及び解釈指針	概要
IFRS第7号 金融商品：開示	サービシング契約の譲渡金融資産に対する継続的関与の判断基準の明確化、金融資産及び金融負債の相殺表示に関する期中財務諸表への適用の明確化
国際会計基準（以下、「IAS」）第1号 財務諸表の表示	重要性に応じた開示の取扱いの明確化
IAS第16号 有形固定資産 IAS第38号 無形資産	収益を基礎とした減価償却及び償却方法は許容されないことを明確化
IAS第34号 期中財務報告	IAS第34号の要求情報が「期中財務報告書の他の部分」に表示される場合の取扱いの明確化

(6) 公表済で未発効の新設及び改訂された国際会計基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた基準書及び解釈指針のうち、当社グループが早期適用していないものは以下のとおりであります。これらの適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点では見積することはできません。

基準書及び解釈指針	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	概要
IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書	平成29年1月1日	平成30年3月期	財務活動に係る負債の変動の開示の改訂
IAS第12号 法人所得税	平成29年1月1日	平成30年3月期	未実現損失に関する繰延税金資産の認識の改訂
IFRS第2号 株式に基づく報酬	平成30年1月1日	平成31年3月期	株式に基づく報酬取引の分類及び測定の改訂
IFRS第9号 金融商品	平成30年1月1日	平成31年3月期	金融資産の分類及び測定、減損及びヘッジ会計改訂
IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益	平成30年1月1日	平成31年3月期	収益認識に関する会計処理の改訂
IFRS第16号 リース	平成31年1月1日	平成32年3月期	リースに関する会計処理の改訂
IFRIC第23号 法人所得税の処理に関する不確実性	平成31年1月1日	平成32年3月期	法人所得税の処理に不確実性が存在する場合の会計処理に関する規定
IFRS第17号 保険契約	平成33年1月1日	平成34年3月期	保険契約についての首尾一貫した会計処理を策定

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

(a) 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。また、支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、並びに投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力の全ての要素を有している場合をいいます。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配喪失日までの間、連結財務諸表に含まれます。子会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、原則として親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(b) 企業結合

当社グループは、企業結合に対して「取得法」を適用しております。企業結合時に移転した対価は、当社グループに移転した資産、被取得企業の旧所有者に対する当社グループの負債、そして当社グループが発行した資本持分の当社グループの支配獲得日（以下、取得日）の公正価値の合計として測定しております。

取得日において、識別可能な取得した資産及び引受けた負債は、主に以下を除き、取得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に係る資産（又は負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。

当社グループは、移転された対価と取得日時時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個々の企業結合ごとに選択しております。

負債又は資本性金融商品の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

段階的に支配が達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失があれば純損益に認識しております。

(c) 支配の喪失を伴わない持分の変動

支配を喪失しない持分の変動は、資本取引として処理しております。当社グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整され、「非支配持分を調整した金額」と「支払対価又は受取対価の公正価値」との差額は、資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属します。

(d) 支配の喪失

当社グループが投資の処分により子会社の支配を喪失する場合、処分損益は「受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計」と「子会社の資産（のれんを含む）、負債及び非支配持分の従前の帳簿価額」との差額として算定し、純損益として認識しております。

子会社について、従前にその他の包括利益で認識されていた金額は、当社グループが関連する資産又は負債を直接処分した場合と同様に処理しております。

(2) 外貨

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。但し、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

(3) 金融商品

(a) 認識

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産及び金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」という。）及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」という。）を除き、金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算しております。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(b) 分類

1) 非デリバティブ金融資産

金融資産はその性質と保有目的により（ ）FVTPLの金融資産、（ ）満期保有目的投資、（ ）貸付金及び債権、（ ）売却可能金融資産に分類しております。

i) FVTPLの金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているものについては、公正価値で当初測定し、その変動を純損益として認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、純損益として認識しております。

ii) 満期保有目的投資

支払額が固定又は決定可能であり、かつ、満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは満期保有目的投資に分類しております。当初認識後、満期保有目的投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

iii) 貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは貸付金及び債権に分類しております。当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

iv) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、当初認識時に売却可能に指定されたもの、又は他のいずれの分類にも該当しないものはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」という。）として売却可能金融資産に分類しております。当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。但し、売却可能金融資産に減損の客観的証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えております。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益及び受取配当金は、純損益で認識しております。売却可能金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えております。

2) 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債として、借入債務及び預り金等を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

3) デリバティブ金融資産・負債及びヘッジ会計

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しております。

金利の変動等によるリスクに対処するため、金利スワップ契約といったデリバティブを締結しております。当該デリバティブをキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジの開始時に、ヘッジを行うための戦略に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係について文書

化しております。さらに、ヘッジの開始時及びヘッジ期間中に、ヘッジ手段がヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象キャッシュ・フローの変動を相殺するのに極めて有効であるかどうかを継続的に評価しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、かつ適格なデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益として認識しております。利得又は損失のうち重要な非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

その他の包括利益で認識されていた金額は、ヘッジ対象が純損益として認識された期に、連結損益計算書における認識されたヘッジ対象と同じ項目において純損益に振り替えております。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結若しくは行使された場合、又はもはやヘッジ会計として適格でない場合には、ヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計が適用されないデリバティブは、FVTPLの金融資産又はFVTPLの金融負債に分類され、当該分類に基づいて会計処理しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

(d) 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(e) 金融資産の減損

FVTPLの金融資産以外の金融資産は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象がその金融資産の見積予想キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積れるマイナスの影響を有している場合に減損損失を認識しております。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しく又は長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しております。

当社グループは減損の客観的な証拠が存在するかについての判定を毎期末日に行っております。

当社グループは満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損損失は、帳簿価額と当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益で認識しております。減損を認識した資産に対する利息収益は、時の経過に伴う割引額の戻入れを通じて引き続き認識しております。また、売却可能金融資産の減損損失は帳簿価額と公正価値との差額として測定し、純損益で認識しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権について減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益で戻入れております。売却可能資本性金融資産については、減損損失の戻入れは行いません。

(f) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。

(4) リース

当社グループがリースの借手であるファイナンス・リース

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識され、当初認識後は当該資産に適用される会計方針に基づいて処理しております。

(5) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接付随する費用及び、資産除去債務の当初見積額が含まれます。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却費

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

有形固定資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	減価償却方法
建物附属設備	10年	定額法
工具器具及び備品	5～8年	定額法
リース資産	2～6年	定額法

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(6) のれん及び無形資産

(a) 企業結合により取得したのれん及び無形資産

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは連結財政状態計算書上、のれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1)連結の基礎 (b)企業結合」に記載しております。企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しております。

無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当社グループが取得したその他の無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

(c) 償却

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、主として定額法によって純損益で認識しております。

無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	5年	定額法
リース資産（注1）	5年	定額法
回収サービス資産	28年	（注2）

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

（注1）リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの一部について、セール・アンド・リースバック取引により、リース資産に振替計上し、これについては、従来からの償却方法を継続適用しております。

（注2）回収サービス資産については回収予定期間における回収見込額に応じて償却しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又はまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位内の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずはその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

(8) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは付与日における資本性金融商品の公正価値で測定しております。公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、権利確定期間にわたって定額法により費用計上し、同額を資本の増加として認識しております。毎期末日において、権利行使が予想されるストック・オプションの数の見積りを修正します。当初の見積りの修正の影響があれば、累積費用が修正された見積りを反映するように純損益で認識し、対応して資本を修正します。

(9) 従業員給付

当社グループでは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しており、当連結会計年度に純損益で認識した確定拠出型年金制度の拠出は47百万円（前連結会計年度は40百万円）であります。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を使用し、現在価値に割り引いております。

(11) 収益

当社グループは、収益を信頼性をもって測定することができ、将来の経済的便益が流入される可能性が高く、以下に記載の当社グループの活動別の認識要件を満たしている場合に収益を認識しております。

(a) オリジネーション・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

(b) サービシング・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、債権管理回収に係るサービシング・フィー等を役務の提供完了日に認識しております。

(c) 貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、もはや認識しない部分に配分された帳簿価額とその対価との差額を、譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

(d) 受取利息

受取利息は時間の経過によって実効金利法で認識しております。債権の減損が発生する場合、当社グループは債権金額の帳簿価額を回収可能額（見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金額）まで減損し、時間の経過によって増加する部分は受取利息として認識しております。

(e) 受取配当金

受取配当金は配当金を受ける権利が確定した時点で認識しております。

(12) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、及びその他の包括利益又は直接資本で認識される項目から生じる税金を除き、純損益で認識しております。当期税金は税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定又は実質的に制定されている税率及び税法を使用しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施しております。

但し、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異には認識しておりません。

繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しております。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日に制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当該税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

(13) 資本金

普通株式は、資本及び資本剰余金に計上しております。新株の発行に直接帰属する付随費用（税効果考慮後）は、発行価額の割合に応じて資本金及び資本剰余金から控除しております。

(14) 1株当たり情報

当社グループは、親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を開示しております。基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、親会社の所有者に帰属する当期純損益及び自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

(15) セグメント報告

事業セグメントとは、当社グループ内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動に従事する当社グループの構成単位の1つであります。全ての事業セグメントの業績の成果は、個別にその財務諸表が入手可能であり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。当社の取締役会に報告されるセグメントの業績の成果は、セグメントに直接帰属する項目及び合理的な理由に基づき配分することができる項目を含んでおります。

(16) 非継続事業

当社グループは、すでに処分された事業セグメントを非継続事業に分類しております。

4．事業セグメント

(1) 一般情報

当社グループの事業内容は、長期固定金利の「フラット35」をはじめ、変動金利や固定選択型住宅ローンの貸付、回収及びこれに付帯する各種保険の販売等であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは単一となっております。

(2) サービスに関する情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
融資実行業務	10,332	61.1	14,791	68.9
債権管理回収業務	1,740	10.3	2,190	10.2
保険関連収益	947	5.6	816	3.8
ファイナンス業務	3,670	21.7	3,459	16.1
その他業務	213	1.3	214	1.0
合計	16,904	100.0	21,472	100.0

(3) 地域に関する情報

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(4) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

5．非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社グループは非継続事業の区分について、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類された構成単位で、次のいずれかに該当するものを非継続事業として認識しております。

- ・独立の主要な事業分野又は営業地域を表す
- ・独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である
- ・転売のみを目的に取得した子会社

このため、当社グループのリース事業子会社であったアルヒリース株式会社（現、FAリーシング株式会社）を平成27年11月30日に三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社に譲渡したことから、前連結会計年度において、リース事業を非継続事業に分類し、継続事業と非継続事業を区分して表示しております。

(2) 非継続事業の損益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
非継続事業		
営業収益	570	-
営業費用		
金融費用	199	-
販売費及び一般管理費	102	-
その他の費用	0	-
営業費用合計	302	-
その他の収益・費用		
その他の収益	0	-
その他の費用	0	-
その他の収益・費用合計	0	-
税引前利益	268	-
法人所得税費用	89	-
税引後利益	178	-
子会社株式売却損	919	-
子会社株式売却損に係る 法人所得税費用	279	-
非継続事業からの当期損失	461	-
当期損失の帰属		
親会社の所有者	461	-
当期損失	461	-

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
非継続事業に関わるキャッシュ・フ ロー		
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,756	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (注)	1,289	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,278	-
合計	766	-

(注) 前連結会計年度において、リース事業子会社の売却による収入が含まれております。

6. 子会社の譲渡

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成27年11月30日付でリース事業子会社であったアルヒリース株式会社（現、FAリーシング株式会社）を三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社に譲渡しております。

譲渡対価は3,500百万円であり、全て現金で受け取っております。

（単位：百万円）

	子会社の譲渡による キャッシュ・イン
現金による譲渡対価	3,500
譲渡した子会社が保有する現金及び現金同等物	2,209
子会社の譲渡によるキャッシュ・イン	1,290

譲渡資産及び負債は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額
資産	21,842
負債	17,498

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

7. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいては、市場価値に基づく価額により見積っております。市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積っております。市場価格がない金融商品のうち、レベル3に分類している金融商品については、デフォルト確率、早期返済率等の重要な観察不能インプットを基に、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積っております。

(a) 売上債権、未収入金、預り金及びその他の金融負債

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

(b) 営業貸付金

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(c) 預け金

将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(d) その他の金融資産

満期又は決済までの期間が短期のものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。満期又は決済までの期間が長期のものは、将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法、若しくはファンドごと及び一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法等により、公正価値を見積っております。

(e) リース債務、借入債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。なお、短期間で決済されるリース債務、借入債務については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

(a) 金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額				公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
売上債権	-	-	491	491	491
営業貸付金	6,016	-	23,124	29,141	30,414
預け金	-	-	3,932	3,932	4,052
未収入金	-	-	12,322	12,322	12,322
その他の金融資産	-	-	651	651	679
合計	6,016	-	40,522	46,539	47,960

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			合計	公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産		
売上債権	-	-	561	561	561
営業貸付金	22,817	-	13,871	36,688	37,931
預け金	-	-	4,073	4,073	4,180
未収入金	-	-	37	37	37
その他の金融資産	-	-	673	673	711
合計	22,817	-	19,217	42,034	43,422

(b)金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
預り金	-	11,879	11,879	11,879
リース債務	-	1,392	1,392	1,393
借入債務	-	57,037	57,037	57,455
その他の金融負債	-	399	399	399
合計	-	70,709	70,709	71,127

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
預り金	-	10,477	10,477	10,477
リース債務	-	1,306	1,306	1,310
借入債務	-	50,709	50,709	50,834
その他の金融負債	-	556	556	556
合計	-	63,049	63,049	63,178

(3)公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

(a)連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	-	-	-
営業貸付金	-	6,016	-	6,016
預け金	-	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
その他の金融資産	-	-	-	-
金融資産合計	-	6,016	-	6,016
金融負債				
預り金	-	-	-	-
リース債務	-	-	-	-
借入債務	-	-	-	-
その他の金融負債	-	-	-	-
金融負債合計	-	-	-	-

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	-	-	-
営業貸付金	-	22,817	-	22,817
預け金	-	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
その他の金融資産	-	-	-	-
金融資産合計	-	22,817	-	22,817
金融負債				
預り金	-	-	-	-
リース債務	-	-	-	-
借入債務	-	-	-	-
その他の金融負債	-	-	-	-
金融負債合計	-	-	-	-

(b)連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	491	-	491
営業貸付金	-	86	24,311	24,398
預け金	-	4,052	-	4,052
未収入金	-	12,322	-	12,322
その他の金融資産	-	357	322	679
金融資産合計	-	17,310	24,633	41,943
金融負債				
預り金	-	11,879	-	11,879
リース債務	-	1,393	-	1,393
借入債務	-	41,049	16,405	57,455
その他の金融負債	-	399	-	399
金融負債合計	-	54,721	16,405	71,127

なお、レベル間の振替を生じさせる事象又は状況は生じておりません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	561	-	561
営業貸付金	-	75	15,038	15,113
預け金	-	4,180	-	4,180
未収入金	-	37	-	37
その他の金融資産	-	429	282	711
金融資産合計	-	5,284	15,321	20,605
金融負債				
預り金	-	10,477	-	10,477
リース債務	-	1,310	-	1,310
借入債務	-	41,498	9,336	50,834
その他の金融負債	-	556	-	556
金融負債合計	-	53,842	9,336	63,178

なお、レベル間の振替を生じさせる事象又は状況は生じておりません。

(4)評価プロセス

レベル3に分類している金融商品については、社内規定に基づき、公正価値を測定しております。対象となる金融商品のリスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法とインプットを採用しております。

8. 金融リスク管理

当社グループは長期的かつ安定的な収益確保の観点から、金融リスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築・運営しております。当社グループは信用リスク、流動性リスク、市場リスク等のリスクにさらされております。

当社グループはこれらのリスクに対処するため、リスク管理担当役員及びリスク管理部門を設置・運用しており、明文化されたリスク管理規程等の定めに基づき、各種リスク管理手続を実施しております。特に、リスク管理の必要性が高い項目については、リスクマネジメント委員会を適宜開催し、組織的なリスクの検証、対応策の検討を行った上で、取締役会にて承認を経る手続を実施しております。

当社グループの金融リスクの状況及び管理方法は次のとおりであります。

(1)信用リスク

(a)信用リスクの概要

当社グループの信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスクの主な管理対象は、当社グループの住宅ローン事業の融資業務により生じる住宅ローン債権であります。住宅ローン事業の主力商品である「フラット35」については、融資実行と同時に住宅金融支援機構へと債権が譲渡されるため、通常信用リスクは発生致しません。その他の住宅ローン債権についても、原則として流動化・証券化の手法を用いて信用リスクの分離・軽減が施されており、一部の商品については、住宅金融支援機構による債務保証を受けることで信用補完を行っております。これらの住宅ローン債権は主に低金利かつ担保を付した比較的安全な債権であり、さらに融資対象者を全国の個人顧客とすることでリスク分散が図られております。

(b)信用リスクに対する最大エクスポージャーの程度

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示される金融資産の帳簿価額であります。

(c)担保とその他信用補完を評価・管理する政策と手続

当社グループの保有する担保は、主力商品である住宅ローンの物的担保となる抵当権であり、当該抵当権の対象不動産の評価は社内及び証券化契約において設定した審査基準に基づいて行っております。担保提供者は主に住宅ローン債務者及び連帯保証人（以下、債務者等）であり、当該債務者等の属性についても上記審査基準を用いて適切な対象者であることを審査しております。当該抵当権は、一部の債権を除き、原則として第一順位の抵当権が設定されているため、債務者が債務不履行を起こした場合、目的物から優先的に弁済を受け取ることができます。

(d)信用リスクの集中

1) 国家別信用リスクの集中

当社グループの営業活動が日本国内でのみ行われているため、信用リスクを有している金融資産の国家別信用リスクは、全額日本に対する信用リスクであります。

2) 格付け等級別の信用リスクの集中

当社グループは顧客に対して内部規定に従って信用度及び住宅の担保価値を評価して取引しており、各顧客に対する内部的な格付けを付与しないため、格付け等級別の記載は省略しております。

(e)信用健全性

1) 延滞されず、減損されない金融資産

当社グループは、延滞・減損されない金融資産に対しては住宅を担保として取引をすることによって信用管理をしております。また、金融資産の大部分を銀行に差し入れており、別途、格付け評価を通じた信用リスク管理は実施しておりません。

2) 貸出条件を調整しなかった場合に延滞・減損される金融資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末現在、貸出条件を調整した金融資産はありません。

3) 延滞したが、減損していない金融資産

下記は担保の取得などにより回収が見込まれる金額を含んでおります。現時点において、減損の必要性はないと判断しております。

前連結会計年度末現在、延滞したが減損していない金融資産の年齢分析内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	延滞日数				合計
	30日以下	60日以下	90日以下	90日超	
営業貸付金	369	133	50	65	619

当連結会計年度末現在、延滞したが減損していない金融資産の年齢分析内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	延滞日数				合計
	30日以下	60日以下	90日以下	90日超	
営業貸付金	318	147	18	40	525

4) 減損された金融資産

前連結会計年度末現在、減損している金融資産は次のとおりであります。一方、担保の公正価値に対しては、対象となる担保物件が個人の有している不動産で、公正価値の算定が実務上難しいため、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	減損損失認識前の 帳簿価額	減損金額	減損損失認識後の 帳簿価額
営業貸付金	357	122	234

当連結会計年度末現在、減損している金融資産は次のとおりであります。一方、担保の公正価値に対しては、対象となる担保物件が個人の有している不動産で、公正価値の算定が実務上難しいため、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	減損損失認識前の 帳簿価額	減損金額	減損損失認識後の 帳簿価額
営業貸付金	476	257	218

5) 担保権の実行等によって取得した資産

前連結会計年度及び当連結会計年度中に担保権の実行等によって取得した金融資産や非金融資産として国際会計基準の認識基準を満たしている資産はありません。

(2)流動性リスク

当社グループは流動性リスク管理の主管部署として財務部を設置し、財務部は当社グループの主力商品である住宅ローン及び当該住宅ローンの前提となるつなぎ融資に必要な融資実行資金を確保するため、金融機関からの銀行借入枠の設定や資金調達を目的とした流動化・証券化のスキームの組成を行っております。財務部は予測したキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローを観察し、適切な時期に銀行借入及び債権流動化を行うことで流動性リスクを管理しております。

(a)流動性リスクの概要

1) 流動性リスクの定義

当社グループの流動性リスクとは、「当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

2) 流動性リスクの発生要因

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローンの融資実行が日々行われるため、日々資金調達が生じる一方、融資実行によって生じた貸付債権を住宅金融支援機構に譲渡した際の譲渡代金の入金日が毎月一定日に定められているため、資金調達日と入金日の相違が流動性リスクの発生要因となります。

3) 日次ベースでの流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、財務部において必要な資金データの収集を行い、3営業日先までの資金需要を予測し、手元流動性の減少が予想される場合には、取引先から借入等を行うことで手元流動性を維持しております。

4) 中長期での流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、中長期事業計画を定期的に検討することで、将来の流動性リスクの分析を行うとともに、定期的にリスクマネジメント委員会を開催しております。

5) 取引金融機関との契約

当社グループは、流動性リスクの軽減を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約、タームローン契約、当座貸越契約及び債権流動化契約等の流動性を補完するための契約を締結しておりますが、それらの契約には、財務制限条項が付されております。

(b) 金融負債の種類別の満期分析

前連結会計年度（平成28年3月31日）

金融負債の満期分析は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	1年以下	1年超過5年以下	5年超過	合計
預り金	11,861	18	-	11,879
リース債務	413	978	-	1,392
借入債務	22,730	28,489	5,818	57,037
その他の金融負債	399	-	-	399
合計	35,405	29,485	5,818	70,709

当社グループが締結しているコミットメントライン契約及び当座貸越契約の未使用残高は751百万円であります。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

金融負債の満期分析は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	1年以下	1年超過5年以下	5年超過	合計
預り金	10,460	16	-	10,477
リース債務	418	888	-	1,306
借入債務	23,530	23,808	3,369	50,709
その他の金融負債	556	-	-	556
合計	34,966	24,714	3,369	63,049

当社グループが締結しているコミットメントライン契約及び当座貸越契約の未使用残高は1,269百万円であります。

(3) 市場リスク

当社グループの市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク」と定義しております。

当社グループの市場リスクの主な管理対象は貸付債権及び劣後受益権であります。これらの金融資産のほとんどは流動化・証券化された長期固定金利の住宅ローン債権及びそれに裏付けられた劣後受益権であります。この場合、貸付先である顧客から回収する利息と資金調達先に当たる投資家へ支払う配当は共に固定金利であり、金利のミスマッチによる市場リスクは限定されております。一方で、当社グループが保有する流動化・証券化されていない一部の住宅ローン債権については、市場金利の急激な変動により金融機関からの調達金利が大きく上昇した場合には、損失を被る可能性があります。

なお、当社グループの有利子負債のうち、一部は変動金利であり、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

（金利感応度分析）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
税引前損益への影響額（は減少額）	412	414

(4)金融資産の譲渡

当社グループは貸付債権の流動化取引を行っております。流動化取引の主なものは、住宅ローン事業により認識した住宅ローン債権の流動化取引であります。当社グループは、資金調達を目的として住宅ローン債権を金融機関に譲渡し、現金及び譲渡した債権に対する劣後持分を取得いたします。

これらの流動化において組成されたストラクチャード・エンティティの投資家は、当該ストラクチャード・エンティティの保有する資産に対してのみ遡及でき、当社グループの他の資産に対しては遡及できません。当社グループは、これらの組成されたストラクチャード・エンティティへの契約外の支援の提供及び潜在的な支援の合意を行っておらず、流動化に関連するこれらの組成されたストラクチャード・エンティティに対する関与の主な内容は、流動性補完、限定的な信用補完の提供、債権の回収代行及び回収代行に係る手数料の受取であります。

・全体の認識が中止された金融資産の譲渡

当社グループは住宅ローン債権を非連結のストラクチャード・エンティティ等に譲渡しております。前連結会計年度における全体の認識が中止された住宅ローン債権の譲渡による譲渡利益は2,419百万円、当連結会計年度における全体の認識が中止された住宅ローン債権の譲渡による譲渡利益は2,120百万円であります。

なお、当該劣後持分に基づく、認識の中止を行った金融資産に対する継続的関与から生じる損失のエクスポージャーは、「27. 他の企業への関与（3）ストラクチャード・エンティティ」に記載した損失の最大エクスポージャーに含まれております。

・全体が認識の中止となるわけではない金融資産の譲渡

認識の中止の要件を満たさない方法で譲渡された金融資産及び関連する負債に関する帳簿価額と、譲渡資産に関連する負債が譲渡資産のみに遡求権を有している場合の公正価値は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

譲渡資産の帳簿価額	22,478
関連する負債の帳簿価額	16,051

（譲渡資産のみに遡及権を有する負債に関する金融資産及び金融負債の公正価値）

譲渡資産の公正価値	23,601
関連する負債の公正価値	16,452
正味ポジション（純額）	7,148

譲渡資産と関連する負債の主な差額は、流動化にあたり当社グループが保有している劣後持分であります。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

譲渡資産の帳簿価額	13,657
関連する負債の帳簿価額	9,358

（譲渡資産のみに遡及権を有する負債に関する金融資産及び金融負債の公正価値）

譲渡資産の公正価値	14,416
関連する負債の公正価値	9,468
正味ポジション（純額）	4,947

譲渡資産と関連する負債の主な差額は、流動化にあたり当社グループが保有している劣後持分であり
ます。

9. その他の金融資産

当社グループのその他の金融資産の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年3月31日）	当連結会計年度 （平成29年3月31日）
劣後受益権	294	241
立替金	9	35
差入保証金	314	376
貸付金	32	19
その他	0	0
合計	651	673

10. その他の資産

当社グループのその他の資産の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年3月31日）	当連結会計年度 （平成29年3月31日）
前払費用	284	260
貯蔵品	9	15
その他	19	11
合計	313	288

11. 有形固定資産

有形固定資産の現況

有形固定資産の取得原価の増減は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

取得原価	建物附属設備	工具器具 及び備品	リース資産 （注2）	その他	合計
平成27年4月1日	1	7	274	76	359
取得	9	0	133	3	146
子会社の譲渡による減少	1	2	-	1	5
売却又は処分（注1）	9	1	105	2	120
平成28年3月31日	0	3	301	75	380
取得	-	1	111	10	123
売却又は処分（注1）	-	-	76	-	76
平成29年3月31日	0	4	337	86	428

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物附属設備	工具器具 及び備品	リース資産 (注2)	その他	合計
平成27年4月1日	0	1	69	5	77
子会社の譲渡による減少	0	0	-	0	1
売却又は処分(注1)	0	1	67	0	68
減価償却費	0	1	86	9	97
平成28年3月31日	0	1	88	14	104
売却又は処分(注1)	-	-	49	-	49
減価償却費	0	0	53	10	64
平成29年3月31日	0	2	92	25	119

有形固定資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

帳簿価額	建物附属設備	工具器具 及び備品	リース資産 (注2)	その他	合計
平成27年4月1日	1	5	205	70	282
平成28年3月31日	0	1	212	60	275
平成29年3月31日	0	2	245	61	309

（注1）売却・処分

前連結会計年度及び当連結会計年度において、重要な売却・処分の発生はありません。

（注2）ファイナンス・リースによるリース資産

各連結会計年度におけるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

帳簿価額	建物附属設備	工具器具及び備品	合計
平成27年4月1日	133	71	205
平成28年3月31日	185	27	212
平成29年3月31日	153	91	245

12. 無形資産

(1) のれんを含む無形資産の現況

のれんを含む無形資産の取得原価の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	ソフトウェア	リース資産 (注1)	回収サービス 資産(注2)	のれん	合計
平成27年4月1日	170	1,261	4,747	24,464	30,644
取得	255	287	1,541	-	2,084
子会社の譲渡による減少	9	-	-	-	9
売却又は処分	328	-	371	-	699
その他	-	-	315	-	315
平成28年3月31日	88	1,549	6,232	24,464	32,334
取得	439	236	1,714	-	2,391
売却又は処分	266	-	314	-	581
その他	-	-	198	-	198
平成29年3月31日	261	1,786	7,830	24,464	34,343

のれんを含む無形資産の償却累計額及び減損損失累計額の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

償却累計額 及び 減損損失累計額	ソフトウェア	リース資産 (注1)	回収サービス 資産(注2)	のれん	合計
平成27年4月1日	10	176	370	-	556
子会社の譲渡による減少	4	-	-	-	4
売却又は処分	40	-	371	-	412
償却費(注3)	40	331	1,065	-	1,437
平成28年3月31日	4	507	1,064	-	1,576
売却又は処分	29	-	314	-	344
償却費(注3)	46	347	1,994	-	2,388
平成29年3月31日	22	855	2,743	-	3,620

のれんを含む無形資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	ソフトウェア	リース資産 (注1)	回収サービス 資産(注2)	のれん	合計
平成27年4月1日	160	1,085	4,376	24,464	30,087
平成28年3月31日	83	1,041	5,167	24,464	30,757
平成29年3月31日	239	931	5,087	24,464	30,722

(注1) ファイナンス・リースによるリース資産

各連結会計年度におけるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	ソフトウェア	合計
平成27年4月1日	1,085	1,085
平成28年3月31日	1,041	1,041
平成29年3月31日	931	931

(注2) 貸付債権流動化時に計上した回収サービス資産であります。

(注3) 償却費は、連結損益計算書上、「金融費用」及び「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

(2)のれんの帳簿価額等の内訳

企業結合で生じたのれんは、全て住宅ローン事業に係るものであります。

のれん及び無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。使用価値は経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。成長率は資金生成単位が属する市場又は国の長期平均成長率を勘案して決定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において使用した成長率は0.5%であります。また、使用価値の測定で使用した税引前割引率は、前連結会計年度においては12.6%、当連結会計年度においては12.8%であります。

なお、住宅ローン事業の使用価値は帳簿価額を十分に上回っており、使用価値の算定の基礎とした主要な仮定である税引前割引率及び成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

仮に回収可能価額と帳簿価額が等しくなるのは、成長率を考慮した事業計画上の各期の見積りキャッシュ・フローが28.4%減少した場合、又は、税引前割引率が5.5%上昇した場合であります。

13. その他の金融負債

当社グループのその他の金融負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
仕入債務	28	24
未払金	370	532
合計	399	556

14. その他の負債

当社グループのその他の負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未払費用	953	995
未払賞与	-	106
未払消費税等	165	409
その他租税債務	47	139
前受収益	0	-
前受金	117	128
その他	2	4
合計	1,286	1,784

15. 借入債務

(1)借入債務の構成内訳

当社グループの借入債務の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	平均利率(注1)	返済期限(注2)
短期借入金	19,249	0.7%	-
1年内の返済予定長期借入金	1,000	0.9%	-
長期借入金(注3)	20,737	1.0%	平成29年～平成32年
流動化に伴う借入債務(注4)	16,051	-	平成28年～平成47年
合計	57,037	-	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)	平均利率(注1)	返済期限(注2)
短期借入金	20,531	0.7%	-
1年内の返済予定長期借入金	1,504	0.8%	-
長期借入金(注3)	19,315	0.9%	平成30年～平成34年
流動化に伴う借入債務(注4)	9,358	-	平成29年～平成47年
合計	50,709	-	-

(注1)平均利率は、各連結会計年度末残高に対する表面利率の加重平均であります。

(注2)返済期限は、各連結会計年度末残高に対する返済期限であります。

(注3)平成28年2月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとする金銭消費貸借契約書(変更契約書)を締結しており、主な契約内容は、以下のとおりです。

借入金額

タームローンA：8,000百万円

タームローンB：13,963百万円

返済期限

タームローンA：平成28年8月末より、6ヶ月ごとに以下の金額を返済

(単位：百万円)

弁済日	金額
平成28年8月末日	500
平成29年2月末日	500
平成29年8月末日	750
平成30年2月末日	750
平成30年8月末日	900
平成31年2月末日	900
平成31年8月末日	900
平成32年2月末日	1,100
平成32年8月20日	1,700

タームローンB：期限(平成32年8月20日)一括返済

金利

TIBOR（東京銀行間取引金利）+ スプレッド

なお、スプレッドはフィナンシャルコベナント等計算書（ 1 ）におけるレバレッジ・レシオ（ 2 ）に応じて、契約書においてあらかじめ定められた数値が適用されます。

- （ 1 ） 決算期末及び中間期末における財務制限条項の遵守状況を、貸付人に報告するために作成される計算書
- （ 2 ） 有利子負債 / EBITDA（ 3 ）
- （ 3 ） 税引前利益に、税引前利益の計算において控除される減価償却費・支払利息等の調整の他、貸付人との契約上の取り決めによって調整される項目を含んだもの

契約変更に伴い消滅した主な借入人の義務

決算期毎の貸付人への決算報告会の開催

約定された資金用途に限定した貸付金の利用

本契約で許容されている金融債務以外の新たな金融債務の負担の禁止

強制期限前弁済条項に備えたりザーブ口座での資金維持

本契約で許容された範囲を超える設備投資及び投融資の禁止

株式保有以外の事業遂行の禁止

- （注4）流動化に伴う借入債務は、債権の流動化を通じて調達した資金を計上したものであり、証券化した貸付債権のうち、金融資産の認識を中止せず当社グループの資産として認識しているものに対応する部分を負債として認識しております。

(2)担保差入資産

前連結会計年度（平成28年3月31日）

担保に供している資産は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年3月31日）
現金及び現金同等物	187
営業貸付金	29,141
預け金	3,040
未収入金	12,318
その他の金融資産	129
合計	44,817

- （注）上記のほか、連結上消去されている子会社株式42,770百万円及び関係会社長期貸付金3,710百万円があります。

対応する債務は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年3月31日）
預り金	300
借入債務	40,986
合計	41,286

当連結会計年度（平成29年3月31日）

担保に供している資産は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
現金及び現金同等物	963
営業貸付金	36,688
預け金	3,362
未収入金	18
その他の金融資産	124
合計	41,157

(注) 上記のほか、連結上消去されている子会社株式42,770百万円及び関係会社長期貸付金5,240百万円があります。

対応する債務は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
預り金	400
借入債務	39,526
合計	39,926

(3)財務制限条項

当社の有利子負債に付されている財務制限条項

当社の有利子負債には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

1) レバレッジ・レシオを、各決算期ごとに以下の表に記載の数値以下の正の数値に維持すること。

平成28年3月期	6.90
平成29年3月期	6.00
平成30年3月期	5.10
平成31年3月期	4.20
平成32年3月期	3.40

2) デット・サービス・カバレッジ・レシオを、各本決算期ごとに1.05以上に維持すること。

3) 各決算期末又は中間期末における借入人グループ会社（当社及びその連結子会社のうち当社及び貸付人が協議の上で合意した会社をいう。以下同じ。）連結の純資産（国際会計基準）を、それぞれ、直前の決算期末（各決算期末の場合）又は直前の中間期末（各中間期末の場合）における純資産額の75%以上かつ平成28年3月期末における純資産額の75%以上に維持すること。

4) 各決算期末又は中間期末における借入人グループ会社連結の営業利益(営業収益から営業費用を控除した金額をいう。)及び当期純利益（国際会計基準）について、いずれも2期連続赤字を回避すること。但し、当該決算期末及び中間期末において計上された、当社による旧アルヒ株式会社の買収に関連して発生した費用相当額を足し戻した金額とする。なお、営業利益については当社による旧アルヒ株式会社の買収に関連して発生した費用のうち営業費用に計上された費用相当額に限り足し戻すことができる。

16. リース

(借手側)

当社グループは、ファイナンス・リースとしてコンピューター及びソフトウェア、事務用機器、通信機器等を賃借しております。返済期間ごとのファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額及びそれらの現在価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	最低支払リース料総額		最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年以内	437	439	413	418
1年超5年以内	1,007	922	978	888
合計	1,444	1,362	1,392	1,306
控除： 将来財務費用	52	55		
最低支払リース料 総額の現在価値	1,392	1,306		

17. 引当金

(1)引当金の構成内訳

当社グループの引当金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産除去債務	94
合計	94

(2)資産除去債務

当社グループの資産除去債務の変動内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
平成28年4月1日	82
期中増加額	10
割引計算の期間利息費用	0
目的使用による減少	-
戻入による減少	-
平成29年3月31日	94

法令又は契約に基づき、主に賃借建物の原状回復義務に係る費用の見積額を賃貸借契約を締結した時点で計上しております。これらの原状回復に係る費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

18. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

当社の発行可能株式総数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
普通株式(注1)	750,000	750,000

当社の発行済株式総数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
発行済株式総数		
期首	380,000	380,000
期中増減	-	-
期末(注1)	380,000	380,000

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
自己株式数		
期首	-	28,959
期中増加(注2)	35,986	-
期中減少(注3)	7,027	100
期末(注1)	28,959	28,859

(注1) 「30.重要な後発事象」に記載のとおり、当社は平成29年9月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しました。その結果、発行可能株式総数、発行済株式総数及び自己株式数はそれぞれ株式分割直前の株式数の100倍に増加しております。加えて、平成29年10月13日開催の株主総会における決議に基づき、同日を効力発生日として、発行可能株式総数を140,000,000株とする定款変更を行いました。

(注2) 前連結会計年度の期中増加35,986株は、役員等の引受及び従業員持株会への売却のために取得したものであります。

(注3) 前連結会計年度の期中減少7,027株は、役員等の引受6,560株及び従業員持株会への売却467株であります。当連結会計年度の期中減少100株は、従業員持株会への売却であります。

(2) 剰余金

(a) 資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(b) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(3)減資

当社は、平成29年2月17日開催の臨時株主総会の決議により、資本効率の最大化と資本政策実行の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いました。

(a)減少した資本金の額

6,000百万円

(b)資本金の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少した資本金の額6,000百万円をその他資本剰余金に振り替えました。

(c)効力発効日

平成29年3月31日

19. 株式に基づく報酬

当社は、ストック・オプションの制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会の取締役会決議により付与しております。

ストック・オプション制度の概要は、以下のとおりであります。

(1) スtock・オプションの契約条件等

(a) 第1回ストック・オプション

1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は当社普通株式とし、株式の数は当社普通株式1株とする。

2) 付与対象者の区分

当社グループの取締役及び従業員

3) 募集する新株予約権の総数

4,480個

4) 新株予約権の払込金額及び割当日

払込金額は新株予約権1個当たり1,100円とし、割当日は平成27年7月22日とする。

5) 決済方法

持分決済

6) 付与されたストック・オプションの行使期間

平成30年3月31日から平成37年3月31日まで

7) 権利確定条件

i) 割当日（平成27年7月22日）以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ（1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。）計5回にわたり権利が確定する。

ii) 本新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

(b) 第2回ストック・オプション

1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は当社普通株式とし、株式の数は当社普通株式1株とする。

2) 付与対象者の区分

当社グループの取締役及び従業員

3) 募集する新株予約権の総数

5,190個

4) 新株予約権の払込金額及び割当日

払込金額は無償とし、割当日は平成27年7月22日とする。

5) 決済方法

持分決済

6) 付与されたストック・オプションの行使期間

平成30年3月31日から平成37年3月31日まで

7) 権利確定条件

i) 割当日（平成27年7月22日）以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ（1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。）計5回にわたり権利が確定する。

ii) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当社グループの役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

iii)本新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

(c)第3回ストック・オプション

1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は当社普通株式とし、株式の数は当社普通株式1株とする。

2)付与対象者の区分

当社グループの取締役及び従業員

3)募集する新株予約権の総数

2,530個

4)新株予約権の払込金額及び割当日

払込金額は新株予約権1個当たり1,010円とし、割当日は平成28年8月31日とする。

5)決済方法

持分決済

6)付与されたストック・オプションの行使期間

平成31年3月31日から平成38年3月31日まで

7)権利確定条件

i)割当日(平成28年8月31日)以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ(1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。)計5回にわたり権利が確定する。

ii)本新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

(d)第4回ストック・オプション

1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株式の種類は当社普通株式とし、株式の数は当社普通株式1株とする。

2) 付与対象者の区分

当社グループの取締役及び従業員

3) 募集する新株予約権の総数

2,308個

4) 新株予約権の払込金額及び割当日

払込金額は無償とし、割当日は平成28年7月29日とする。

5) 決済方法

持分決済

6) 付与されたストック・オプションの行使期間

平成31年3月31日から平成38年3月31日まで

7) 権利確定条件

i) 割当日(平成28年7月29日)以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ(1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。)計5回にわたり権利が確定する。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当社グループの役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

本新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

(2)ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	株式数	加重平均行使価格	株式数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首未行使残高	-	-	9,363	50,000
付与	9,670	50,000	4,838	50,000
行使	-	-	-	-
失効	307	50,000	2,617	50,000
期末未行使残高	9,363	50,000	11,584	50,000
期末行使可能残高	-	-	-	-

(注) 未行使のストック・オプションの行使価格は、前連結会計年度末50,000円、当連結会計年度末50,000円であります。また加重平均残存期間は、前連結会計年度において7.4年、当連結会計年度において6.8年であります。

(3)ストック・オプションの公正価値及び仮定

前連結会計年度及び当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正価値は、モンテカルロ・シミュレーションを用いて評価しております。加重平均公正価値及び公正価値の測定方法に関する情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
加重平均公正価値(円)	1,100	1,004
付与日の想定株価(円)(注1)	50,000	50,000
行使価格(円)	50,000	50,000
予想ボラティリティ(%) (注2)	37.1	37.1
予想残存期間(年)	9.7	6.5
予想配当(%)	-	-
リスクフリーレート(%)	0.5	0.2

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
加重平均公正価値(円)	1,000	927
付与日の想定株価(円)(注1)	50,000	50,000
行使価格(円)	50,000	50,000
予想ボラティリティ(%) (注2)	39.2	39.2
予想残存期間(年)	9.6	6.5
予想配当(%)	-	-
リスクフリーレート(%)	0.3	0.4

(注1) スtock・オプションの対象株式は付与日時点で非上場株式であるため、当社グループの事業計画に基づく割引キャッシュ・フロー法により評価額を算定しております。

(注2) 当社連結子会社であった旧アルヒ株式会社(旧SBIモーゲージ株式会社)が平成27年1月まで韓国取引所有価証券市場に上場しており、同取引所での株価終値をもとに見積っております。

(4)株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は2百万円(前連結会計年度は1百万円)です。

20. 営業収益

営業収益の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
融資実行業務		
オリジネーション・フィー売上	10,332	14,791
融資実行業務計	10,332	14,791
債権管理回収業務		
サービシング・フィー売上	1,740	2,190
債権管理回収業務計	1,740	2,190
保険関連収益		
保険関連収益	947	816
保険関連収益計	947	816
ファイナンス業務		
貸付債権流動化関連収益	1,541	1,714
受取利息（注）	785	701
FVTPLの金融資産から生じる収益	1,343	1,042
ファイナンス業務計	3,670	3,459
その他業務		
加盟収益	26	12
その他	186	202
その他業務計	213	214
営業収益合計	16,904	21,472

（注）営業収益の受取利息は、償却原価で測定される金融資産から生じるものであります。

21. 営業費用

営業費用の内訳は次のとおりであります。

(1) 金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
金融費用		
支払利息(注)	460	158
債権譲渡手数料	349	556
保険関連費用	641	764
証券化関連原価	27	121
回収サービス資産償却費	1,065	1,994
その他	63	60
金融費用合計	2,607	3,654

(注) 金融費用の支払利息は、償却原価で測定される金融負債から生じるものであります。

(2) 販売費及び一般管理費

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
人件費	1,800	2,440
広告宣伝費	216	485
支払手数料	6,010	7,373
使用料費用	987	1,225
減価償却及び償却費	393	396
営業貸付金減損損失	77	180
租税公課	215	358
その他	120	145
販売費及び一般管理費合計	9,821	12,606

(3) その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
為替差損	0	-
その他	34	21
その他の費用合計	35	21

22. その他の収益・費用

その他の収益・費用の内訳は次のとおりであります。

(1) その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
受取利息	0	0
その他	26	4
その他の収益合計	26	4

(2) その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払利息	1,015	258
支払手数料	165	0
その他	181	70
その他の費用合計	1,361	329

23. 法人所得税費用及び繰延税金

(1) 法人所得税費用

(a) 法人所得税費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期法人所得税費用	1,366	2,136
繰延法人所得税費用	72	499
法人所得税費用合計	1,439	1,636

(b) 法定実効税率と実際負担税率との差異について原因となった主要な項目の内訳は次のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
法定実効税率	33.1	30.9
繰延税金資産の回収可能性の 判断による影響	18.9	3.9
税率変更の影響	0.0	-
その他	1.4	1.1
実際負担税率	53.4	33.6

(注) 当社は、主に法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度における適用税率は33.1%、当連結会計年度における適用税率は30.9%となっております。

前連結会計年度（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年 3月29日に国会で成立し、平成28年 4月 1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年 4月 1日に開始する連結会計年度及び平成29年 4月 1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年 4月 1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は0百万円減少し、法人税等調整額が0百万円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年 4月 1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年 4月 1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年 4月 1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。なお、この改正による影響はありません。

当連結会計年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

該当事項はありません。

(2)繰延税金

(a)繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
流動化負債	269	184
回収サービス資産	56	102
未払事業税	77	91
前払費用	40	37
未払費用	19	26
回収サービス資産償却費	-	237
その他	27	62
繰延税金資産合計	491	742
繰延税金負債		
営業貸付金	309	83
無形資産	150	128
繰延税金負債合計	460	211
繰延税金資産（負債）の純額	30	530

(b)連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	30	530
繰延税金負債	-	-
純額	30	530

(c)繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び繰越欠損金(繰越期限別内訳)は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
将来減算一時差異	14	78
税務上の繰越欠損金		
繰越期限1年以内	-	-
繰越期限1年超5年以内	-	-
繰越期限5年超	3,388	3,878
税務上の繰越欠損金合計	3,388	3,878
合計	3,403	3,956

(d)繰延税金負債が認識されていない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異

前連結会計年度（平成28年3月31日）

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異の総額は、3,911百万円
であります。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異の総額は、7,753百万円
であります。

24. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の期中発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は、次のとおり
であります。

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	期中発生額	組替調整額	税効果 控除前	税効果	税効果 控除後
キャッシュ・フロー・ ヘッジ	20	40	61	18	42

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

25. 1株当たり当期利益

「30.重要な後発事象」に記載のとおり、当社は平成29年9月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しました。当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定した基本的1株当たり当期利益（は損失）及び希薄化後1株当たり当期利益（は損失）は次の情報に基づいて算定しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (は損失)		
基本的		
継続事業	1,665	3,227
非継続事業	461	-
合計	1,204	3,227
希薄化後		
継続事業	1,665	3,227
非継続事業	461	-
合計	1,204	3,227

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
発行済普通株式の加重平均株式数	35,736,900	35,110,900
普通株式増加数 ストック・オプションによる増加	-	355,700
希薄化後の普通株式の加重平均株式数	35,736,900	35,466,600

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期利益（は損失） (親会社の所有者に帰属)		
基本的		
継続事業	46.61	91.94
非継続事業	12.90	-
合計	33.70	91.94
希薄化後		
継続事業	46.61	91.01
非継続事業	12.90	-
合計	33.70	91.01

26. キャッシュ・フロー情報

キャッシュ・フローの補足情報は次のとおりであります。

(1) 子会社の売却による収入

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

売却した子会社の譲渡対価の総額は、3,500百万円であります。また、売却した子会社が保有していた売却時の現金及び現金同等物の総額は、2,209百万円であります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 現金及び現金同等物の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成28年3月31日）	当連結会計年度 （平成29年3月31日）
現金及び預金	12,033	13,345

(3) ファイナンス・リースに関するキャッシュ・フローの表示

当社グループは、ファイナンス・リースによるソフトウェアなどの取得について、自社による購入、検収等の後にリース会社とセール・アンド・リースバックを行い、あらためてリース資産として認識しております。

この過程で、ソフトウェア購入による支出と売却による収入のキャッシュ・フローが生じますが、それぞれ投資活動によるキャッシュ・フローの「無形資産の取得による支出」及び財務活動によるキャッシュ・フローの「セール・アンド・リースバックによる収入」に含めて表示しております。

27. 他の企業への関与

(1) 重要な子会社

前連結会計年度（平成28年3月31日）

当社グループの重要な子会社は次のとおりであります。

事業セグメント	名称	取得日	所在地	議決権の所有割合 又は出資比率（％）
住宅ローン事業	旧アルヒ株式会社（注）	平成26年8月	日本	100%

（注）平成29年7月1日付で当社に吸収合併されております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

当社グループの重要な子会社は次のとおりであります。

事業セグメント	名称	取得日	所在地	議決権の所有割合 又は出資比率（％）
住宅ローン事業	旧アルヒ株式会社（注）	平成26年8月	日本	100%

（注）平成29年7月1日付で当社に吸収合併されております。

(2) 当社グループの子会社に対する所有持分の変動

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成27年11月30日付でリース事業子会社であったアルヒリース株式会社（現、FAリーシング株式会社）を三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社に譲渡しております。当該子会社の譲渡については、「6. 子会社の譲渡」をご参照下さい。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(3)ストラクチャード・エンティティ

当社は、資金調達を目的とした住宅ローン債権の証券化に際して利用するストラクチャード・エンティティに対し、議決権の付与とされていない劣後受益権を保有しております。当該ストラクチャード・エンティティは支配の決定に際して議決権又は類似の権利が支配の決定的要因とならないように設計されており、第三者により運営を支配されたものであります。当該ストラクチャード・エンティティは優先受益権を発行し、投資家に売却することで資金を調達しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結しているストラクチャード・エンティティはありません。非連結のストラクチャード・エンティティの前連結会計年度末における総資産は175,095百万円、当連結会計年度末における総資産は167,500百万円であり、非連結のストラクチャード・エンティティに関連して連結財政状態計算書上に認識した資産及び負債の表示科目及び帳簿価額、最大損失エクスポージャーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
	帳簿価額	最大損失 エクスポージャー	帳簿価額	最大損失 エクスポージャー
営業貸付金	22,478	6,427	13,657	4,299
預け金	3,853	3,853	4,010	4,010
その他の金融資産	294	294	241	241
借入債務	16,051	-	9,358	-

営業貸付金の最大損失エクスポージャーは、関連する負債である借入債務との純ポジションとなっております。

なお、最大損失エクスポージャーは生じうる最大の損失額を示すものであり、ストラクチャード・エンティティに関与することにより見込まれる損失の金額を意味するものではありません。

また、契約上の義務なしに、非連結のストラクチャード・エンティティに対して財務的支援又はその他の重要な支援を提供する意図はありません。

28. 関連当事者

(1) 関連当事者間取引

前連結会計年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

当社グループは以下の関連当事者との取引を行っております。なお、当社と当社連結子会社との間の取引は、連結上相殺消去されており、注記には開示されておりません。

(単位：百万円)

関連当事者との関係	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額(注1)	科目	未決済残高
親会社	CJP CSM Holdings, L.P.	(87.7%)	自己株式の取得	1,609 (注2)	-	-
その他の 関連当事者 (注4)	カーライル・ ジャパン・ エルエルシー	-	業務コンサルティング料の支払	20 (注3)	その他の 金融負債	5
当社 代表取締役	濱田 宏	(1.1%)	自己株式の処分	200 (注2)	-	-
当社 取締役(注5)	直海知之	(0.5%)	自己株式の処分	80 (注2)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 取引金額は、当社の企業価値算定結果に基づく1株当たり価値を基に算出しております。

(注3) 同社とのコンサルティング契約に基づく業務コンサルティング料であり、独立第三者間取引を基礎として行っております。

(注4) 平成29年10月6日付で業務コンサルティング契約は解除しました。

(注5) 平成28年6月29日付で当社取締役を退任しました。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは以下の関連当事者との取引を行っております。なお、当社と当社連結子会社との間の取引は、連結上相殺消去されており、注記には開示されておりません。

（単位：百万円）

関連当事者との関係	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額(注1)	科目	未決済残高
その他の 関連当事者 (注3)	カーライル・ ジャパン・ エルエルシー	-	業務コンサルティング料の支払	20 (注2)	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) 同社とのコンサルティング契約に基づく業務コンサルティング料であり、独立第三者間取引を基礎として行っております。

(注3) 平成29年10月6日付で業務コンサルティング契約は解除しました。

(2) 経営幹部に対する報酬

経営幹部に対する報酬は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
短期報酬	108	153
株式に基づく報酬	0	0
合計	108	154

29. 偶発債務

該当事項はありません。

30. 重要な後発事象

(1)旧アルヒ株式会社との合併及び商号変更について

当社は、平成29年4月14日開催の取締役会において、子会社であった旧アルヒ株式会社を吸収合併することを決議し、合併契約を締結しました。その後、平成29年7月1日に吸収合併しました。

(a)取引の概要

1)結合当時企業の名称及び事業の内容等（平成29年3月31日現在）

旧アルヒ株式会社

住宅ローンの貸出・取次業務、保険代理店業務、銀行代理業務

総資産60,966百万円、負債36,208百万円、純資産24,758百万円

2)企業結合日

平成29年7月1日

3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併

4)結合後企業の名称

吸収合併後に、当社はアルヒ株式会社へ商号変更

5)その他取引の概要に関する事項

上場に向けた意思決定のスピードアップと事務の合理化及び内部統制強化を目的とするもの

(b)実施する会計処理の概要

共通支配下の取引として処理しました。また、当社の税務上の繰越欠損金に対して、当連結会計年度末においては繰延税金資産を認識しておりませんでした。当該合併に関連し、平成29年6月30日に終了する翌第1四半期連結会計期間において、将来その控除対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で1,240百万円の繰延税金資産を認識しました。

(2)戦略準備子会社の設立について

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、戦略準備子会社の設立を決議し、平成29年4月3日に会社設立しました。

(a)子会社設立の理由

当社及び旧アルヒ株式会社は、「川上」事業（ARUHI家の検索、ARUHIマガジン）及び「川下」事業（ARUHI暮らしのサービス）を当社及び旧アルヒ株式会社の外に切り出し、自由かつ柔軟な発想に基づいて、外力を活用して必要な経営資源を補完する“Open Innovation”により戦略的に育成するために設立しました。

(b)設立する会社の概要

1)設立する会社の名称

アルヒマーケティング株式会社

2)代表者

代表取締役 土門 智康

3)所在地

東京都港区六本木1-6-1

4)設立の時期

平成29年4月3日

5)事業内容

当社の川上事業及び川下事業に係る開発・運営業務

6)決算期

3月31日

7)資本金

10百万円

8)持株比率

当社100%

(3)配当

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会における決議に基づき、平成29年9月29日現在で登録されている株主に対し、総額で3,999百万円（普通株式1株当たり11,340円）の現金配当を支払いました。その結果、資本剰余金が同額減少しました。

(4)自己株式の消却

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。その結果、資本剰余金が同額、減少しました。

自己株式の消却を行った理由：将来の自己株式の放出による株式価値の希薄化懸念を払拭するため
 消却する株式の種類：当社普通株式
 消却する株式の総数：19,194株（消却前の発行済株式総数に対する割合5.05%）
 消却する株式の総額：959百万円
 消却日：平成29年9月30日
 消却後の発行済株式総数：360,806株

(5)株式分割

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で下記の株式分割を実施しました。

株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

株式分割の概要

(a)分割の方法

平成29年10月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割する。

(b)分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 360,806株
 今回の分割により増加する株式数 35,719,794株
 株式分割後の発行済株式総数 36,080,600株
 株式分割後の発行可能株式総数 75,000,000株

(c)分割の日程

基準日 平成29年10月12日
 効力発生日 平成29年10月13日

(6)新株予約権の行使に対する自己株式の割り当て

平成29年10月24日に、甲種新株予約権の全部について権利行使が行われ、行使額面総額の払込が完了し、自己株式を割り当てております。

行使年月日	交付株式数		行使価額 (円)	行使価額総額 (百万円)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
平成29年10月24日	-	808,500	500	404

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

アルヒ株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であり、登記されている本社の住所は、東京都港区六本木一丁目6番1号です。当社の最終的な親会社はCJP CSM Holdings, L.P.であります。当社の平成29年9月30日に終了する6ヶ月間の要約四半期連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、当社グループ）により構成されております。当社グループは、住宅ローン事業を主要事業として事業活動を行っております。事業の内容については、「6. 事業セグメント」に記載しております。

平成29年7月1日に当社は子会社であった旧アルヒ株式会社を吸収合併し、同日にアルヒ株式会社に商号変更しております。

2. 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2の「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、平成29年10月31日に代表取締役会長兼社長CEO兼COO 瀧田宏及び最高財務責任者である執行役員CFO 吉田恵一によって承認されております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下に記載する会計方針の変更を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を採用しております。

基準書及び解釈指針	新設・改訂の概要
IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書	財務活動に係る負債の変動の開示の改訂
IAS第12号 法人所得税	未実現損失に関する繰延税金資産の認識の改訂

上記の基準等の適用が要約四半期連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4. 見積り及び判断の利用

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 連結範囲の変更

要約四半期連結財務諸表における連結範囲は、以下を除き、平成29年3月31日に終了した前連結会計年度に係る連結財務諸表から変更はありません。

当第1四半期連結会計期間において、アルヒマーケティング株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

6. 事業セグメント

(1) 一般情報

当社グループの事業内容は、長期固定金利の「フラット35」をはじめ、変動金利や固定選択型住宅ローンの貸付、回収及びこれに付帯する各種保険の販売等であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは単一となっております。

(2) サービスに関する情報

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
融資実行業務	8,501	5,925
債権管理回収業務	1,147	1,168
保険関連収益	362	386
ファイナンス業務	1,776	2,793
その他業務	116	96
営業収益合計	11,904	10,370

(単位:百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
融資実行業務	4,440	2,917
債権管理回収業務	598	659
保険関連収益	179	197
ファイナンス業務	620	1,122
その他業務	51	45
営業収益合計	5,890	4,942

7. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

本要約四半期連結財務諸表における金融資産及び金融負債の公正価値の算定方法は、前連結会計年度の連結財務諸表における公正価値の算定方法と同一であります。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

(単位:百万円)

	帳簿価額				公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
売上債権	-	-	561	561	561
営業貸付金	22,817	-	13,871	36,688	37,931
預け金	-	-	4,073	4,073	4,180
未収入金	-	-	37	37	37
その他の金融資産	-	-	673	673	711
合計	22,817	-	19,217	42,034	43,422

当第2四半期連結会計期間（平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			合計	公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産		
売上債権	-	-	528	528	528
営業貸付金	9,949	-	12,796	22,745	22,694
預け金	-	-	4,482	4,482	4,592
未収入金	-	-	81	81	81
その他の金融資産	-	-	679	679	733
合計	9,949	-	18,568	28,517	28,631

金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
預り金	-	10,477	10,477	10,477
リース債務	-	1,306	1,306	1,310
借入債務	-	50,709	50,709	50,834
その他の金融負債	-	556	556	556
合計	-	63,049	63,049	63,178

当第2四半期連結会計期間（平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
預り金	-	7,220	7,220	7,220
リース債務	-	1,417	1,417	1,420
借入債務	-	41,160	41,160	41,073
その他の金融負債	-	409	409	409
合計	-	50,208	50,208	50,124

(3) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

要約四半期連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債
前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	-	-	-
営業貸付金	-	22,817	-	22,817
預け金	-	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
その他の金融資産	-	-	-	-
金融資産合計	-	22,817	-	22,817
金融負債				
預り金	-	-	-	-
リース債務	-	-	-	-
借入債務	-	-	-	-
その他の金融負債	-	-	-	-
金融負債合計	-	-	-	-

当第2四半期連結会計期間（平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	-	-	-
営業貸付金	-	9,949	-	9,949
預け金	-	-	-	-
未収入金	-	-	-	-
その他の金融資産	-	-	-	-
金融資産合計	-	9,949	-	9,949
金融負債				
預り金	-	-	-	-
リース債務	-	-	-	-
借入債務	-	-	-	-
その他の金融負債	-	-	-	-
金融負債合計	-	-	-	-

8. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

当社の発行可能株式総数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
普通株式(注1)	750,000	750,000

当社の発行済株式総数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
発行済株式総数		
期首	380,000	380,000
期中減少(注2)	-	19,194
四半期末(注1)	380,000	360,806

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
自己株式数		
期首	28,959	28,859
期中減少(注3)	100	20,774
四半期末(注1)	28,859	8,085

(注1) 「12.重要な後発事象」に記載のとおり、当社は平成29年9月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しました。その結果、発行可能株式総数、発行済株式総数及び自己株式数はそれぞれ株式分割直前の株式数の100倍に増加しております。加えて、平成29年10月13日開催の株主総会における決議に基づき、同日を効力発生日として、発行可能株式総数を140,000,000株とする定款変更を行いました。

(注2) 当第2四半期連結累計期間の期中減少19,194株は、自己株式の消却による減少であります。

(注3) 前第2四半期連結累計期間の期中減少100株は、役員等の引受によるものであります。当第2四半期連結累計期間の期中減少20,774株は、役員等の引受1,580株及び自己株式の消却による減少19,194株であります。

(2) 自己株式の消却

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。その結果、資本剰余金が同額、減少しました。

自己株式の消却を行った理由：将来の自己株式の放出による株式価値の希薄化懸念を払拭するため
 消却する株式の種類：当社普通株式
 消却する株式の総数：19,194株(消却前の発行済株式総数に対する割合5.05%)
 消却する株式の総額：959百万円
 消却日：平成29年9月30日
 消却後の発行済株式総数：360,806株

9. 配当金

配当金支払額

前第2四半期連結累計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

決議日	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年9月22日 取締役会	資本剰余金	百万円 3,999 (注)	円 11,340	平成29年9月29日	平成29年9月29日

(注)うち、関連当事者に対するものは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

関連当事者 との関係	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	取引金額	未決済残高
親会社	CJP CSM Holdings, L.P.	(87.3%)	3,490	-
当社 代表取締役	濱田 宏	(1.6%)	62	-
当社 常務取締役	細野 恭史	(0.1%)	4	-

10. 重要な事象

「1. 報告企業」に記載のとおり、当社は子会社であった旧アルヒ株式会社を平成29年7月1日に吸収合併しました。当社の税務上の繰越欠損金に対して、前連結会計年度末においては繰延税金資産を認識しておりませんが、当該合併に関連し、当第1四半期連結会計期間において、将来その控除対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で1,240百万円の繰延税金資産を認識しました。

11. 1株当たり利益

「12. 重要な後発事象」に記載のとおり、当社は平成29年9月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しました。当該株式分割が前第2四半期連結累計期間の期首に行われたと仮定して算定した1株当たり利益の算定に使用した四半期利益と加重平均株式数は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)		
基本的	2,224	3,372
希薄化後	2,224	3,372
発行済普通株式の加重平均株式数(株)	35,107,700	35,190,000
普通株式増加数		
ストック・オプションによる増加	-	649,400
希薄化後の普通株式の加重平均株式数	35,107,700	35,839,400
基本的1株当たり四半期利益(円)	63.36	95.84
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	63.36	94.11

	前第2四半期連結会計期間 (自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益（百万円）		
基本的	1,152	832
希薄化後	1,152	832
発行済普通株式の加重平均株式数（株）	35,111,200	35,262,000
普通株式増加数		
ストック・オプションによる増加	-	649,400
希薄化後の普通株式の加重平均株式数	35,111,200	35,911,400
基本的1株当たり四半期利益（円）	32.81	23.60
希薄化後1株当たり四半期利益（円）	32.81	23.18

12. 重要な後発事象

(1) 株式分割

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で下記の株式分割を実施しました。

株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

株式分割の概要

(a) 分割の方法

平成29年10月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割する。

(b) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	360,806株
今回の分割により増加する株式数	35,719,794株
株式分割後の発行済株式総数	36,080,600株
株式分割後の発行可能株式総数	75,000,000株

(c) 分割の日程

基準日	平成29年10月12日
効力発生日	平成29年10月13日

(2) 新株予約権の行使に対する自己株式の割り当て

平成29年10月24日に、甲種新株予約権の全部について権利行使が行われ、行使額面総額の払込が完了し、自己株式を割り当てております。

行使年月日	交付株式数		行使価額 (円)	行使価額総額 (百万円)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
平成29年10月24日	-	808,500	500	404

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		24	99
その他		0	0
流動資産合計		24	100
固定資産			
投資その他の資産			
関係会社株式	1	42,770	42,770
差入保証金		15	29
投資その他の資産合計		42,785	42,800
固定資産合計		42,785	42,800
資産合計		42,810	42,900
負債の部			
流動負債			
1年内返済予定の長期借入金	1	1,000	1,500
未払金		21	23
未払費用	3	46	153
未払法人税等		1	1
関係会社預り金		-	3,498
その他		1	0
流動負債合計		1,071	5,176
固定負債			
長期借入金	1	20,963	19,463
関係会社長期借入金	4	3,710	5,240
関係会社長期預り金		3,498	-
固定負債合計		28,171	24,703
負債合計		29,242	29,879
純資産の部			
株主資本			
資本金		12,000	6,000
資本剰余金			
資本準備金		1,510	1,510
その他資本剰余金		4,905	10,905
資本剰余金合計		6,415	12,415
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		3,530	4,084
利益剰余金合計		3,530	4,084
自己株式		1,447	1,442
株主資本合計		13,437	12,888
新株予約権		130	131
純資産合計		13,567	13,020
負債純資産合計		42,810	42,900

【損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	2	154	289
営業損失()		154	289
営業外収益			
受取利息		0	0
雑収入		0	0
営業外収益合計		0	0
営業外費用			
支払利息	1	570	264
支払手数料		165	-
その他		125	-
営業外費用合計		862	264
経常損失()		1,015	553
特別利益			
新株予約権戻入益		-	1
特別利益合計		-	1
税引前当期純損失()		1,015	552
法人税、住民税及び事業税		1	1
当期純損失()		1,017	553

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	株主資本							自己株式	株主資本合計
		資本金	資本剰余金			利益剰余金				
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高		12,000	1,500	10,500	12,000	2,513	2,513	-	21,486	
当期変動額										
剰余金の配当		-	10	113	103	-	-	-	103	
当期純損失（ ）		-	-	-	-	1,017	1,017	-	1,017	
自己株式の取得		-	-	-	-	-	-	7,279	7,279	
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-	351	351	
自己株式の消却		-	-	5,480	5,480	-	-	5,480	-	
新株予約権の発行		-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計		-	10	5,594	5,584	1,017	1,017	1,447	8,049	
当期末残高		12,000	1,510	4,905	6,415	3,530	3,530	1,447	13,437	

	注記	新株予約権	純資産合計
当期首残高		-	21,486
当期変動額			
剰余金の配当		-	103
当期純損失（ ）		-	1,017
自己株式の取得		-	7,279
自己株式の処分		-	351
自己株式の消却		-	-
新株予約権の発行		130	130
当期変動額合計		130	7,918
当期末残高		130	13,567

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	株主資本							
		資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高		12,000	1,510	4,905	6,415	3,530	3,530	1,447	13,437
当期変動額									
当期純損失（ ）		-	-	-	-	553	553	-	553
減資		6,000	-	6,000	6,000	-	-	-	-
自己株式の処分		-	-	-	-	-	-	5	5
新株予約権の発行		-	-	-	-	-	-	-	-
新株予約権の失効		-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計		6,000	-	6,000	6,000	553	553	5	548
当期末残高		6,000	1,510	10,905	12,415	4,084	4,084	1,442	12,888

	注記	新株予約権	純資産合計
当期首残高		130	13,567
当期変動額			
当期純損失（ ）		-	553
減資		-	-
自己株式の処分		-	5
新株予約権の発行		2	2
新株予約権の失効		1	1
当期変動額合計		0	547
当期末残高		131	13,020

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
関係会社株式	42,770	42,770
計	42,770	42,770

(2) 担保に係る債務

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	1,000	1,500
長期借入金	20,963	19,463
計	21,963	20,963

2 保証債務

次の関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
旧アルヒ株式会社（注）	2,000	1,200

（注）平成29年7月1日付で当社に吸収合併されております。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
短期金銭債務	16	78

4 当社は、当社グループ全体で効率的な資金運用及び調達を行うため、旧アルヒ株式会社と極度借入契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
契約極度額	23,000	23,000
借入実行残高	3,710	5,240
借入未実行残高	19,290	17,760

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引高

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
関係会社に対する支払利息	14	63

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度94%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
従業員給与	18	29
業務委託費	4	73
租税公課	25	18
支払報酬	87	86

（有価証券関係）

前事業年度（平成28年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は42,770百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は42,770百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,037	1,187
未払金	-	1
未払費用	4	17
その他	-	4
繰延税金資産小計	1,042	1,211
評価性引当額	1,042	1,211
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成28年3月31日）

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 旧アルヒ株式会社との合併及び商号変更について

当社は、平成29年4月14日開催の取締役会において、子会社であった旧アルヒ株式会社を吸収合併することを決議し、合併契約を締結しました。その後、平成29年7月1日に吸収合併しました。

(1)取引の概要

結合当時企業の名称及び事業の内容等（平成29年3月31日現在）

旧アルヒ株式会社

住宅ローンの貸出・取次業務、保険代理店業務、銀行代理業務

総資産60,966百万円、負債36,208百万円、純資産24,758百万円

企業結合日

平成29年7月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、旧アルヒ株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

吸収合併後に、当社はアルヒ株式会社への商号変更

その他取引の概要に関する事項

市場に向けた意思決定のスピードアップと事務の合理化及び内部統制強化を目的とするもの

(2)実施する会計処理の概要

共通支配下の取引として処理します。当社の税務上の繰越欠損金に対して、当事業年度末においては繰延税金資産を認識しておりませんが、当該合併に関連し、翌事業年度において、将来その控除対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で1,240百万円の繰延税金資産を認識します。のれんの計上額を含む、その他の影響は精査中です。

2. 戦略準備子会社の設立について

当社は、平成29年3月16日開催の取締役会において、戦略準備子会社の設立を決議し、平成29年4月3日に会社設立しました。

(1)子会社設立の理由

当社及び旧アルヒ株式会社は、「川上」事業（ARUHI家の検索、ARUHIマガジン）及び「川下」事業（ARUHI暮らしのサービス）を当社及び旧アルヒ株式会社の外に切り出し、自由かつ柔軟な発想に基づいて、外力を活用して必要な経営資源を補完する“Open Innovation”により戦略的に育成するために設立しました。

(2)設立する会社の概要

設立する会社の名称

アルヒマーケティング株式会社

代表者

代表取締役 土門 智康

所在地

東京都港区六本木1-6-1

設立の時期

平成29年4月3日

事業内容

当社の川上事業及び川下事業に係る開発・運営業務

決算期

3月31日

資本金

10百万円

持株比率

当社100%

3. 配当

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会における決議に基づき、平成29年9月29日現在で登録されている株主に対し、総額で3,999百万円（普通株式1株当たり11,340円）の現金配当を支払いました。その結果、その他資本剰余金が同額、減少しました。

4. 自己株式の消却

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。その結果、その他資本剰余金が同額、減少しました。

自己株式の消却を行った理由：将来の自己株式の放出による株式価値の希薄化懸念を払拭するため
 消却する株式の種類：当社普通株式
 消却する株式の総数：19,194株（消却前の発行済株式総数に対する割合5.05%）
 消却する株式の総額：959百万円
 消却日：平成29年9月30日
 消却後の発行済株式総数：360,806株

5. 株式分割

当社は、平成29年9月22日に開催された取締役会における決議に基づき、平成29年10月13日付で下記の株式分割を実施しました。

株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

株式分割の概要

(a) 分割の方法

平成29年10月12日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割する。

(b) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 360,806株
 今回の分割により増加する株式数 35,719,794株
 株式分割後の発行済株式総数 36,080,600株
 株式分割後の発行可能株式総数 75,000,000株

(c) 分割の日程

基準日 平成29年10月12日
 効力発生日 平成29年10月13日

6. 新株予約権の行使に対する自己株式の割り当て

平成29年10月24日に、甲種新株予約権の全部について権利行使が行われ、行使額面総額の払込が完了し、自己株式を割り当てております。

行使年月日	交付株式数		行使価額 (円)	行使価額総額 (百万円)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
平成29年10月24日	-	808,500	500	404

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.aruhi-group.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成27年 6月26日	CJP CSM Holdings, L.P. 取締役 ノーマ・クントツ (Norma Kuntz)	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	特別利害関係者等（大株主上位10名）	アルヒグループ株式会社 代表取締役 濱田 宏	東京都港区 六本木一丁目6番1号	提出会社	普通株式 32,198	1,609,900,000 (50,000) (注)5	経営陣等への譲渡のため
平成27年 6月26日	SBIホールディングス株式会社 代表取締役執行役員社長 北尾 吉孝	東京都港区 六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	アルヒグループ株式会社 代表取締役 濱田 宏	東京都港区 六本木一丁目6番1号	提出会社	普通株式 3,788	189,400,000 (50,000) (注)5	経営陣等への譲渡のため
平成28年 6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	濱田 宏	東京都大田区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO、当社の子会社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO）	普通株式 800	40,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成28年 6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	五十川 毅	東京都三鷹市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の子会社の取締役副社長）	普通株式 200	10,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成28年 6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	井上 明大	横浜市西区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の子会社の取締役）	普通株式 200	10,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成28年 6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	細野 恭史	東京都文京区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の子会社の取締役CFO）	普通株式 160	8,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成28年 6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	小松 俊介	東京都国立市	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注)4	普通株式 160	8,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成28年 6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	市川 裕康	横浜市中区	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年6月27日	直海 知之	東京都世田谷区	特別利害関係者等（当社の取締役、当社の子会社の取締役）	木原 亮	埼玉県加須市	当社の子会社の執行役員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成28年6月27日	窪田 光洋	東京都品川区	当社の子会社の元執行役員	市川 裕康	横浜市中区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	普通株式 140	7,000,000 (50,000) (注)5	所有者の当社退職による譲渡
平成29年6月30日	アルヒグループ社員持株会 理事長 永井泰子	東京都港区六本木一丁目6番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	岡田 通孝	埼玉県川口市	当社の子会社の執行役員	10	-	社員持株会からの株式引出
平成29年10月24日	-	-	-	東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 東京海上メザニン株式会社 代表取締役 山藤 憲幸	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注)4	808,500	404,250,000 (500) (注)5	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記録内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
5. 移動価格は、第三者からの評価額を参考に、当事者間の協議の上決定した価格であります。
6. 平成29年9月22日開催の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますが、上記のうち当該株式分割前の移動は分割前の内容を、当該株式分割後の移動は分割後の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式	株式
発行（処分）年月日	平成27年7月22日	平成27年9月4日	平成28年7月29日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行（処分）数	普通株式 6,560株	普通株式 467株	普通株式 100株
発行（処分）価格	50,000円 (注)4	50,000円 (注)4	50,000円 (注)4
資本組入額	- (注)5	- (注)5	- (注)5
発行（処分）価額の総額	328,000,000円	23,350,000円	5,000,000円
資本組入額の総額	- (注)5	- (注)5	- (注)5
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	-	-	(注)2

項目	株式	株式	新株予約権(1)
発行（処分）年月日	平成29年6月29日	平成29年8月31日	平成27年7月22日
種類	普通株式	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行（処分）数	普通株式 1,430株	普通株式 150株	普通株式 4,480株
発行（処分）価格	75,000円 (注)4	75,000円 (注)4	51,100円 (注)4
資本組入額	- (注)5	- (注)5	25,550円
発行（処分）価額の総額	107,250,000円	11,250,000円	228,928,000円
資本組入額の総額	- (注)5	- (注)5	114,464,000円
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分	平成27年6月25日の定時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	-

項目	新株予約権(2)	新株予約権(3)	新株予約権(4)
発行年月日	平成27年7月22日	平成28年8月31日	平成28年7月29日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 5,190株	普通株式 2,530株	普通株式 2,308株
発行価格	50,000円 (注)4	51,010円 (注)4	50,000円 (注)4
資本組入額	25,000円	25,505円	25,000円
発行価額の総額	259,500,000円	129,055,300円	115,400,000円
資本組入額の総額	129,750,000円	64,527,650円	57,700,000円
発行方法	平成27年6月25日の定時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年6月29日の定時株主総会決議及び平成28年8月22日の臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成28年6月29日の定時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	(注)3	(注)3

項目	新株予約権(5)	新株予約権(6)	新株予約権(7)
発行年月日	平成29年6月29日	平成29年6月29日	平成29年8月31日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 4,514株	普通株式 2,941株	普通株式 50株
発行価格	76,500円 (注)4	75,000円 (注)4	75,000円 (注)4
資本組入額	38,250円	37,500円	37,500円
発行価額の総額	345,321,000円	220,575,000円	3,750,000円
資本組入額の総額	172,660,500円	110,287,500円	1,875,000円
発行方法	平成29年6月14日の定時株主総会で委任された同日付取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年6月14日の定時株主総会で委任された同日付取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成29年8月25日の臨時株主総会で委任された同日付取締役会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等及びその期間については以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行（処分）価格は、これまでの割当時の1株当たりの出資金額を参考に算定された価格であります。
5. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	1株につき50,000円	1株につき50,000円	1株につき50,000円
行使期間	自平成30年3月31日 至平成37年3月31日	自平成30年3月31日 至平成37年3月31日	自平成31年3月31日 至平成38年3月31日
行使の条件	(注)7	(注)8	(注)7
譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
行使時の払込金額	1株につき50,000円	1株につき75,000円	1株につき75,000円
行使期間	自平成31年3月31日 至平成38年3月31日	自平成32年3月31日 至平成39年3月31日	自平成32年3月31日 至平成39年3月31日
行使の条件	(注)8	(注)9	(注)10
譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。

項目	新株予約権(7)
行使時の払込金額	1株につき75,000円
行使期間	自 平成32年3月31日 至 平成39年3月31日
行使の条件	(注)11
譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、当社の承認を要する。

7. 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

8. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり50,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり50,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が50,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、50,000円を下回る価格となったとき。

9. 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり75,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり75,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が75,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、75,000円を下回る価格となったとき。

10. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり75,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり75,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が75,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、75,000円を下回る価格となったとき。

11.(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社及び子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2)新株予約権者は、割当日から2年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

1株当たり75,000円を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

1株当たり75,000円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が75,000円を下回ったとき。

新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、75,000円を下回る価格となったとき。

12.平成29年9月22日の取締役会決議により、平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
瀧田 宏	東京都大田区	会社役員	4,000	200,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役会長CEO、当社の子会社の代表取締役会長CEO)
直海 知之	東京都世田谷区	会社役員	1,600	80,000,000 (50,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長COO、当社の子会社の代表取締役社長COO）
細野 恭史	東京都文京区	会社役員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役CF0)
五十川 毅	東京都三鷹市	会社役員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の専務取締役)
井上 明大	横浜市西区	会社役員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の子会社の取締役）
窪田 光洋	東京都品川区	会社役員	140	7,000,000 (50,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
土門 智康	さいたま市南区	会社役員	80	4,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役)
市川 裕康	横浜市中区	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の執行役員
宮脇 訓晴	千葉県白井市	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の執行役員
若松 智彦	千葉県習志野市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の執行役員
木原 亮	埼玉県加須市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の執行役員

(注) 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
アルヒグループ社員持株会 理事長 加藤 悠	東京都港区六本木一丁目6番1号	当社グループの社員持株会	467	23,350,000 (50,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）

(注) 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
アルヒグループ社員持株会 理事長 加藤 悠	東京都港区六本木一丁目6番1号	当社グループの社員持株会	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）

（注）平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
濱田 宏	東京都大田区	会社役員	700	52,500,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO、当社の子会社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO）
荻野 大輔	千葉県松戸市	会社員	400	30,000,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）（注）2
アルヒグループ社員持株会 理事長 永井 泰子	東京都港区六本木一丁目6番1号	当社グループの社員持株会	135	10,125,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
細野 恭史	東京都文京区	会社役員	50	3,750,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の常務取締役CF0、当社の子会社の常務取締役CF0）
五十川 毅	東京都三鷹市	会社役員	50	3,750,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の子会社の取締役副社長）
市川 裕康	横浜市中区	会社員	30	2,250,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
岡田 通孝	埼玉県川口市	会社員	30	2,250,000 (75,000)	当社の子会社の執行役員
土門 智康	さいたま市南区	会社役員	20	1,500,000 (75,000)	特別利害関係者等（当社の子会社の代表取締役）
宮脇 訓晴	千葉県白井市	会社員	10	750,000 (75,000)	当社の執行役員
井上 明大	横浜市西区	会社役員	5	375,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の子会社の取締役）

（注）1．平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2．当該割当により特別利害関係者（大株主上位10名）となりました。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
吉田 恵一	神奈川県鎌倉市	会社員	150	11,250,000 (75,000)	当社の執行役員

(注) 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成27年6月25日定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権(1)）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
瀧田 宏	東京都大田区	会社役員	1,760	89,936,000 (51,100)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役会長CEO、当社の子会社の代表取締役会長CEO)
細野 恭史	東京都文京区	会社役員	760	38,836,000 (51,100)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役CFO)
五十川 毅	東京都三鷹市	会社役員	360	18,396,000 (51,100)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の専務取締役)
市川 裕康	横浜市中区	会社員	60	3,066,000 (51,100)	当社の執行役員
宮脇 訓晴	千葉県白井市	会社員	60	3,066,000 (51,100)	当社の子会社の執行役員
土門 智康	さいたま市南区	会社役員	60	3,066,000 (51,100)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役)

(注) 1. 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

平成27年6月25日定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権(2)）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
瀧田 宏	東京都大田区	会社役員	240	12,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役会長CEO、当社の子会社の代表取締役会長CEO)
細野 恭史	東京都文京区	会社役員	240	12,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役CFO)
五十川 毅	東京都三鷹市	会社役員	240	12,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の専務取締役)
市川 裕康	横浜市中区	会社員	240	12,000,000 (50,000)	当社の執行役員
宮脇 訓晴	千葉県白井市	会社員	240	12,000,000 (50,000)	当社の子会社の執行役員
土門 智康	さいたま市南区	会社役員	240	12,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役)
井上 明大	横浜市西区	会社役員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
若松 智彦	千葉県習志野市	会社員	200	10,000,000 (50,000)	当社の執行役員
木原 亮	埼玉県加須市	会社員	200	10,000,000 (50,000)	当社の子会社の執行役員
大久保 弘嗣	東京都杉並区	会社員	200	10,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
猪股 紀文	川崎市中原区	会社員	200	10,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
井上 貴央	東京都国立市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
西田 哲	千葉県市川市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
西田 俊之	東京都荒川区	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
谷 芳樹	東京都稲城市	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
梶原 亜希子	東京都目黒区	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
鈴木 光紀	さいたま市中央区	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
境 博徳	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
田中 伸	埼玉県吉川市	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
今井 弘子	東京都杉並区	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
岡田 通孝	埼玉県川口市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
大熊 正行	東京都葛飾区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
若國 宏悦	横浜市神奈川区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
蟹田 弘樹	東京都品川区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
増田 慶啓	埼玉県所沢市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
山田 亮	東京都江東区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
高田 睦夫	横浜市都筑区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
真野 日登美	東京都府中市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
齋藤 克己	浜松市西区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
遠藤 哲也	川崎市多摩区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
飯塚 見知子	東京都江戸川区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
加藤 悠	東京都新宿区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 健史	東京都江東区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
山口 太一	千葉市美浜区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
外山 晶之	兵庫県明石市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
吉橋 聡美	東京都武蔵野市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
伊藤 恵司	東京都北区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
種田 京子	横浜市戸塚区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
齊藤 香織	埼玉県朝霞市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
内田 ゆき	川崎市中原区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
佐島 修一	川崎市麻生区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
小泉 寿博	埼玉県朝霞市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
中山 綾子	東京都杉並区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
小林 秀雄	川崎市高津区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
福成 博	神奈川県藤沢市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
栗山 ふみ子	東京都府中市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
盤若 卓也	奈良県奈良市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
大沢 康司	東京都練馬区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
小林 勉	千葉県柏市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
鹿倉 淳史	千葉県市川市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
山崎 宏治	東京都大田区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
丹野 克彦	埼玉県川口市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
辻 竜也	さいたま市岩槻区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
瀧端 一好	東京都板橋区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
長谷 和樹	東京都墨田区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
佐藤 和享	千葉県柏市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
太田 譲二	東京都文京区	会社員	17	850,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中野 堅次	千葉県船橋市	会社員	17	850,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
島村 三貴子	東京都港区	会社員	17	850,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

(注) 1. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

2. 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成28年6月29日定時株主総会決議及び平成28年8月22日臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権(3)）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
瀧田 宏	東京都大田区	会社役員	1,000	51,010,000 (51,010)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO、当社の子会社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO)
細野 恭史	東京都文京区	会社役員	500	25,505,000 (51,010)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の常務取締役CFO)
若松 智彦	千葉県習志野市	会社員	160	8,161,600 (51,010)	当社の執行役員
五十川 毅	東京都三鷹市	会社役員	150	7,651,500 (51,010)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役副社長)
市川 裕康	横浜市中区	会社員	150	7,651,500 (51,010)	特別利害関係者等(大株主上位10名)、当社の執行役員
宮脇 訓晴	千葉県白井市	会社員	150	7,651,500 (51,010)	当社の子会社の執行役員
土門 智康	さいたま市南区	会社員	150	7,651,500 (51,010)	当社の子会社の執行役員
井上 明大	横浜市西区	会社役員	110	5,611,100 (51,010)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役)
小松 俊介	東京都国立市	会社員	60	3,060,600 (51,010)	当社の子会社の執行役員
猪股 紀文	川崎市中原区	会社員	60	3,060,600 (51,010)	当社の子会社の従業員
田中 伸	川崎市中原区	会社員	20	1,020,200 (51,010)	当社の子会社の従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が10株以下である従業員2名、割当株式の総数20株に関する記載は省略しております。

2. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

3. 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成28年6月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権（4））

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
小松 俊介	東京都国立市	会社員	240	12,000,000 (50,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社の子会社の執行役員
田中 伸	埼玉県吉川市	会社員	180	9,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
岡田 通孝	埼玉県川口市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
井上 貴央	東京都稲城市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
西田 哲	千葉県市川市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
西田 俊之	東京都荒川区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
佐賀 俊之	東京都三鷹市	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
町田 朋美	東京都足立区	会社員	60	3,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
井上 明大	横浜市西区	会社役員	40	2,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の子会社の取締役)
若松 智彦	千葉県習志野市	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の執行役員
木原 亮	埼玉県加須市	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の執行役員
大久保 弘嗣	東京都杉並区	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
猪股 紀文	川崎市中原区	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
梶原 亜希子	東京都目黒区	会社員	35	1,750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
鈴木 光紀	さいたま市中央区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
境 博徳	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
蟹田 弘樹	東京都品川区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
加藤 悠	東京都新宿区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
渡邊 陽久	千葉県船橋市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
太田 篤孝	横浜市緑区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
飯塚 見知子	東京都江戸川区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
吉橋 聡美	東京都武蔵野市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
伊藤 恵司	東京都北区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
齊藤 香織	埼玉県朝霞市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
佐島 修一	川崎市麻生区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
鹿倉 淳史	千葉県市川市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
榊原 一人	東京都世田谷区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
森田 智教	千葉県八千代市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
猪爪 浩二	埼玉県戸田市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
小林 拓生	神奈川県藤沢市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
斉田 拓洋	埼玉県吉川市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
城 隆夫	大阪市浪速区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
山口 太一	千葉市美浜区	会社員	19	950,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
太田 譲二	東京都文京区	会社員	19	950,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
高田 睦夫	横浜市都筑区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
遠藤 哲也	川崎市多摩区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
高橋 健史	東京都江東区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
種田 京子	横浜市戸塚区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
辻 竜也	さいたま市岩槻区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
外山 晶之	兵庫県明石市	会社員	11	550,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
福成 博	神奈川県藤沢市	会社員	11	550,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が10株以下である従業員30名、割当株式の総数235株に関する記載は省略しております。

2. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

3. 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成29年6月14日定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権（5））

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
瀧田 宏	東京都大田区	会社役員	1,500	114,750,000 (76,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の 代表取締役会長兼社長CEO 兼COO、当社の子会社の代 表取締役会長兼社長CEO兼 COO)
細野 恭史	東京都文京区	会社役員	750	57,375,000 (76,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の 常務取締役COO、当社の子 会社の常務取締役COO)
若松 智彦	千葉県習志野市	会社員	250	19,125,000 (76,500)	当社の執行役員
宮脇 訓晴	千葉県白井市	会社員	250	19,125,000 (76,500)	当社の子会社の執行役員
土門 智康	さいたま市南区	会社役員	250	19,125,000 (76,500)	特別利害関係者等 (当社の子会社の代表取締 役)
荻野 大輔	千葉県松戸市	会社員	240	18,360,000 (76,500)	特別利害関係者等（大株 主上位10名）、当社の子 会社の執行役員
井上 明大	横浜市西区	会社役員	230	17,595,000 (76,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社 の子会社の取締役)
市川 裕康	横浜市中区	会社員	230	17,595,000 (76,500)	特別利害関係者等（大株 主上位10名）、当社の執 行役員
岡田 通孝	埼玉県川口市	会社員	227	17,365,500 (76,500)	当社の子会社の執行役員
五十川 毅	東京都三鷹市	会社役員	150	11,475,000 (76,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社 の子会社の取締役副社長)
猪股 紀文	東京都世田谷区	会社員	100	7,650,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
小松 俊介	東京都国立市	会社員	50	3,825,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
木原 亮	埼玉県加須市	会社員	50	3,825,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
大久保 弘嗣	東京都杉並区	会社員	50	3,825,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
田中 伸	埼玉県吉川市	会社員	50	3,825,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
西田 俊之	東京都荒川区	会社員	47	3,595,500 (76,500)	当社の子会社の従業員
石橋 薫	東京都港区	会社員	40	3,060,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
西田 哲	千葉県市川市	会社員	26	1,989,000 (76,500)	当社の子会社の従業員
井上 貴央	東京都稲城市	会社員	24	1,836,000 (76,500)	当社の子会社の従業員

（注）平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成29年6月14日定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権（6））

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
荻野 大輔	千葉県松戸市	会社員	160	12,000,000 (75,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社の子会社の執行役員
石橋 薫	東京都港区	会社員	160	12,000,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
西川 昌邦	東京都三鷹市	会社員	150	11,250,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
山口 英利	東京都新宿区	会社員	150	11,250,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
中村 新	神奈川県鎌倉市	会社員	150	11,250,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
蟹田 弘樹	東京都品川区	会社員	100	7,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
加藤 悠	東京都新宿区	会社員	100	7,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
太田 篤孝	横浜市緑区	会社員	100	7,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
森田 智教	千葉県八千代市	会社員	100	7,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
梶原 亜希子	東京都目黒区	会社員	75	5,625,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
町田 朋美	東京都足立区	会社員	75	5,625,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
岡田 通孝	埼玉県川口市	会社員	73	5,475,000 (75,000)	当社の子会社の執行役員
西田 俊之	東京都荒川区	会社員	53	3,975,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
鈴木 光紀	さいたま市中央区	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
難波 博哉	千葉県習志野市	会社員	30	2,250,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
西村 圭太	千葉県柏市	会社員	30	2,250,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
井上 貴央	東京都稲城市	会社員	26	1,950,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
太田 譲二	東京都文京区	会社員	25	1,875,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
山本 英之	横浜市港北区	会社員	25	1,875,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
入山 泰	東京都葛飾区	会社員	25	1,875,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
西田 哲	千葉県市川市	会社員	24	1,800,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
辻 竜也	さいたま市緑区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
牧 令	横浜市金沢区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
東 大樹	埼玉県三郷市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
上岡 利光	仙台市青葉区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
川崎 智仁	奈良県奈良市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
大竹 幸治	東京都福生市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
後 充	札幌市北区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
上野 健吾	横浜市港北区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
志田 京子	千葉県船橋市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
福永 睦	千葉県流山市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
清水 久雄	神奈川県秦野市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
森 宗貴	横浜市青葉区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
木原 洋朋	千葉県船橋市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
羽生 悠一	横浜市戸塚区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
新谷 可充	東京都江東区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
川元 晋	東京都北区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
谷口 弥	大阪市西成区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
青山 満	埼玉県蕨市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
鈴村 友樹雄	札幌市豊平区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
本家 正教	東京都葛飾区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
志田 政義	茨城県取手市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
安原 喜一郎	東京都日野市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
永井 泰子	東京都杉並区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
石合 徹	埼玉県川口市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
山腰 祐大	札幌市東区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
末政 典衛	大阪府三島郡本町	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
大田 真弘	埼玉県川口市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
松本 拓也	さいたま市南区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
市本 剛	東京都中野区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
石田 有実子	東京都稲城市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
藤田 加奈子	東京都杉並区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
浜田 あずさ	東京都北区	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
風見 悟	茨城県つくば市	会社員	20	1,500,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
吉橋 聡美	東京都武蔵野市	会社員	16	1,200,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
佐賀 俊之	東京都三鷹市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
今井 弘子	東京都杉並区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
大熊 正行	東京都葛飾区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
若國 宏悦	横浜市神奈川区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
増田 慶啓	埼玉県所沢市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
飯塚 見知子	東京都江戸川区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
鹿倉 淳史	千葉県市川市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
高田 睦生	横浜市都筑区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
齋藤 克己	東京都狛江市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
新田 利之	千葉県市川市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
瀧端 一好	東京都板橋区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
山口 太一	千葉市美浜区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
丸山 愛	千葉県松戸市	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員
城 隆夫	東京都品川区	会社員	15	1,125,000 (75,000)	当社の子会社の従業員

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が10株以下である従業員36名、割当株式の総数344株に関する記載は省略しております。

2. 権利を喪失した新株予約権を減じて記載しております。

3. 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

平成29年8月25日臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（新株予約権(7)）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
吉田 恵一	神奈川県鎌倉市	会社員	50	3,750,000 (75,000)	当社の執行役員

(注) 平成29年10月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
CJP CSM Holdings, L.P. (注)2.	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	30,780,200	81.05
SBIホールディングス株式会社 (注)2.	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,621,200	9.54
瀧田 宏 (注)2.3.	東京都大田区	1,000,000 (450,000)	2.63 (1.18)
東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合 (注)2.	東京都千代田区有楽町二丁目7番1号	808,500	2.13
細野 恭史 (注)2.4.	東京都文京区	266,000 (225,000)	0.70 (0.59)
五十川 毅 (注)2.7.	東京都三鷹市	135,000 (90,000)	0.36 (0.24)
井上 明大 (注)2.7.	横浜市西区	98,500 (58,000)	0.26 (0.15)
市川 裕康 (注)2.7.	横浜市中区	97,000 (68,000)	0.26 (0.18)
荻野 大輔 (注)2.7.	千葉県松戸市	80,000 (40,000)	0.21 (0.11)
土門 智康 (注)6.7.	さいたま市南区	80,000 (70,000)	0.21 (0.18)
宮脇 訓晴 (注)7.	千葉県白井市	75,000 (70,000)	0.20 (0.18)
アルヒグループ社員持株会 (注)2.	東京都港区六本木一丁目6番1号	69,200	0.18
若松 智彦 (注)7.	千葉県習志野市	67,000 (65,000)	0.18 (0.17)
小松 俊介 (注)8.	東京都国立市	51,000 (35,000)	0.13 (0.09)
岡田 通孝 (注)7.	埼玉県川口市	47,000 (43,000)	0.12 (0.11)
猪股 紀文 (注)8.	川崎市中原区	40,000 (40,000)	0.11 (0.11)
木原 亮 (注)8.	埼玉県加須市	34,000 (30,000)	0.09 (0.08)
田中 伸 (注)8.	埼玉県吉川市	31,000 (31,000)	0.08 (0.08)
大久保 弘嗣 (注)8.	東京都杉並区	30,000 (30,000)	0.08 (0.08)
西田 俊之 (注)8.	東京都荒川区	26,000 (26,000)	0.07 (0.07)
西田 哲 (注)8.	千葉県市川市	25,000 (25,000)	0.07 (0.07)
井上 貴央 (注)8.	東京都稲城市	25,000 (25,000)	0.07 (0.07)
吉田 恵一 (注)7.	神奈川県鎌倉市	20,000 (5,000)	0.05 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
石橋 薫 (注) 8 .	東京都港区	20,000 (20,000)	0.05 (0.05)
梶原 亜希子 (注) 8 .	東京都目黒区	17,000 (17,000)	0.04 (0.04)
蟹田 弘樹 (注) 8 .	東京都品川区	16,000 (16,000)	0.04 (0.04)
西川 昌邦 (注) 8 .	東京都三鷹市	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
山口 英利 (注) 8 .	東京都新宿区	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
中村 新 (注) 8 .	神奈川県鎌倉市	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
加藤 悠 (注) 8 .	東京都新宿区	15,000 (15,000)	0.04 (0.04)
鈴木 光紀 (注) 8 .	さいたま市中央区	14,000 (14,000)	0.04 (0.04)
町田 朋美 (注) 8 .	東京都足立区	13,500 (13,500)	0.04 (0.04)
太田 篤孝 (注) 8 .	横浜市緑区	13,000 (13,000)	0.03 (0.03)
森田 智教 (注) 8 .	千葉県八千代市	12,000 (12,000)	0.03 (0.03)
境 博徳 (注) 8 .	神奈川県茅ヶ崎市	10,000 (10,000)	0.03 (0.03)
佐賀 俊之 (注) 8 .	東京都三鷹市	7,500 (7,500)	0.02 (0.02)
太田 譲二 (注) 8 .	東京都文京区	6,400 (6,400)	0.02 (0.02)
谷 芳樹 (注) 5 .	東京都稲城市	6,000 (6,000)	0.02 (0.02)
今井 弘子 (注) 8 .	東京都杉並区	6,000 (6,000)	0.02 (0.02)
高田 睦生 (注) 8 .	横浜市都筑区	6,000 (6,000)	0.02 (0.02)
吉橋 聡美 (注) 8 .	東京都武蔵野市	5,600 (5,600)	0.01 (0.01)
大熊 正行 (注) 8 .	東京都葛飾区	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
若國 宏悦 (注) 8 .	横浜市神奈川区	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
増田 慶啓 (注) 8 .	埼玉県所沢市	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
飯塚 見知子 (注) 8 .	東京都江戸川区	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
鹿倉 淳史 (注) 8 .	千葉縣市川市	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
齋藤 克己 (注) 8 .	東京都狛江市	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
遠藤 哲也 (注) 8 .	川崎市多摩区	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
辻 竜也 (注) 8 .	さいたま市岩槻区	5,500 (5,500)	0.01 (0.01)
山口 太一 (注) 8 .	千葉市美浜区	5,100 (5,100)	0.01 (0.01)
その他75名		206,000 (206,000)	0.54 (0.54)
計	-	37,974,700 (1,894,100)	100.00 (4.99)

(注) 1. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役会長兼社長CEO兼COO）
4. 特別利害関係者等（当社の常務取締役CSO）
5. 特別利害関係者等（当社の監査役）
6. 特別利害関係者等（当社の子会社の代表取締役）
7. 当社の執行役員
8. 当社の従業員
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月31日

アルヒ株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 一郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 聡	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）の連結財務諸表、すなわち、平成29年3月31日現在及び平成28年3月31日現在の連結財政状態計算書、平成29年3月31日及び平成28年3月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、アルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）及び連結子会社の平成29年3月31日現在及び平成28年3月31日現在の財政状態並びに平成29年3月31日及び平成28年3月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月31日

アルヒ株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 一郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 聡	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月31日

アルヒ株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 一郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 聡	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月31日

アルヒ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本 一朗	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 聡	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、アルヒ株式会社（旧社名 アルヒグループ株式会社）及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。